聖徳太子傳

二

へ 13
3381
2

へ 13
3381
2

周芳州
景好寺

聖徳太子傳巻三

十一歳
引率卅六人童子達弓石郷遊之事

十二歳
百濟國日羅来朝之事

十三歳
從百濟所奉渡彌勒石像更太子度
三尼令出家事

十四歳

大正十年八月廿九日
本大學出版部

守屋大臣敬田人真興巌寺焼亡之事

善光寺如来之事

十五歳

用明天皇御即位之事

○文武 モンム
文武 ブンブ
極武 ゴクム
神武 ジンム
武烈 ブレツ
○文武 ブンム
天子ト云
ヨロシキカ

太子の十一歳時　敏達天皇十一年壬寅の年
春二月乃比大和國高市郡難波鍛の池乃ほとりに
あそ小林乃薗の中にして太子六人乃童子をともなひ
しくさあそびの波陽貞おこなはせ給ふ。ゑんみち武藝
の道としてある能くせ玉ふ。孫くと弓石乃あそびとなん
くわつを好みて此童子につかはすの后りく称
○日本八神おはしますの人のかぎりしかくぞおはすとて
此國の人みなぞ孫かる上数多の弟をいりとも繋
たゞおのれひとりのみぞありて。あるべき乃つかはして。○文武の
二つを定恵の二法たりとも文道のみとしたる綫たれ
御身のちえ乃ゑらいて忠をつくし父母の孝をつくに
孝ありて天下の政道をとなえまた万民を撫育

しておうじてことゞく仁義禮智信乃五常
の徳をそなへたり。日吉日たるとゆうじ武藝乃徳
をきはむべし也。○薬師如来十二神将千々の二十
八部衆みな護古乃女系久姚の薩埵なりと
のく随類應同乃白きをかうじありてをくも扇和
文辱の術とおもてを免弓箭を指物かとしく
刀杖を携しておくまつはずやしにへのゑ
むやぼんずにおゐくとやこの徳くまくはいので
怨敵とをいくぎ香の退治を乏げむとはし孝子
みだりにまいらずべし弓矢をとる身は常にあらはれ
し。○震旦にきこえし養由が術をと得たる事もあまた
あまた羿が名を知る法矢をあげしめ後矢法のごとも

○右

○此下提要
コト祖父王ニコト
○勧談用捨スベシ

けふにそびゆる仏かたに、○深く石の浮柱ありけるを
囲碁(いご)双六(すごろく)のしへ乃遊(あそ)ひなりとも、やられいしのあそび
りおほくたちとくに無益(つゝ)の遊しなる、弓(ゆみ)の
ことなし○、いさご銭おいめそみ字(じ)ともかねそれ
ほくいさこともを打殿(うちでん)で所以(ゆゑん)のあひびとれ文字
乃法男と云しびあそびくらるはと呼(よ)ぶ浄(じゃう)書(だい)にして
くる続(よみ)連(れん)称する事とうゆへに被(かう)ほられとそ
びこの石乃あそびごとし、と弓石(きうせき)にあそびと名づきを
まゐたるとて乃かみ文○詩(ゐ)奇(り)縁(えん)等(とう)あれはるを
けりくやはにとよりにて一切の流るはおほく文武(ぶんぶ)の芸(げい)
芸(げい)とことゝめ給ふはなく○達(だ)磨(る)太子(だいし)いろのもの
十六界乃法○解(コク)飯(ボン)王の太子提婆(だいば)達多(だった)にあい

しても后乃あそびとなりぐれせうぶ(きょうさく)をとらし
釈迦仏浄飯のせう殿ありける時に、○教(そ)文(ぶ)師(し)に類(けう)
王乃法弓の百人として強(きゃう)弓の矢を引しむれ十
六菜(さい)の法時一人としてよくこれをなるは○ほうろう
し弓ひけるをとりて、み梵(ぼん)天(でん)みきこし、ひき(ひきく)るの
弓に法えあやまちびく弓の的のはゆきさ三尺の的(まと)
七の鼓(こ)と射と徳ある大地の底まで十六方中(ちゅう)旬(じゅん)
今(こん)輪(りん)際(ざい)までとおし釈ひ行りいふ○羅(ら)睺(ご)羅(ら)の受(じゅ)
徳(とく)太子のしえといいくくれにしよ弓く武(ぶ)童(どう)子(じ)
彼とのあひ弓ひろく種々(しゅじゅ)の勝負(しょうぶ)をなしけし釈ひ
○おうひそもそもふをといてかるのをえかるのひい
竹(ちく)馬(ば)にむらとりくと続く陸(りく)地(ぢ)とをりて志

かくしてのち万里の虚空にわくと雲をも十方に
を霞をもわけ空中に行住坐臥し飛行自在の
通を得たまひけり大聖大権の法華を行ひ
あれぞりしめておびろくひろめたまへども便能
應同のまへ五尺ほどにさがりたる法の池の国
ま武蔵国の法華経とひらく。それより又多武峯と
し為給ひけるその後みこ太子の。法華経のまう中に
びまんしたる公達をうしなひて五十六人の童子のまへに法
華くおよくおけらくとのく一さいの衆生をすくひ
為そてさうらふとかやとうよれわいけんそめんく
に一念の功どしり法をを同じにゆかんおもむきてたまに
とひきよくまんれいとしる五十六人の童子のたちこを中

ほんぞんたてまつりて○八方に立はしりをち同時に
ころとはぎを異口同音にうたひあげ作りけるが
子つりけるをこしくぞうちつゞきしまを給ひけ
つまそうじて天竺震旦日域三国にお弟じてよろこ
はうてらを法文字のよみと一つの色に流れのごとく
弁舌とどころかなるのごとくさくらん給ひたるはうれしく
連日の法をう給ふ太子にむしきんはしにもし
ゆうきたる○卅六人童子の法文名と末代のそうしんに
大和国法隆寺の講堂にまつりたる太子法身の御影
にゐきうを給へり
摩呂子親王　筒嶋王子　久目王子　小林王子○大
京王子　小嶋王子　雲見王子　難波王子　早来王子

○皇子十人
童子廿六人
合卅六人

石見王子　これ拾きみのきうれは法兄弟也びは法
門の王子なりと次よ文郷と雲家の君達乃
交名等をさはしね給へり
鴻角童子　小嶋童子　早走童子　鬼勝童子
岩平童子　月影童子　檜隈童子　小松童子
山路童子　坂住童子　走出童子　橋本童子
鳥羽童子　弓取童子　早自童子　足軽童子
縄手童子　床山童子　遠山童子　高松童子
鬼取童子　菖木童子　十市童子　田嶋童子
大養童子　馬耳童子　已上卅六人なり　柳下これ卅
六人乃童子の名はみなこれ大聖権者久住通薬の大
菩薩等なりしを志づしく宣儀利生となりたる太子の

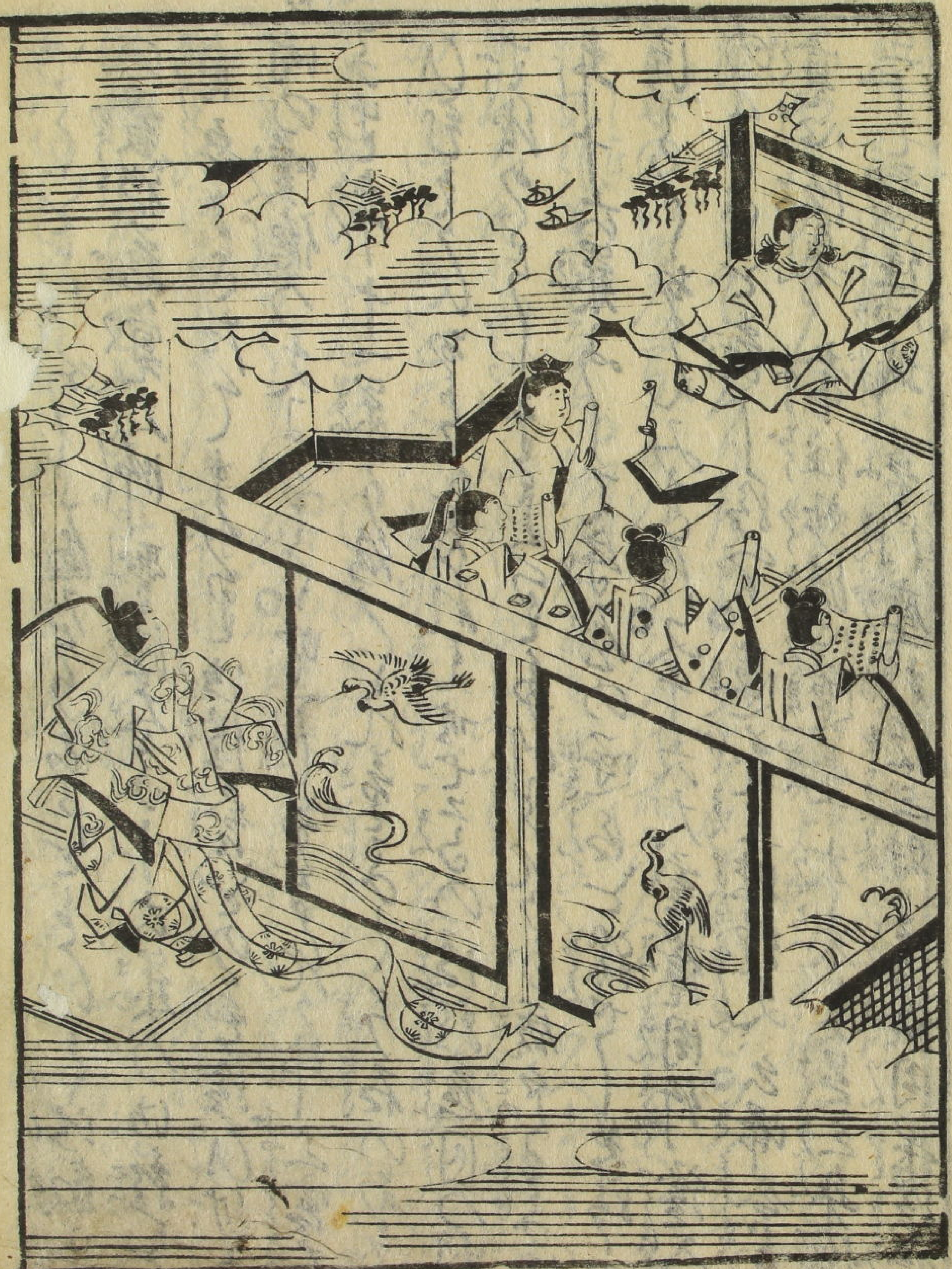

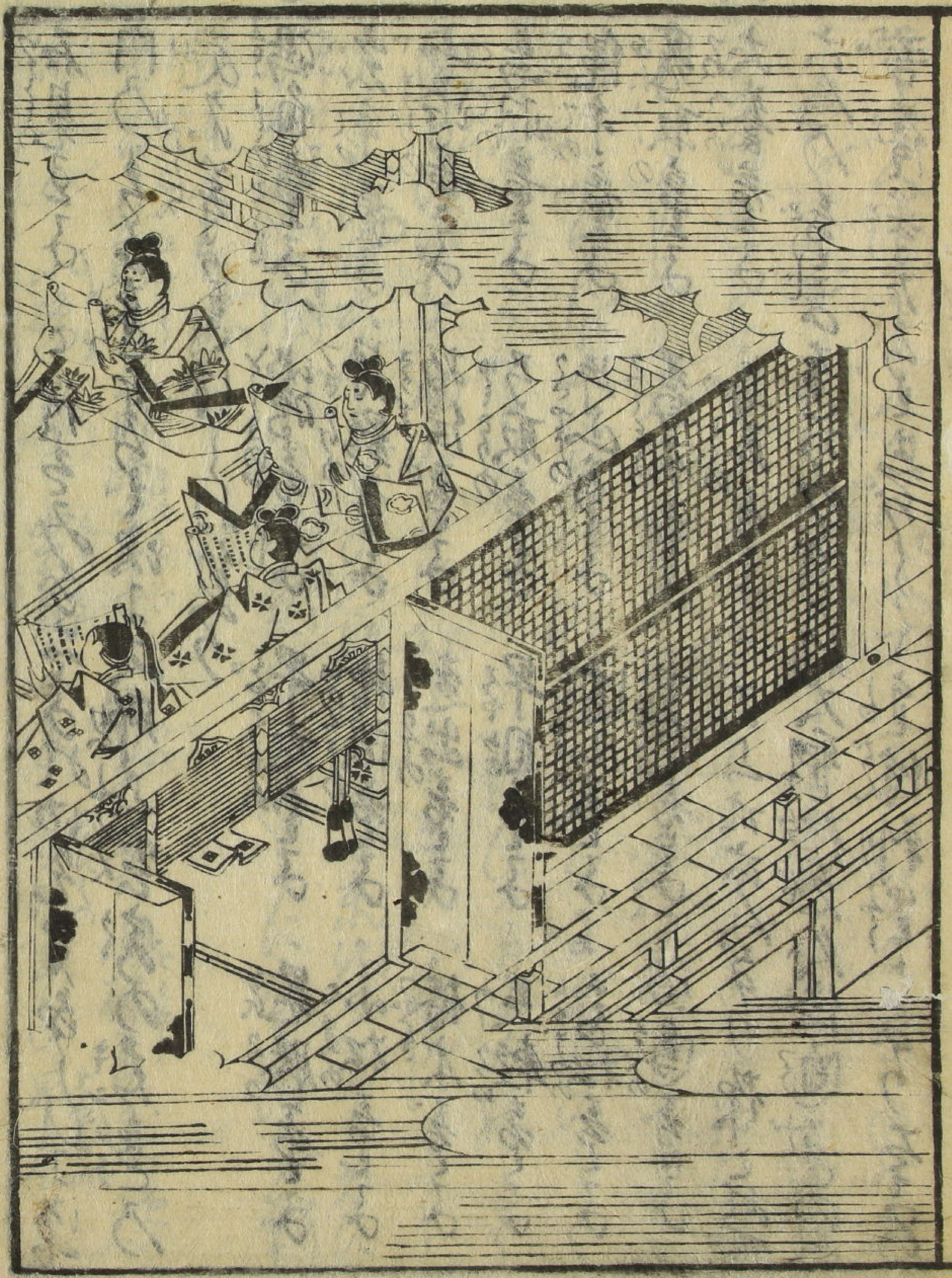

いふことおしへ給ふなりとおもひしに　○比叡山
の嚢祖慈覚大師聖徳太子十六歳乃法影を
自ら図しきたてまつりし法隆寺との宿坊にかけられける
時の嘆徳乃文にいはく　○如意輪菩薩は上宮太
子生年十一歳の頃くれ此尊をのとく石のあそ
びむかしにおとらんぐれしかも七尊の恒沙慈悲乃利
生後めぐらし給ひし事にかはり厩戸王子法
年十六歳にして守屋の逆乱と誅せしめ給ふ
法らくおりんみまだ　○又十六大菩薩周行證入
のくじふと表し給へり　○蓮花三昧經文に云帰命本
覚心法身　常住妙法心蓮台　本来具足三身徳
三十七尊住心城　普門塵數諸三昧　遠離因果法然
具　無辺徳海本圓満　還我頂礼心諸仏　○この
きやうのもんによりて慈覚大師　聖徳太子と嘆
徳したてまつりたまひしなり　されバこの太子十
一歳の法門乃弓石のあそびは此六人乃童子に一云
乃示化ともいへり　○弘化の聖徳太子とゝもにへだてなく
まつり於七尊に配し奉らせしめ給ふのごとく連日
の流遊どもしと父乃　○用明天皇ことにおそれ給ひて三のび
て法えいりんおりて宮まいらんごとありて后よ
りぜぎと申くそうれ　○我厩戸王子弁で宗帝同じく
於そ此法向うへまひ耳目と知ぐらし寄特まこと
に弱しとすなもせんへどもこのほどのまん日此流遊ど
も八ケもとこれ家もとよびは　○一箇此中に於六人の

四十一歳ヨリ九界ノ王子

義てゝ八方にむかひ唱とく経乃てし号しと同時に
こしくそをてよをゑとをへりも○と日ようとわがをま
とし八年四十をとちすつをそてまう所作し去て
十一歳れ法时よりとき又用明天皇の勅宣にて八年
四十のとおかつをたてよう語ひあるも○と後く天竺
とをしぬれし釈尊のざいせの十弟子その随一
よ目連尊者ハ天耳自在れ徳とそなへ身ましのふ
阿那律尊者ハ天眼自在乃とくとそなへ身ます
○つまい後わがてうの聖徳太子もとこしせ経りびちく
ノゝ震旦とどうふ人でし源家れ天子を乃ゞめて○帝三
代乃黄帝中とかありし国王の法代よ十人の臣下わ
つとし釈尊れ十大弟子乃ことくとのくみな一随く

と身にしてとらくし侍りき○故黄帝れ十人の臣下に
離朱伶倫とて二人乃臣ありき○離朱と申者は
臣下ハ天眼自在にして阿那律尊者れごとく
ものをこまかに見る事れ目とくとそなへ千
里乃外に蚊の行脚れ力夫の亦れぐときをありちさ
らをとおさしくにこ語くを見所○伶倫と申臣ハ一天
耳自在にして目連尊者れごとくみしてみ
のうしれとくを聞してこれをみるすごくの里の
かひ物のあすまもとおさしくにこれときて侍りい
海よりそうれ聖徳太子もみつくのごとくむりしれ
離朱よりみさしくす天眼とりびやとりへでも震帝
まの多くひ○がてゝ竺震旦十方れるすとみな照覧

ぞ。いにしへの伶倫が耳にあつまれども榻上に座し
給ひて奈羅城の卅六人乃ことばをとゞこほらず
きゝわけ給へり。まことに聖徳太子は法華地
救世観音三世了達の法智恵現じ給へるとはいへ
ども随縁無因のまん人には不思議なりける法なり
たゞしめされたる十徳 一には力ハ金剛力士のごとく。二つ
○には智恵ハ大聖文殊のごとし。○三には慈悲ハ観音のごとし
○四には忍辱ハ羅云のごとし。○五には説法ハ富楼那のごとし
○六には飛ことのはやき事疾風乃ごとし。○七には雲に乗る事
隼のごとし。○八には善をせんずる事のごとし。○九には宮殿
花のごとし。○十には行ハ楊柳のごとし。そうじて普天
率土ざいしんにあまねくひろまれる事なりとぞ

太子十二歳御時　敏達天皇十二年 癸卯歳
秋七月敏達天皇勅してのたまはく。百済国
に葦北の国乃造達率日羅といふ賢人あるを
めしよせたまふ。朕かの賢人を求めて国の政
をまかせんとて。則。紀伊国造押勝と吉備の海部
部乃羽嶋とあんじと百済国にまた唐使としてつかはし
日羅を請じ給ふ時に百済国の王日羅が賢人なるを
して惜みおしきことにおもひて日本へ渡し
たまはざりけり。○天皇かさねて羽嶋と遣はして
日羅を請じたまふその時に。ばしま百済国の王ちた
まんじぶ事にひそかに日羅に勅命しきりに
日本の天皇より勅使乃しきりに給はれど

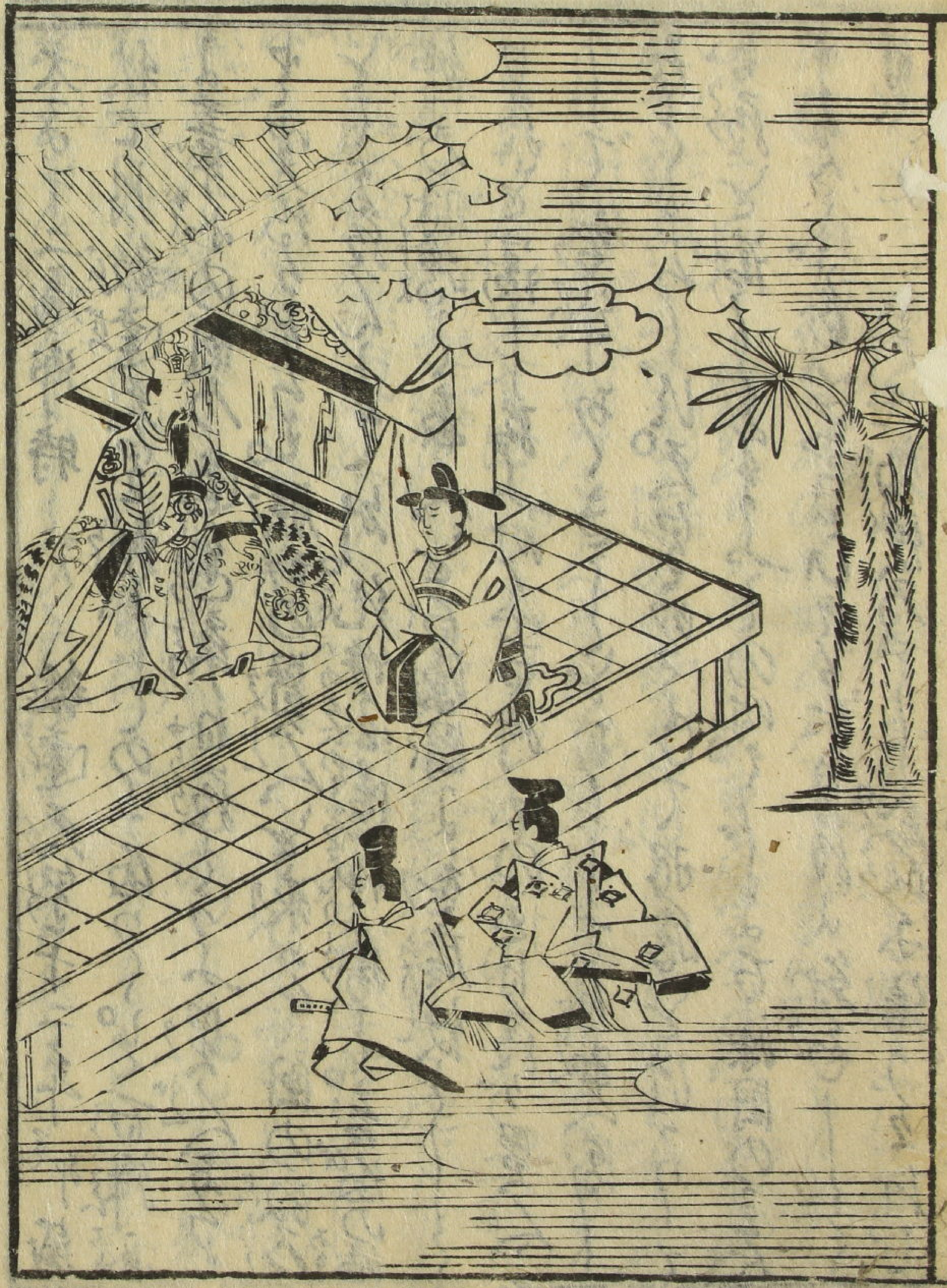

○日羅ゆゝしく厳猛の氣色ありとして來りしが
日本国の天皇の威をおそれて異儀なくまゐりぬ
だんだんにやさしく給ひける羽嶋をつかはして百済へめされ
ひそかに日本の天皇逆鱗ありて天氣をもつ
てのがれ給はんぞ日羅を返し給へと厳
猛の氣色をあらはしてやまざりければ○百済国の王
左右なく返されけるに吉備の海部の羽嶋○日羅
をむかへてあまりにもてなし難波の津へ
着けるに朝廷より勅して阿倍の目の臣物部の贄
子大伴の糠手子等をつかはして国の政を
とひ給ふに○日羅は勇ありて智計あり
てはたらきあさからず大炎のごとく異相

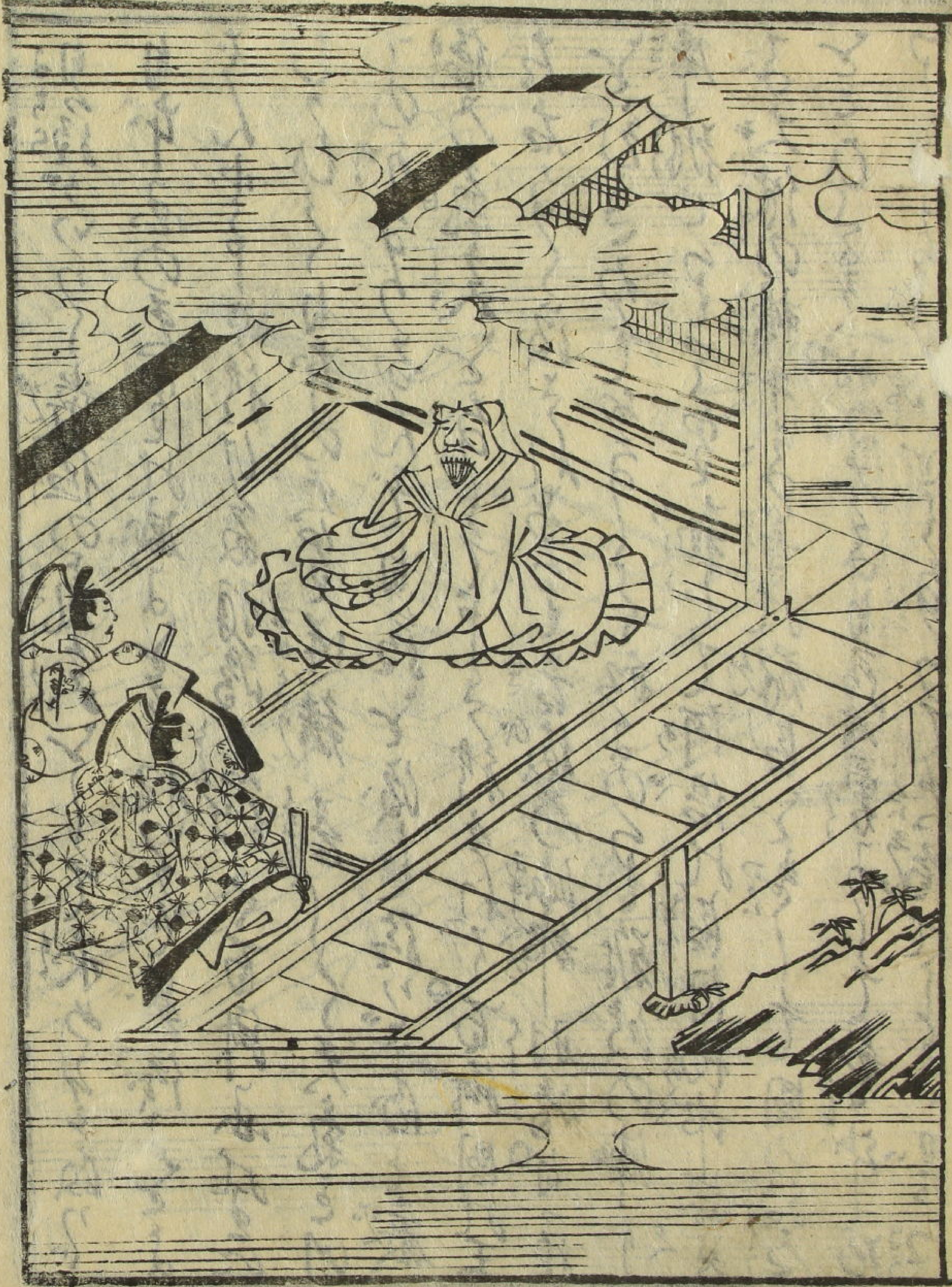

あうことの光を見し人さへ。けだかくさとり給ひしくし
て。けふをにもとゝをぬる。はさ乃衣あはしの窟(いはや)と
むすびそれをしくして日年ほどれ十一二歳(さい)
れ下司(げす)乃わらはへ。十余人めしぐして太子雑(ざう)役
のうらに遊(あそ)び給して下司童子の中にまじり
りてましくて戯(たはふれ)とあそび役(さまと)はせ給ふあそび
なをりうれて仰ともりに樹(きや)めて太子乃様(えい)へども
とうらひに御覧(らん)ぜられ神たまふひけ給ちまり附り目
蘭後十よ人(み)のどうじ乃中にたちとおやしきた
てまつり奴子(やつこ)のはきそいつくかくちなれどうしろ
身は通力(つうりき)ありくわうの神力(じんりき)ありされば乃衣(い)
裳(しやう)の色(いろ)いとんとこしらへ慈童(ろうべ)のまゐりあひかゝる

ひろくきこへしもいたると。太子の御ゆくゑしらず北政
事をきれしものゝときこえしめして夜あけやく
みぢからを給へり時に日羅いそくひそく龍樹ごと
ひそてしつりある。太子は此はうし給の法衣を日羅
にたまはじとする。はかなたてもつるかしありしはなり
申されどもはかなきうすりじはしも給ひるかしくし
てゆり給りぬ。太子父の天皇にやう給ふ中のうの大
国の旅宮のごとしとうらびひそん給れば一人を河内
ぜんじやうられける白羅をしはなさうり。ところ伯中を
くれ極るしとうらむりてぜんじやうれるずとも
あがりいは清談をそへく給るとて。はつはよめさるゝと
しるの赤衣をきくあまてひろく難波の浦に小行寺

なり給へるや此時日羅庭上に跪て合掌し敬
流しん中よりおのいはく法のねく侍りけるハ是ハ西しく
嵯峨釈迦れ生れかはり給ふ清涼寺や何れ昔の所近
ハ香の老人の作ふくゆしゆくべきふ二世尊の形を
像のひのめまこバ従ふり十一二歳の帝子にと名をねへり
出し給ふれや我身ハ西しく極法弟子やとついへとも
いまだ先身と侍まで八角れ寺所やとて法を流し
当り侍りけつく義ある事や。称太子れ本地
此と遥めまさバとゆくハ極楽浄土の猶如乃大士
らくい又補陀落世界の教主や絶ると。今うくれ
ごく法越応同して大悲の利生を施しまのへる
とてその礼文をよみくいて。敬礼救世観世

音伝燈東方粟散王とぞ申しくらし奉礼し
奉りてよろこびけりとぞれ此の給ハ本地ハ救世観音
申すやくハ東方粟散国乃王位よむまれの事を
ふれども多く侍りぬ。そのこれ太子によろ伺へとも先れ
文を法てつくとまへ奉りて。又於西方来絶生開
演妙法度衆生と太子もこれと云度唱へり
又此んハ本地ハ救世観音无縁の慈悲にて潤され
西方浄土より東方日本国にきらく仏法を弘
流せしと利益もそとし宮ふ佛を善くれとく
太子乃本地観音と礼し奉てまへると此の宮
。眉間より光明をそれし日羅ともも
又身より光明をそろし奉じひよてまし侍りき

そのとき太子はことも乃人〃を日羅の死をしくまこと
こゝ殊のみ下れ旅宿とのく信敬乃あつかひいかに
して随喜のおもひをおはせ給けるにその
ちる日羅とちく死してのち阿児を
すんぢさ多聞の所在れ。ちかぶるも深重みして
◦とやく再三ひきとゞめども宿債いまさばくのみ
仏勅令いくほどなくして殺害乃ありにおよんで
死せん事をまぬかれがたくをはるまでに◦尊き
んぢゞしの所なれども二生をしまれたるを
ぬきんでし古体とおもはぬ幼稚幼弱乃ごとしまう
我生る終をこふ此をいへども少しのまとゝ〔?〕
ぞまことにわが後昆をおひぞかれ生死無常

乃別れやとて太子も竹の〔?〕を流すかひなれば日羅が霊
たるとて頭を地に伏涙を流す有様まさに有為の事や
◦太子仰の人と同く哀を催し給ひ其時日羅也
然ぜんとく曰我唯今太子に啓するなり惜しむ事
を背給る前より後は更に乳を呑子乃
母を慕ふるに似て一日片時も幸あるまじき
西伽りに東海日本に出来べしとすゝめし
まつりしと◦衡山の峡にのちに生れかはりて
まゐり今は中にありて二生乃所遊縁〔?〕
てまゐるにぞうしてきれとて伏し泣くところ
なきて給へるは太子をとりはなたずのぶ給ふが
しき生のことのがたりありて泣給へり

太子十三歳御時　敏達天皇十三年甲辰歳
秋九月に弥勒石像一体百済国の大王より日本
国へおくりたてまつり給へり此時太子蘇
我大臣に仰らる今年のうちに礼拝供養したてまつれ
給ひけるその時に。太子蘇我大臣をまうけし
て殿をつくらしめてほどなく大和国高市郡桜
浦の家の内に大伽藍をこんりうし給ふ此御
閣まで金堂三重まん定めんまではかまへられ三ある書院
文殊あり講堂七間二めんあして本尊は釈
迦薬師あみだ又四天王あり六間の僧坊あまた
く鐘楼一宇経蔵一宇二階楼門一宇。又重塔一
塔一基食堂あまた文殊あつびん賓頭盧あり右

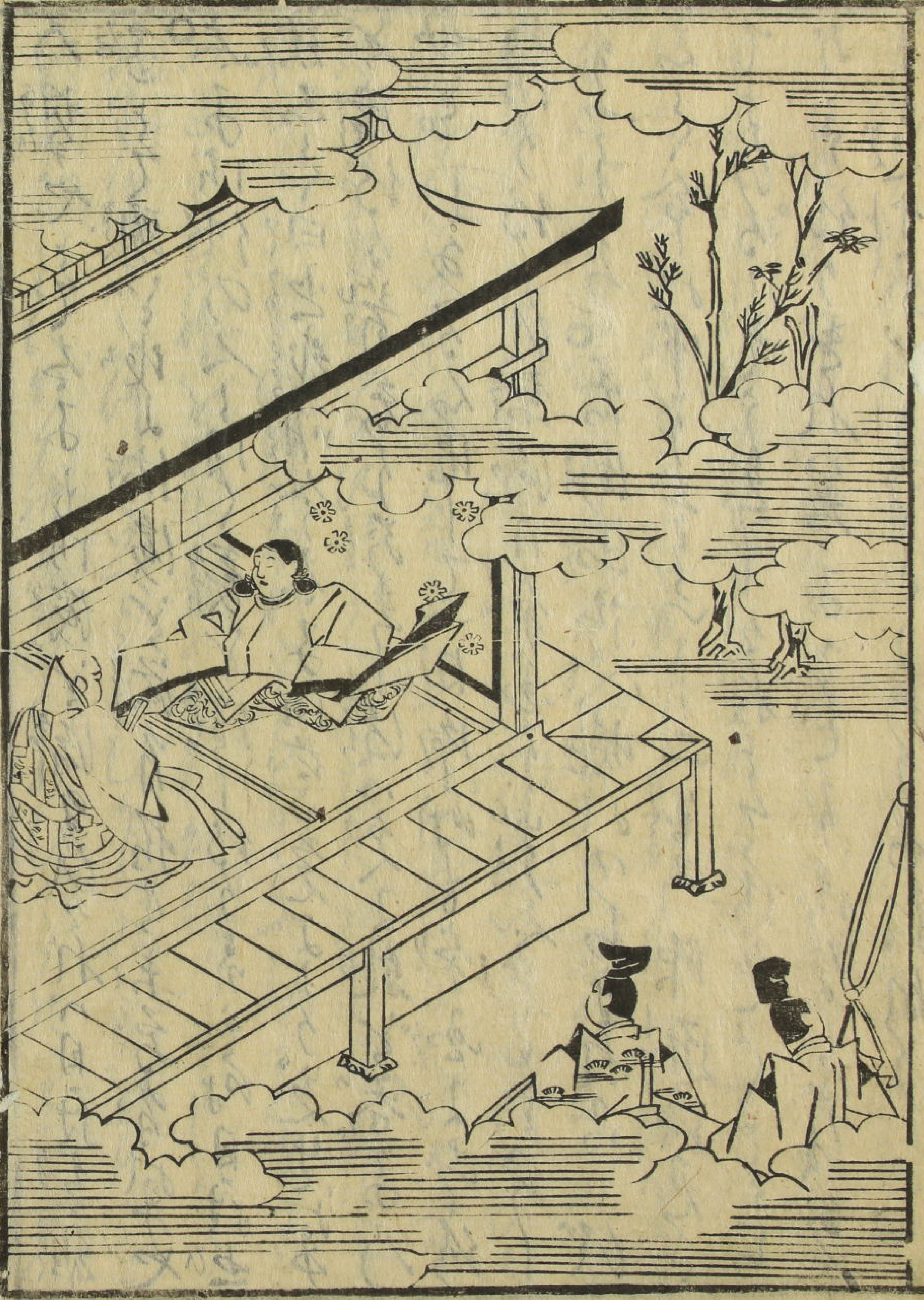

この大伽藍とおよそ十三ヶ年にしてことごとくたてはてらるゝを
とりて寺号をも興厳寺と太子自らなづけ給ひ
なりしかども本の名をとりて豊浦寺とぞよびける世の人
この寺のことを豊浦寺とも建立せられし元興寺
初の仏閣なりしかば太子の寺は宝塔を建立ありし
尚して蘇我乃大臣ようたてまつりて供養ありし
宝塔は仏舎利の為なるもとの宝塔に仏舎利
をおさめたてまつるべし○そも仏法をひろめんには
らんは中にもこれまた地よりし給ふ法修行
とおもへるあまたして仏舎利を祈請しかたく
まんずるしかあつけし所をたのみてそれが
の大臣せんじんをいださずして三七日乃おもひ

持斎一食して祈請せられ給ひけれども一粒の
仏舎利含光のしるしもあらはれずありけるを
して飯のうへに錦をそへられ給へり大臣かんおう
むなしからざる事を悦び給ふ○一夜に舎利の
出現をまちたまへ○天は末代の衆生にをしへんと
のちにくんじゅのめに鐵質のうへにをきてこれを
鐵鎚をもつてこれをうちたまへども舎利はすこしも
くだけずして鎚ははらはらとくだけてちりしぞ
いへども仏舎利そこなはれずいよいよ光明
とどまりしかば大臣随喜の涙をながし
瑠璃の壺におさめたてまつり太子の
舎利をおさめ大臣をつかはして

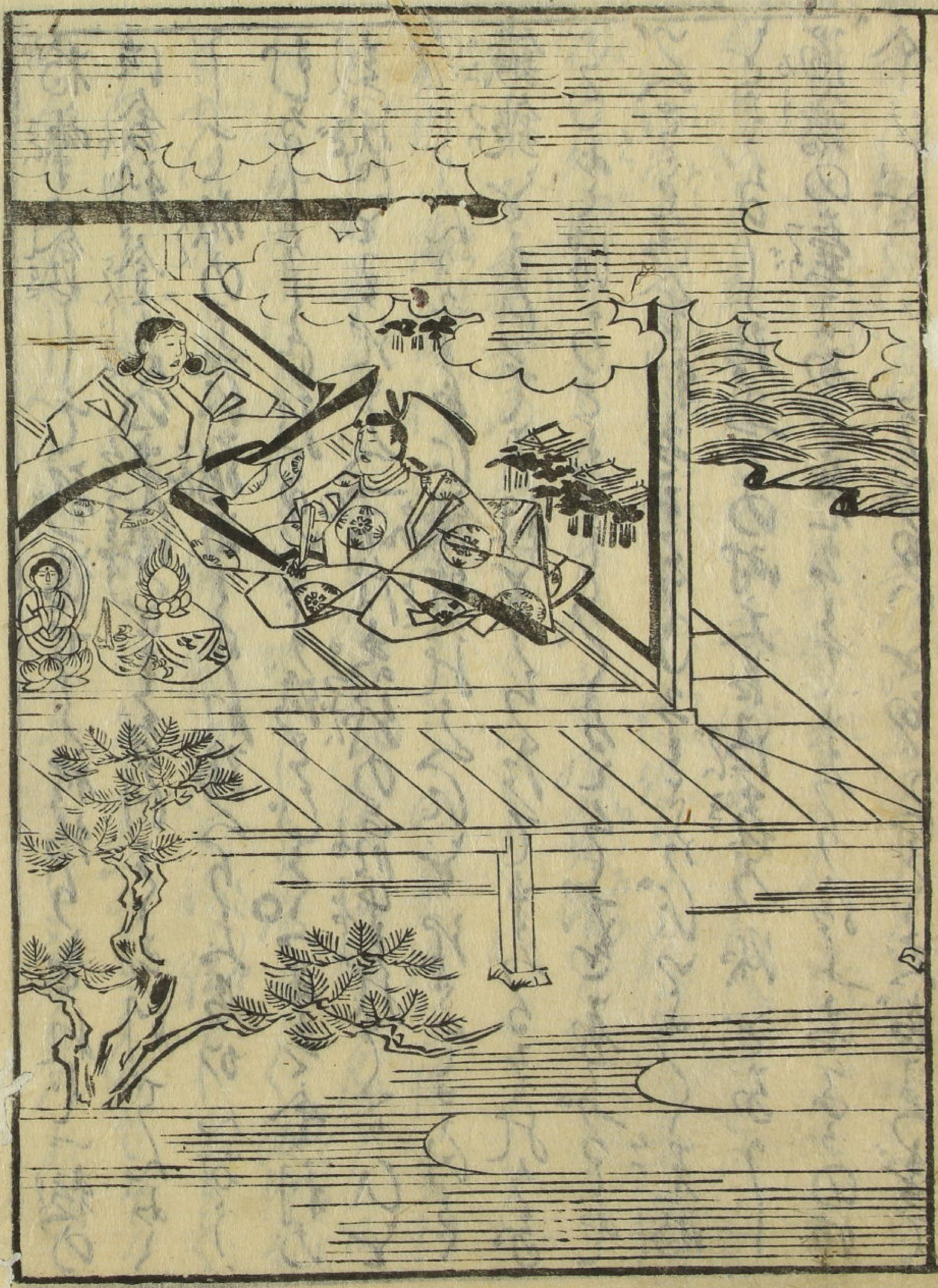

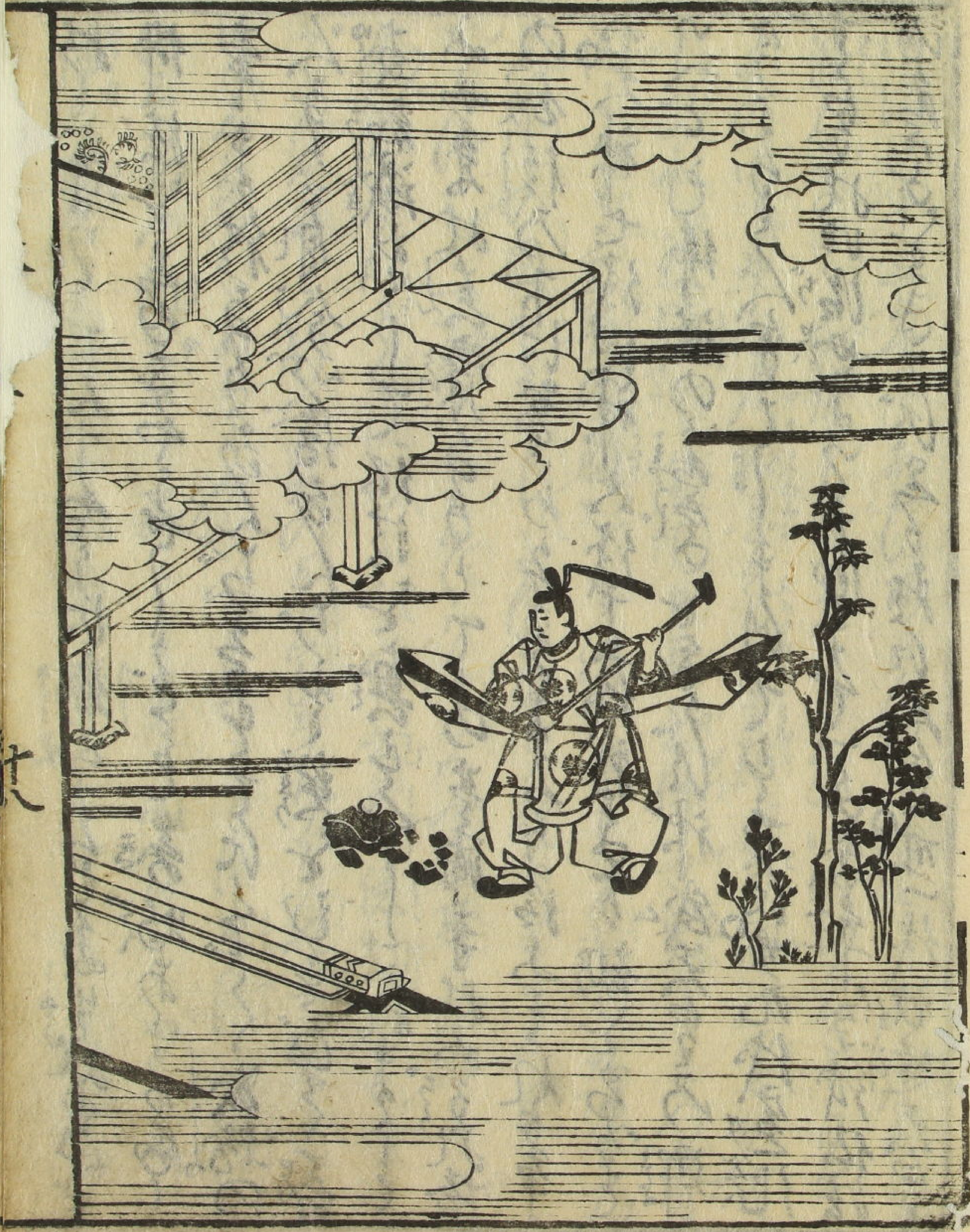

れさまりくせんしやうに衛士よるとるが生れあひざ
佛法とまはるやうせしらどもし寄特あるり何
事もまはちなりあんぢるをでにぐとく瑕瑕の
んぢるり自今以後あんぢやし契をむすびくる
むね知識なくして仏法と奥ふるべしこれまちくと
本朝まれ真覚ありとてその寺豊浦寺れ又なる乃塔
の台相乃下におさめなくまぎり給ふそれ日本
〇天神七代地神五代十二代敏達天皇乃御?と申なと
いへどとし佛法の名字とさうば神武天皇乃御
宇よりも人皇をもはじまりてよをでに〇卅九代宣化
て皇まれ治世よりて御まで一千余年仏法
の名字をきうばしけれに人皇〇卅一代敏達天皇

の治世十三年にあたはさくにも生身乃銅像の釈
迦太子と示現し治年十三の治時いづれも日本
本の中ゆをた大和国高市郡豊浦村里にも
じめて弥塔をそてをむ云佛世界よこの佛
閣するに三宝の教をを絶へましくて仏法もん
まやうの国やちるし段を仮我ありいまに三宝へり
ちうけたの一善ととかくりるみな聖徳太子の
恩のとんどくにあらしや此善と德劫ふも[illegible]
ぐらくれをられ三宝の名字あるなり〇それ三宝のつき
ておふくあるしとりへもとことに末法の[illegible]
の三宝乃利益と縁として[illegible]
佛一切衆生のたがんに三の財とをくれどもる

色ゝ身つるも世間の財宝とやまをなさしむるは福業つ
みちたれとものを今生にまかりく感得しがたし
ものたちうるおほしく宿縁によりくざいかうとゑ
くいるる人もちうに仏法をうけは遠近にかもとめ
東西まよひて宍天にわせとるすし極楽へ
まかりとものぐ山おきて山賊海賊つゞくとう
れ海沢のまつりひふさもときくしすとはりくち
し累みはせりあふかゞまたうのあんとおそ恐怖
家財宝まれ火盗賊のあんとうまんてあんを
のるし先一生ハもるしくはら身をいへどもきまよ
うハちりにつなぐししちう徒だおいは論文に
忽然獨逝寶空遺ニ特繋憑掌不隨ニ彩後調笙色相

無防ニ寒温身躯羸弱一粒不貯心神恍惚一旦更
如夢仰天拭涙不見可助人叩胸不来可憐
輩恒随身物名永世罪業永懸心更即後悔
悲也とさるとこそせるれ七珍万宝も一ッとして
すいつゝめいどの資糧あらずされバ佛へあるは
ざいかうと賊とし給ひしとて後世をたのむる仏法
僧の三宝と一さい衆生のやうにあらんいへつらぬれ
三宝こそ仏法僧これこの三たからをまいらせしめに佛
寶中ニ一切の経像等は佛菩薩とされ
まり一さいの佛菩薩くだにりの経のゆいしきみ
一称一礼の功徳を以て現当二世れいかん
ともうのちをちへ

けして讃をせしめられけるとおほせし所ゆへに一さいの衆生
じやうのために乃なりける三業乃とがをはらひ給ふのざ
いしやうしやうじやうくどくなりとも○第二の天台にいはく
一さい乃経論聖教ありといへどもたゞ法花経には若有聞法
者無一不成仏ともとかれ又一称南無仏皆已成仏道
との給ふなりまた大般若理趣分には殺害三
界一切有情不堕悪趣とのべたまへりこのゆへ
に一論にハ一句のめうもんハ億劫のつみをもきゆる
し一偈乃名字ハ優曇花よりもえがたくまれなりとは
申されけるに三の義ありこの中にハ八字法乃
功徳とよみけり第二の[illegible]申さまたげ第三の
[illegible]一さい乃僧比丘尼[illegible]しく三

わうどをさまらしめて法もんをまもられ華厳寺をたて
給へとりんせをくだしかへされ給ひけるとかや○仏の御
かうめつはいまだに善光寺乃如来と太子○八宗の法門
新羅国よりわたしましてとうどにつたはり今の綱
の釈迦乃三国を伝へ給ふ閻浮提第一のほとけ
めでたき法寺に三宝の中にあらためしめ仏宮へを
しめされ一さい衆生じやうぶつとせ後世をねがは
せ給ふ御ためのおんことなれば第二のたゞ
らめとて太子六宗の法門○百済国より渡りし
てまつりとくし経の経論二百余巻を一さい衆生
しやうの現当二世とをしへ給ふことなれば仏法の
第二の法宝としめされ候なり第三の御ことは

○百済国の仏像善光寺如来の法ともしらく
日本にわたらせ給ふ○恵聡恵弁中や二人の師
僧とうのさいさよ法建立の興厳寺に経納せし
めう行へりしまうりしへども○日本国に女房の
男女もつまさうしうし時代あらしうん尼成二人
もなし一さいの法隆の中に比丘比丘尼の事
とつかね僧宝やせらとまう所に法時ん百済
なれ二人の僧尼経おしゆる給ふとられども○かうぐ
尼成一人もなし三がいいまださうらひたるに三
人の法をれどもきうけして出家せしめつるて
うれまるもじや乃紅尼に入めうらせんといひとかし
なきうてまと三人の法めのとれその定名ろ○月蓋妃

○月蓋妃○王照妃とや三人乃めのとを法ま人へにめし
てあらきをし給ふゆへとのく河児がうしと云ふに
あらそて一云もとるもしく申すくるばきうくだしやのぶ
ぶしそのく乃へうま○三人の法名れと人乃うへふ
てもつまできうけるもゆへく給れども出家せよ
かしおかせうふむしくん事○蓋みもまつしぐ様そ
とのくもともむしく何るのみてを給れ其の法室
様むつでう一云をもとるむしきうそてまつるべさうる
しくうを人西りう給りかんどや○とやされ余れ
○あまあまうけしなかうそれ多生曠劫まとも人
孰とうん家のまれあうるとともひ人身とうく
ゑ
ても仏法まあつてともとうもかくし

なれば いく人ありとも〳〵仏陀にけちえんなく
くして むなしく三途の古郷に帰りなんこと。これ
宝の山に入ても猶むなしく帰るがごとしまことに
もろ〳〵は何の為にあらん一さいの女人は死
のちかならず月のかげをかへるべしといへども地獄
のくるしみ三途の苦患はいかにして仏力にはな
らば八浄土へ法のかしこくしもさとり生じ世を
三悪道とこそみえずして一度道心をおこし
じ出離の心さしもなくべき。あそばれたる栄耀
のあはれの下に比翼のちぎりとむつびつくし
芭蕉の葉の風にやぶれざるまれがあるもの
きりの露の乱鳳の鏡よりもかなしべき芝蘭のちぎりも

ともにかなふのもし寿命の命はさかんなるがごとくなれどもかなき
ものなり。さんぬれば寿命の長短ははかるべからず
しかるに…馬のごとくに人の命は無常なる事
を流る水のごとしと釈にもかかれしといへども
とぬるはみあまりちかづくしらずや
いやしき女人は五障三従の罪とのがるべき。
みやくは卅二相の菩薩の身と得るべし
きぞうけ…ひとれば三人の法ありとかうき
よ弥陀も出離せりまことに左に…
こしらへ…あるきとも…
ごとし知り…三人の…
さらんな…花乃さかり月のかげ…

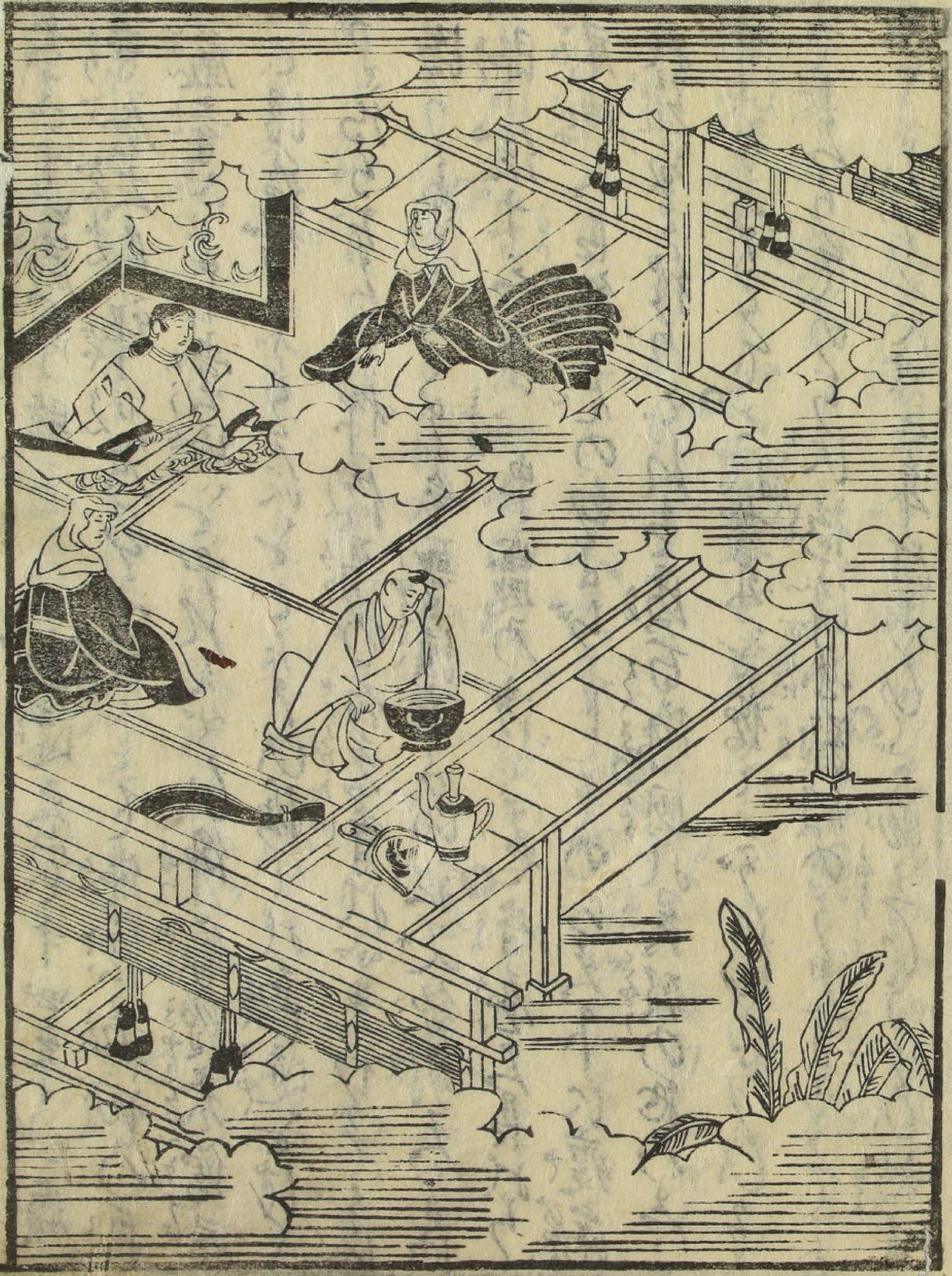

とハいへどもちやく出家乃こゝろざしありけれバおぼしめしたち
そのゝちの后までに八月益姫(ますひめ)日益姫(ひますひめ)玉照姫(たまてるひめ)としやされ
尊ひかりて、かの寺のうちハ法名給つてめでたきひて一人
とは。善信(ぜんしん)一人とも。禅蔵(ぜんざう)ハま一人と。ハ恵善(ゑぜん)也
あづかりさまのひろくもおゆへに。およそ十三の第一出
法寺より三宝の数とそ給へとて、ひとまゐそれ法一
また後このつかぶえたる女衆八難波(なには)乃うへまでとう
ふさそしきたりかの法寺に安置(あんぢ)せしき給ひさしぬ
まことに日本(にほん)に仏世界(ぶつせかい)三かうの般若(はんにや)の国と
後の未八聖徳太子十三の法時しるし乃法をす
はしんとも

太子十四歳御時　敏達天皇十四年乙巳歳
守屋大臣邪見乃ものに但して佛法最初乃興
巌寺此やう堂塔をやきはらひ佛像経巻僧尼
を損傷しことごとにそこなひ損しれ悪逆をはく
まと侍りたるを◦神佛加の善光寺此如来をうつぐにたうじに
流りたまふなり此聖徳太子の祖父欽明天皇流
御位十三年壬申歳乃御事なり◦守屋大臣此ち
尾輿大臣邪見のあまりにじうしその比天下に疫病
此難波堀江に捨られき此百済國は異形の佛乃ちよ
弁がたうをとりて◦これ如来をそのうちにおさめ侍りをひとせ
てまわりてのちに摂津国難波のうみ丸をすてしを
くさりて此三年まであひだ海よりいふみひ渡り

あじよふひ給ひ昔のまとそのうちたてゝにおはせあさうきて
其年十三の此してじめて◦大和國高市郡に
興厳寺とやだ大伽藍と建立して難波の海より
如来をとりてあげそそてまつり此寺においてちぐ
さてまつり給まるは又天下に◦疫病おこりたれば
きれも守屋大臣のみかど敏達天皇にそうし
てたちくわかつて◦日本は八神乃ちりざえてつくり
制し給ひ人が他の天神をおゆくより一天乃君
よるを下万民まで帰すてもおもへ外にれきものじや
うとうみそうて給ふ此人は神の氏子や是のほり
まことに八神事とされたれいつもの◦聖徳太
子むかし只今此よ堂塔とたて其の異形の佛

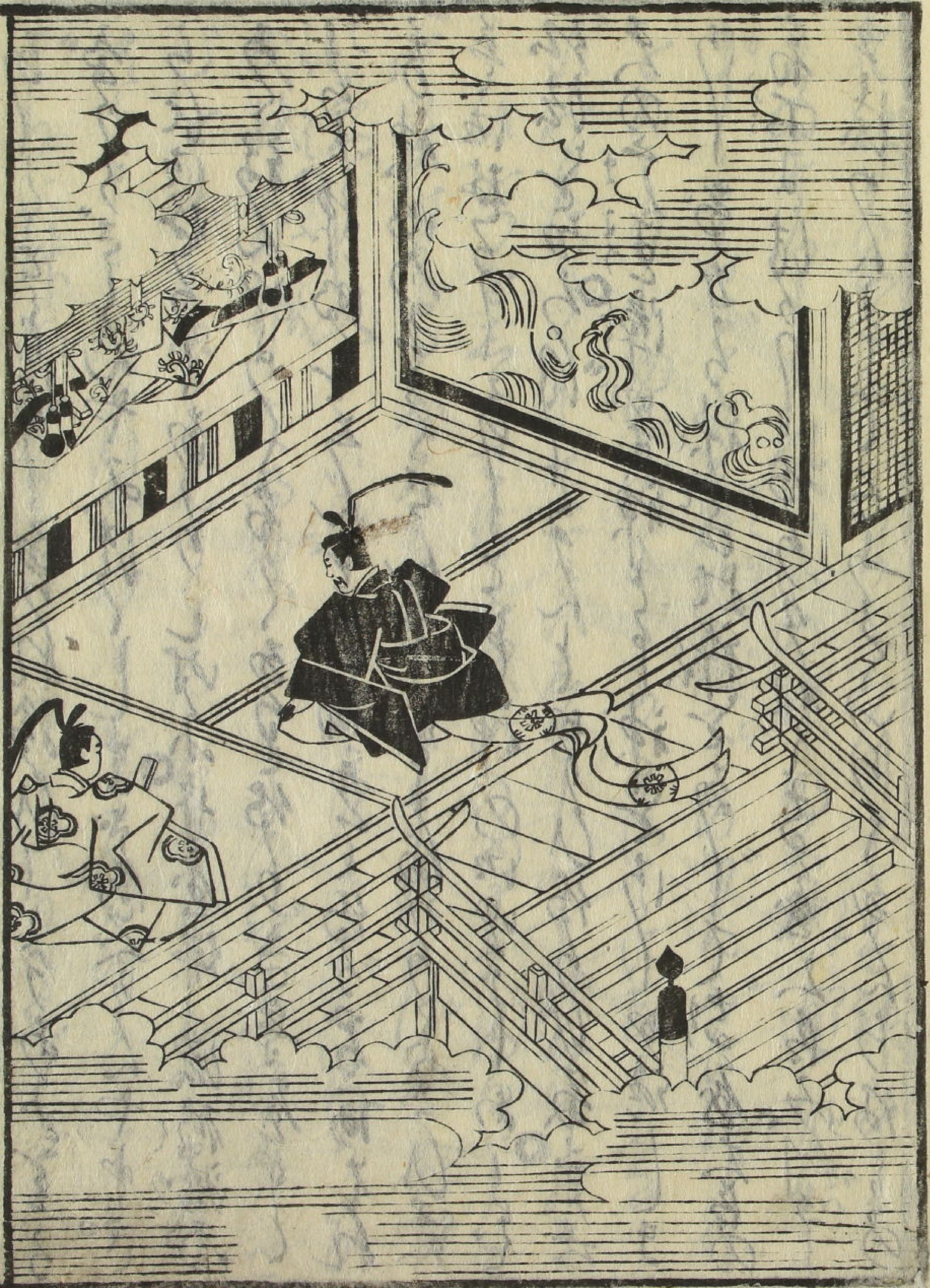

とはがめ給ふゆへは日本神明の祟(たたり)おもふして疫
病(びやう)の災(さい)とおこし給ひけり。かゝへはこのいぶやくれ為
あがめ給ふゆへなり。天下のおぼえなるかげき玉
ふのさつなんなるとて、やくはやうしとうつくしく
われかどうぬかく仏像(ぶつざう)とかうぼしなんをなし
給ふと申されければ、時のみかど、敏達(びだつ)天皇は
にまうしめしつれますゝぎしてし勅し給ふ
やきそれ寺車(じや)乃くわかへはとおんろく後車(こうしや)これ
とつもし、先とはせいつ。先帝は治代まおんち
う父尾輿(ひこ)大臣邪見(じやけん)よりく悪心来とよろこ
とこゝをひさしてまつりしに、弥(いよいよ)さかんなりとあらて
天下のたび出火乃西(さい)あり。内裏(だいり)を重ねて天ただもれ

なくともにほしあられ給ひしるりおふとぞろ
ゐりしざいしんやくはくしまぶかべくんやめ。さ
らに法をろしなりしけふ。守屋佛法破滅乃
あくぎんいよくなくあるを給りき守屋まし
ますも神明とさんぜの物にて給る君何者
なる神明のぞくせんとぞきこ奉りけるにひ君
是法をろしるしともに神の法ゆうしおもむ
仏法をとがめはしきんとおりひ給りけ給。中月六
天の六ノ魔王障碍神とや神ともしおさむしま
けしあなる神をば神と名してちう屋大臣の
宿禰よはかりし給りぬれもちう屋大臣みづから
そいめんしてごふくいらくおんち給との

て神をあらへろくろくみけりうらは神をうやまう
ものたちまちそれへさいの神明は神道にぶいな
ましませども薄地底下のげんぶに神孫
とおもうし物どのさまうるはしにあしゐう
びみをにさししてーさいしゆじやうれ仏中れま
まひとつをもろせ給ふ神明の抱まて給るたうと
おさふ時まち屋大臣おかれよす給らびく度中ぞ
にちやうじのへくいらくみ仏中にをぐひ給ひ家
民神薮部大明神とや申まひ神乃法ぬくせ
むとうけ給りんそくく守屋うしあてまけ
孫とやきされぞれぞみこきを給りけくさうら
まちに神明をおうしそてまちり身とどうし

くもとゆられぬ神と大地よりあげおどりまうらひ給
つまけ無量劫まですてともむくべきやうにたく
おそろしさはやまさりつゝし座中(えんちう)に参で給
まりけりてらいでんのごとく一時ほどひゞけ
まつくる○大どんしやうともうけてそくせんし
てらく○抑我(わが)朝(てう)神(しん)本(ぞく)となりては数(をぜん)千万(まん)劫(ごう)と
なりまるも乃(ゑり)むん代のまにいてるまもくいりまれ
代ゝ○他(た)国(こく)の人(にん)形(ぎやう)とあがめて国のまもりとく
まちその例(れい)ありや奇(き)特(どく)や不思(し)議なりまとまる
まいた他山のいぎやしとよがもしらゆへにりかてう
の神明のまいにわれてまらす地よ疾(しつ)病(びやう)災(さい)難を
おもし給ふともゝ給ひもやうに病(びやう)患(げん)とやめん

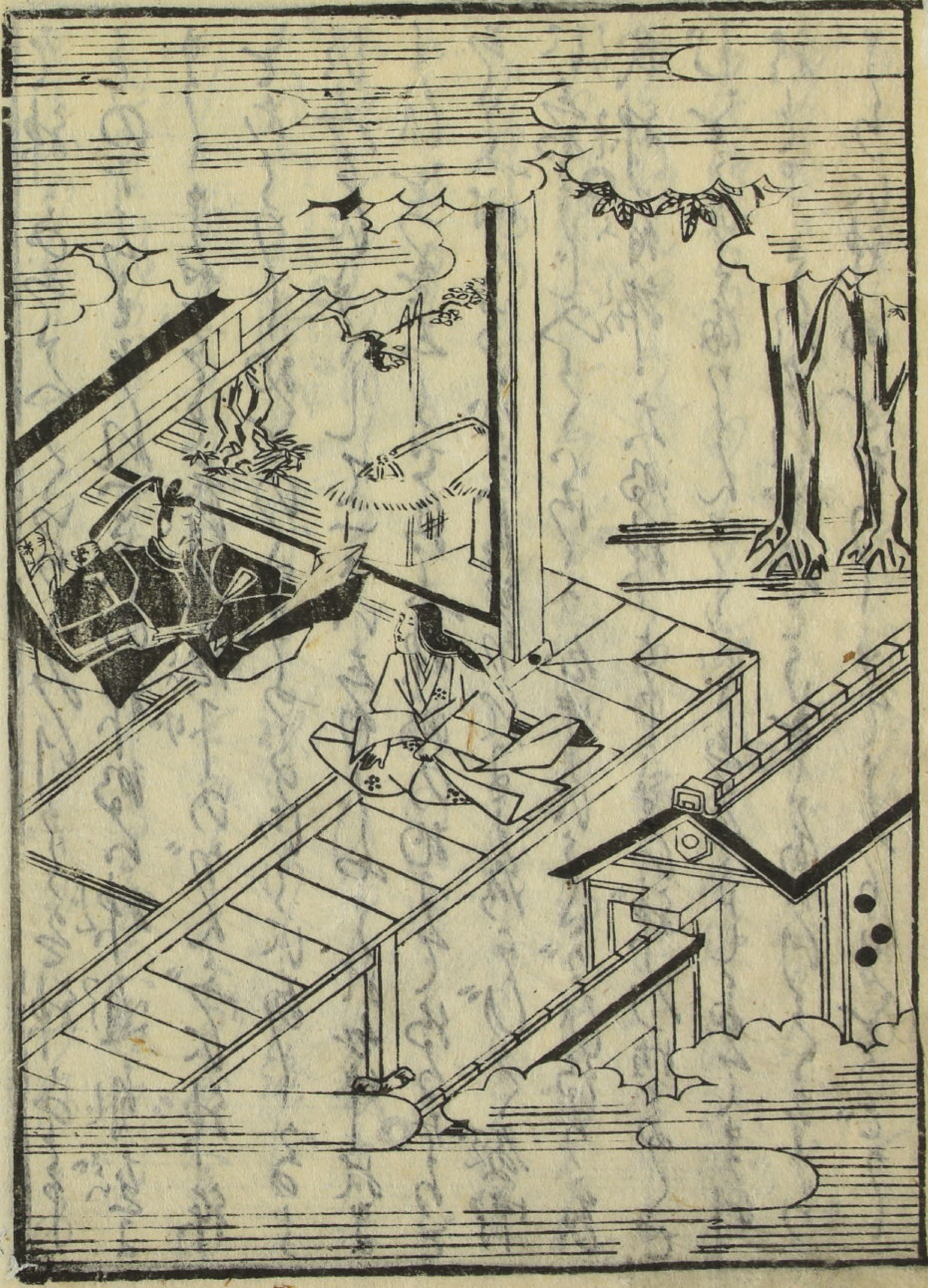

の命とらんとはかりしかどもつゐにやくそこなはじめく
は仏法をほろぼし給の堂塔佛閣を焼はらひ仏像
経巻をとめけるゆゑをきくべしやたくせんありて時よ
○ちか頃太子きんだちらにあひうすなはちとうとむをかな
くせんなるゆへにかく信仰してつくる神ま
ことに神明のはらくせんまりあつぶそてまんまん
しきりにとりつけどもへきやして信敬しめく
重ぞうをつかま給ふ随喜乃これところをあらせ福徳の
財宝をほうへ給りきれどもむなしくまた末縁乃
あんげなるとされし一塵ことしくびのみにけれや
うにうせ給ひけりまとりもやあくとも神明化現し
給ふしいよいよ信敬のあつくひとどちし まつるべき

神明の法楽をたてむとて守屋弓削小連を
つかはして病患ともに一万人にてなる病人
にまさりけりてつく神かんぢのやまひ別の
子細あるしきある地の死罪の神をはらめあまの
ゆへなりそこで蘇我氏神功部ノ太臣神のはらく
せんおさまるときつそれは堂塔佛閣をとやうに平愈
を病ありけし 国中の病患をとやうに
してあしやくく安穏ならしめたくせん
しあきらめおいれとあらはれ時刻をとがく
りさしびくそちまもほうのぶとうたうとめけし
仏像経巻をと焼なしうんやしけ合されし舎利
乃弓削小連病の家どいそぎおかれけてやや

くあつきし氏神のはちをうくせんはくへりけるゆへ
つき行るにをや疫病おんらくにはやりありきその
ゑの堂塔を焼うしなふ時刹をとめぐりはべる
もとをりともに目れしみそでつくべしとやく
おりひあくれりへとて守屋大臣二人おむかくれ家
人をとめしぐりうの仏法さかへるまじとんぞ○浦
の寺中にをせ入みぢかうしず知して堂塔伽藍
と尼寺をもしひ仏像経巻を焼亡し僧尼をとめ
へにとどころすひ椽しれ逆羅をとらしぬりけるとあ
に○おろかな人のはかめのとれ尼寺等とてめかしく
袈裟等の法服をまれにとらとも人とおかくりし
ゑくしれまんにちかりける他の死罪よしとを

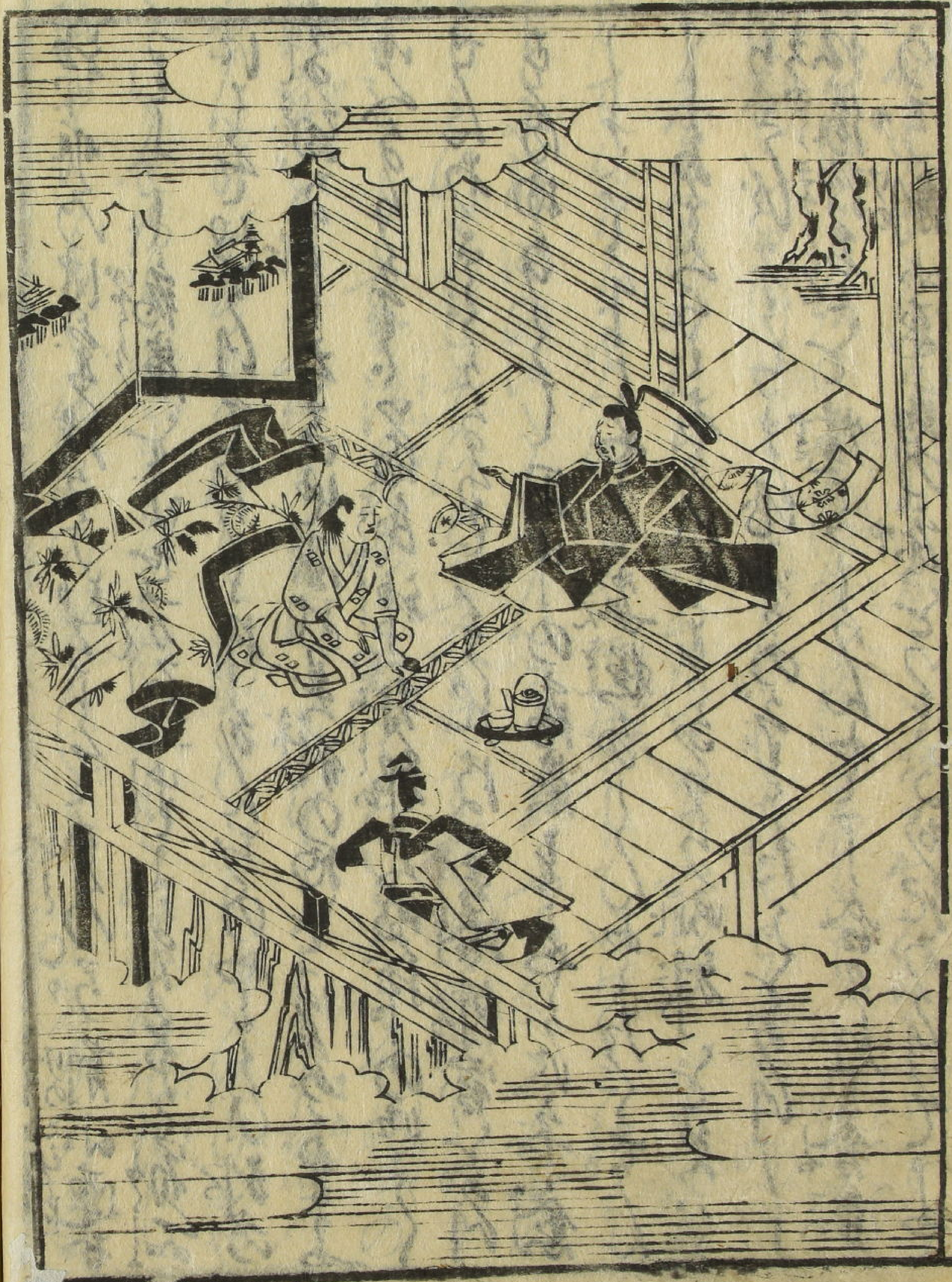

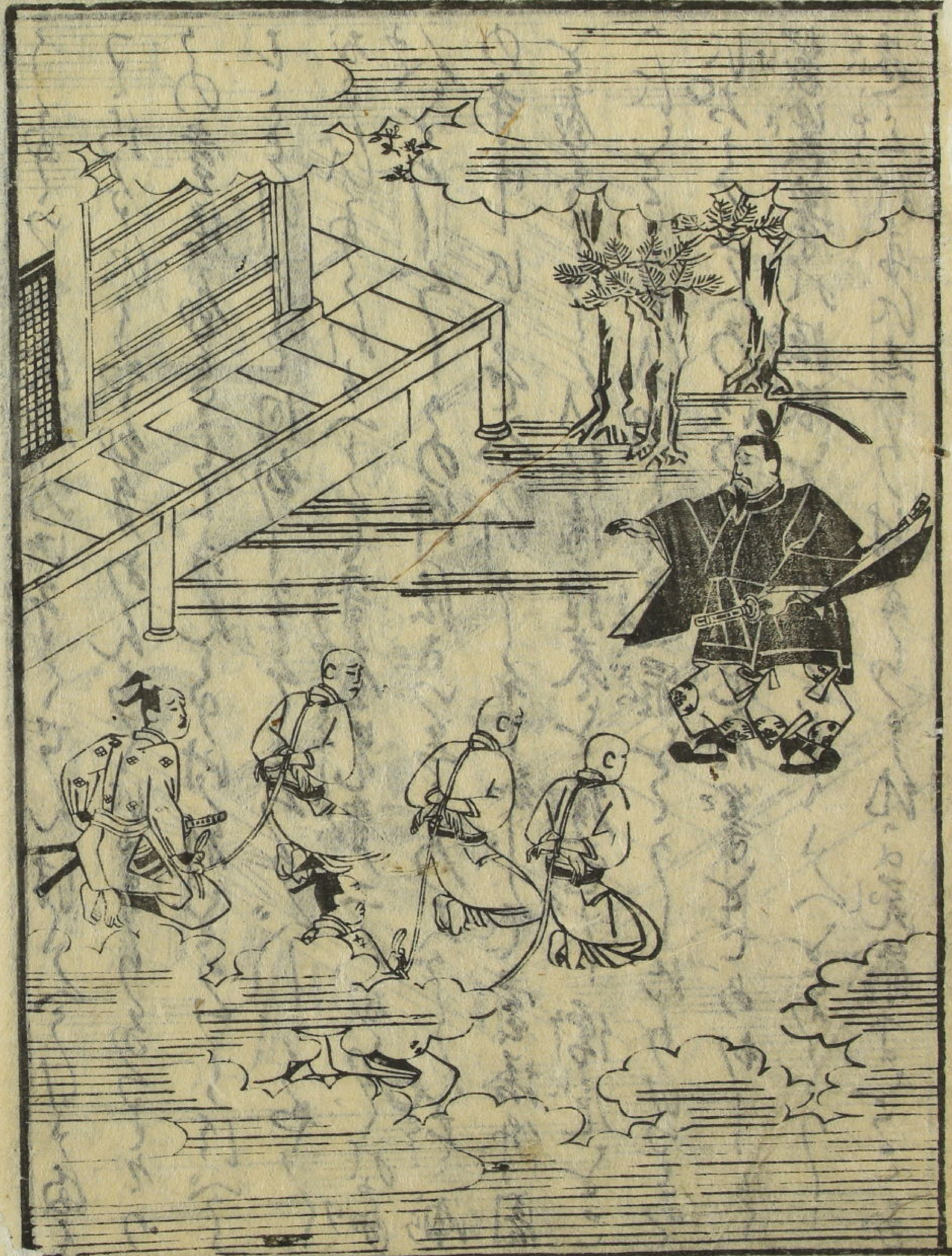

うたへきゝし守屋か弟ゆけの弓削小連と申
ものゝ死罪をとゞめて播磨の国へ流罪せられけるを
そんね次は百済国よりきたる如来に付てそ
まゐりし二人の僧まゐりとりの寺に止住し侍り
あるをも法衣をはぎとりて俗衣をきせ流罪
○き俗名を付右次郎奴左二郎奴とよび配所へ
山城国泉川のほとりにおはしますを二人の者部ま
あらしとられ侍りき堂塔の内には大勢乱入し
てうちけちくこと常住仏菩薩をとりまいらせ
そそのかしてかんとてはきいさゞう盤石のまくらざ
きこえ海へながれをまかるとも火をもちてあしく又
あかひ寺のごとく焼あけたてまつりける

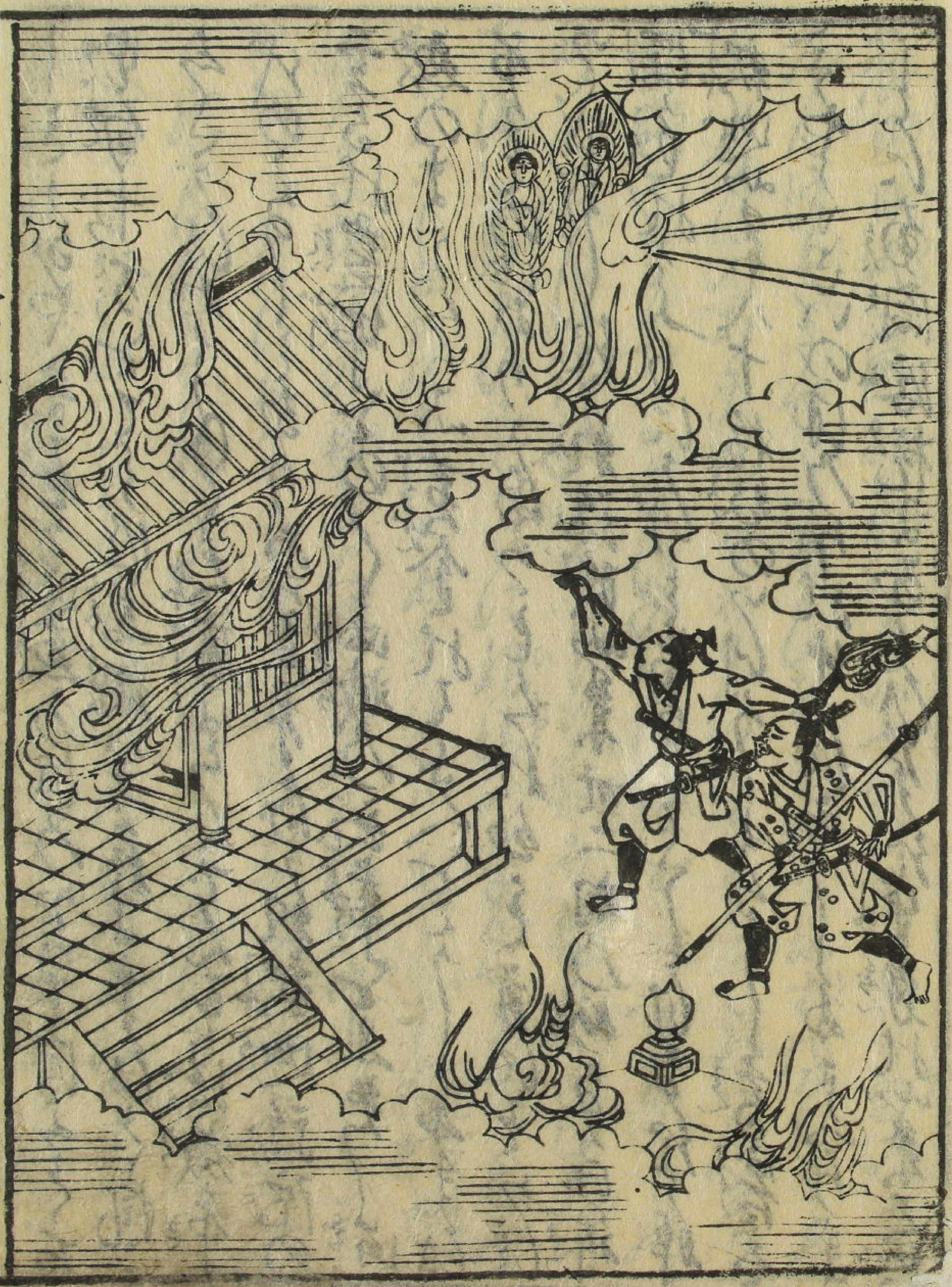

しきうなや寺屋が遊惑の皆もかはりてにふく百
由旬十方をてらし佛果ましましひく国よ
志てきゞひあまりて大虚ならんでん玉法蔵菩
比のうるしこありあまきけ給れ釈迦弥陀の
二そうれ霊佛とのゝ秘蔵乃無常と志めし遊
悪のまうくれふ黄金をもてぶくへとこうしあまを ひ
ありその法あり給めもしくれ包をも角にそうわし
いつまでしれ竹孫陀如来卅二相乃好あまた法袴
深(じん)か(わう)とれそうりてらけ申あまをしけま紀う卵
釈迦如来八十種好のいりうきもちしき宮(きゅう)を
そうやくさいのほうかれ竹にあらしあきふらりまよ
したに南閻浮提にあらひたる生身の如来也

震旦日域三国相承れきいづれも海をわたり乃き
えんはさきせてまひあるや来去の衆生志
ゆくるんのあまたるのありひしらまそおいれまう
盧空をとえておるをほのかに狩そとくれうのしきれ
般若とのは陸地ともしあ獣を猛火よむしろ川
てれとかゞはさしとに非情の草木まてもしみ
あうるよしかれるとあしらせりましくて燈灯輝き
涌大こむ念の蘇我大臣人乃法如中いつむろう
あかりし教ほあるしをかりぬこあらりて坊の家
くれこ后我あうれとそ天子おいる紀あけき地よう
うなし乃んさ海つりたぶし。彼ある佛乃とれ中に一の
奇特あり一万四千れころとけしてとえおがりあう

二尊煙ノ中空中ニアリ

忽ニ池中ニ浮キ玉フ

猛炎の黒煙の中より金色のひかりをはなち
虚空をてらしたまへり諸人あやしみをなし
てみるほどに釈迦弥陀の二尊そのまゝ烏瑟を
あらはしまして雲のまに〳〵鳥のごとく光
明かく〳〵として虚空にとびあがるとなり
かくて彼の法寺ちかき堀江といふ池の
おもてにうかびてしばしこゝにとゞまり給ひき
又は聖徳太子の蘇我大臣法師あまたつれ
と地よりおがみ法院ともうで二尊の利生を
とらむふしぎまことに歎じたまふ
なりその時守屋兄弟二人家人ともに邪見
てますことをいかりてうつしけるをせんか

の釈迦弥陀等をさん〴〵にうちこはしてすてま
つるそれしかるによつてあまたの事どもある
もて笑薛子の徳の事をおもひよりやすく
みとまゐりておそれ氏神天下
神大明神かのびん天津神兵の法神天下
のことぶりひとへに絶くもうしひとしてひ
さまう人たゝるにかりそれも帰釈迦弥陀如来
いづれもともに此庭に去げ黄金の宝ぶんとか
らし給へり是護法の御ぞ
守屋が逆罪深重なりしにより時の
あひさりも変ぬともしつよりも
一やうまそのふび同経のおほやけて大魔

○ ○

のためとうけてくはうしけりさるほどにそのしこと
ありて国香蠟をきて法衍蔵ありけれは
七月とやまて辰の一点よみに平愈とそこまさ
て日本国々とれしく無仏世界よろすりいきそ
つさ守屋かきかゆへあつまりてよろつく○堂塔僧坊仏
像経典一烟の宝なりとらぬのかりもと太子権実
の霊文なるに一時に灰となりとうんぬんなかしその
中に○百済国聖明王よりわたりし阿弥陀一
光三尊の阿弥陀如来火よりへきともきのさよへ
ともなりけりまして地よりわきあかりて空にまいり
あひて守屋かきたなけれて○畿内五ケ国のすま
とはりめて難波とらひあまきをせ七日七夜にてやき

しれてまいらせるときせいえども如来をおろかに
もてなしもそんじ奉りける佛像どもをすへ
て一寺のうちをでしまゐりし守屋ちやくとを
よせん○難波の堀江へなげ入れ
それまいる○これ日内裏金剛宮天より火ふり
くだり焼さうしなひぬ敏達天皇も内裏
のうへにてあ一ものをひてその中よりも異類
異形の大鬼神あらはれてうしやうによばはりて
いふやう○すんじ欽明天皇は佛法を信受せず
しこうして破せしゆへ仏法擁護の諸天その命
をとらしむ魂を三途にまよはしむ○又仏法
とそめけれどもおしもとどまりしかしち今を

ち内裏を焼くべしとて火雷火鬼いかりて東西
一同に声をあぐ○天皇これをききたまひこの日より病におか
させたまふはやりにぼうぎましまして身の内焼くがごとく
の御なやみ也○そのときくのごとくにて○くるしみ
ましますひゆゑやすましまします○あるひは死にて時
の人みなこれをおそろしと思ひけるとぞ伝へり
ことに守屋が威勢にまかせて仏法を
めりぬるうんとぞおもふれ給ふこれ一つえ
の仲にはしめて来るにやら利益のとみに
ほど遠くよりも震旦よりも本朝へ
きこえりしかも縁起にとどめて四千
八郡の荘厳乃浄土花地寶園易陸安人能到

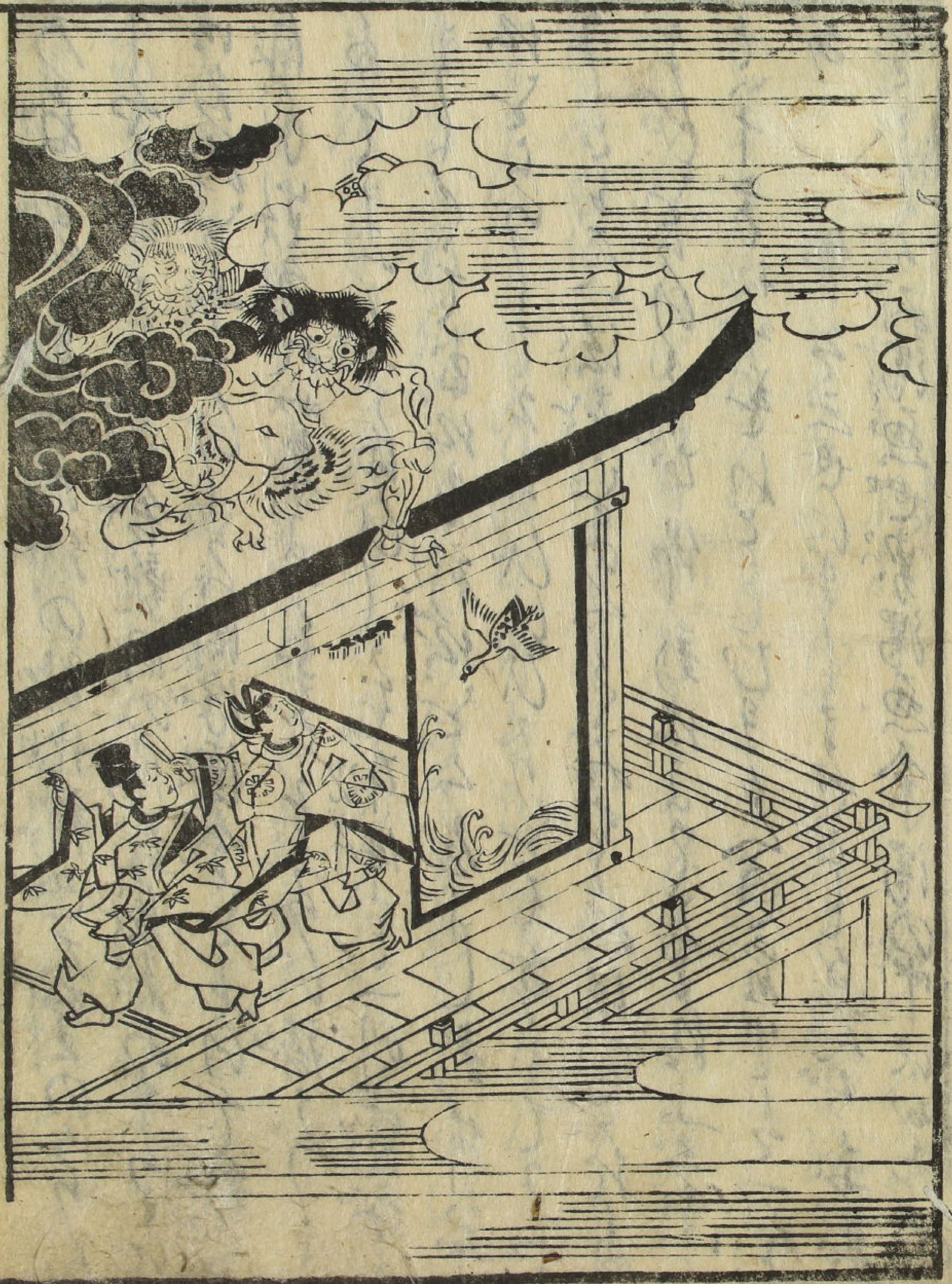

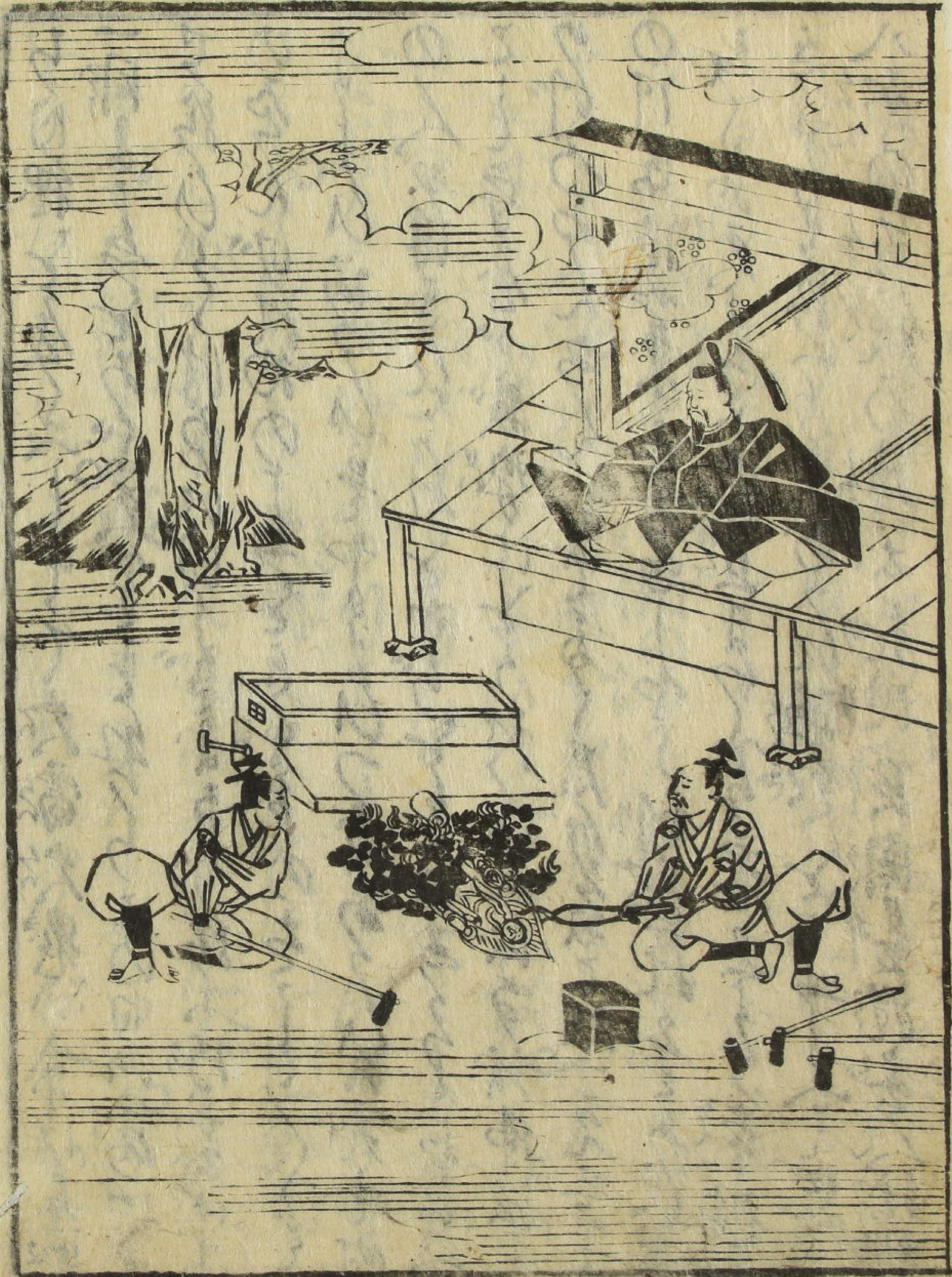

の教主也過去世未代の能化釈迦也大聖のちらん
しやうにましも○毘舎離国の月蓋長者おもうまれ
はなれ給ふと志てひしうが閻浮檀金をとりて釈尊
自ら生身如来を一ふもたがはず移うし
あそばしけるありしはたさ本仏と一同寶座よ
ましくてむ仏を新仏とるあらし新仏ハ本
仏とらのしてそのひにひかりをはなってうや
うしとぞに法蔵とのべくみめうれ法をとくにある
まいをとらりくる○本仏新仏よりくる給ふぞやり
とハ十方おがきれどももうさんき宿生をて一念と
あし諸仏をて三世にましませどもすんぢ未来
をさとるのみ濁悪世界濁悪命濁の中におゐて

聖衆王然一乗海と凡聖してこのうき縁くれあらし
やうに念仏とどうすへ給んやしみなく西方浄土
よどとりむるへ衆生のかれるむくらいとるをべしと三尊
て給んぢうにはを勅しまうくみなりの面の新
仏をむ仏の浄土へいでして三尊うをやうじ座さや
うまひかりをでにむ本仏を本尊ふゆかりたなをひ
しうも新仏をとくかさおけて如来とともよひう
つを給をもさりて西方九品のちへになひうく猶
ましく弟子須史と念く新仏とひゆかりた
まへり念仏も本仏の御ゆかりまつふ座し新仏
の御りまうしゆくの顔んその御しき仏前のちや
うらいとを志あるんぐうくびてあで霊山会場ハ天大

ゐよ志くしきうくれしく神変不思議乃太子を
ゐんがくとりんそてまゐりていよく本師釈尊乃法
をきゝむすうしと法つゝりをさんじ又弥陀如来乃
十会のまどゐれすへよ来迎しそまへし不取正
覚の法ちうひれやへ大悲をさ法めぬさされハ
釈迦弥陀の二尊れ法ハりうしこゝろをせさじと
きつく流れせいつぐゑるやく生死乃愛河とま
えん大ゐられん常楽と浅せんあるなまる
三世常住摩訶毘盧遮那娑婆出現名釈迦
法華教主像法轉時情念本称号薬師君経
西方大悲有余称号弥陀ときおこりくだりしさん
もくへし

錦欽明天皇十三年九州一きんようの如来をさてう
ゐそじめてまつるとさうとうとそれよりとし敏達
ころ皇十二年まてハ二代めり日本一切衆生
世界みてくえ世にあまり仏さへ三宝深淵
まことに先年まさに二宮炭火の中にいれ奇や
まのされれどもひとりあらひたるかこれなんにあ
ららへたちてまうれどもこれきといふてけのきと
そしゐ来ハ津くくなさりるそふなてかなさん
めとまうりてさおもひとりくてくし弥陀
まつりしく猿そてまふてせんしてかさり
まさてさらそてまつりはひにあれてみさそまうれ
さしあらはれしくさいれハ内の人御まうちあ

つけ給ふそれよりして我朝に佛陀を弘めしや
たてまつりはさかんなりけりしかるに。佛道盛く
しるした給ひて四天王寺をたて所生の家を来
をたて百濟新羅高麗三國より請来して経をたて寺
あまた建て給ふ。また難波の宮をうつして給ひ
こそ東西南北へ太子の徳をおしひろめ給ひし
くしとも一さんも尊の聖霊とおほんかちあそばされ
し僧侶の僧尼ともにおほくしたしき給ふ
き佛閣と寺ひとつも四十六ケ所におよびけり
みてまふしやくはそれ梵ともに善く一万人のさまに
うちのしきたりね金像の人のつかい經つくるもあり
さうとて善光寺の金佛これありしとの人は

淫要ことうにもしくし釋尊のざいせの。大國四般舎
利果城にて大猿の悪病おこり人民おほく病悩し
て良醫薬を用ゐても方術をつくしても治しがたく猿の病
の悲しみに衆生永観十月によくなりてゆるやかに猿
の悪病とも。一尊の眼おほく見給ふ。二尊の前
耳より光をはなつ。三尊の鼻の中より血をながし
給ふ。四尊の足より血をたらし。五尊の舎利の
さしもの和泉澤をたて六識閉塞して衆生の
こころの邪見にしたかひそのあとてあらはしける
ものしもの三尊上の蓮の下へさしつけ
上へおりてよせん。二比丘舎利来城にて衆人のおほく
その中に。第一乃長者も朋益しうけくまいに

あひのみはり女色といふ又障碍あるとゞまるはなし
こゝろの月のひかりをかくし三途の塵はさかりなり
一如の法界としるまことにさまたげ女色魔障を
うきくうちまた地獄横死せんとし父母のいさめん
つくづくきそや男女はまさて一人なりがたけ
ら今世も後世もうしなふべきものなりそはひ
かのほびかんにあひしび一世のちぎりそうし父
乃長者あまりにうるはしく子孫に譲りしく
経をふかくたのみ仏世をまよひをたち
まそて一子のやまひとのぞくしあんしてこれまた
その浄仏長者にはじまりてこの方に仏
其の後王舎城仏しりかゝる労あり欽

得大勢至菩薩とこそ悪をとゞめて一切をきらんとせん
し給ふなりんぢをとやうにはかりにむかひて乱をまさ
となしまた孫とを地よりなげてゐる儀とまやうぜん夜
さらに加被としむりくるし〇勝益仏の勅とうけたまはり
てそろうま他よりあまたく後とおほせらるゝやうして
あんくわいがうとしてぞせえなれ蔵王え法師ときえ
おりくこゝろうく座をおりて長者の門戸のびん
どに臥へり阿弥陀如来れうなんの光明又如しか
しては人とてしもしやうし二菩薩と船をもち
神呪をとなへおのおの擁護し給ふ女人を
しめて城中のびやうもうみなたいゆきそろのを
あくまで死せるものもよしくそえにかへる

とかくりましゝに悲願諸佛にあらはし本懐を述一乗
をとき給ふそれよりのちたてまつりけんやう
の経を一ぺん説給ぎんじ給ふ時は三有の闇を
てらし三毒の病をのぞく又三途の苦をぬき三
界の悲をとゞくりんゑのあまねく身をのがれて釈尊
としろしめして安養の御字とめけて浄土よすゝめ
下給ひたるれば観念をはじめて二尊れきさけふ
あがりけるの観無量寿なへきよにし勝益的
なる佛をとむるひとく厭離をもて佛本よ語して伝ふ
てわたりゆく我らぞに弘勅よつく孫従如来とよ
ひ二尊の弥陀かんをうけとえたりきうつりゆへよ人民
のきびりにてましひかやうずとこともそくいめて

しし如来御身のたゐふの是宮ときうした
てまつりんゐめのくらうくをせさるとてとゞうく
あるとしめよ西人へ如きを合の時○如来阿難よ自
て閻浮檀金を請宮にりけうひ而して其身の仏
えのまりくおんち合をとりて不壊の色像
擬しるくの尊像を治諸たくまつる是しをて
あらら佛力とうけるく一ぺん三尊の像をあらう
つしめてまつるそこしてもとりりちをわて相好
記明善佛のこゝく究竟差別あるなりすし金
像のし生身とひろしとまるのしみゆうしくてあるじ
く法意とのべ微妙法輪をてんし給ふとうれ衆生
力の本佛ゆりまて金像の新仏とゆくゑ見へりまを

かくてまつらし給へる如来の像一尺五寸にまします観
音勢至一尺一光の中に影現して。本仏をそびへて接
業に帰りたまへるも新仏ともに西方をさして
飛行したまへり月蓋あふぎてさかんにおがみまゐ
御まゐる像といふはしるしをまつるすへてさるに
閻浮まとく然んたてまつりそのあすなとしてみづ
とあげしさけびたてまつるある時新仏月蓋をとり給
つまりん給ひくらんぢおがくなすまのれそもじいま
本仏と西方にともつきとれさせてまつりいそぎくへ
ゐへし長者よ給ひてくる給ふたてまつるを頂どすく
帰り給ひしたまへつきる所の西へは天竺にして謝かくれ
衆生をみるびおし給ふそして先ぞ月蓋佛閣をさ

んつまりしてもろへ年をてゆろり一心よろこび恭敬して
のちのちは代々のみかど皇居にあんぢしそんきやう
ましましけるなるに月蓋遷化の後はそんざう
に對していつくしむ人もなく本国をさりて飛行
してふたゝびこの世にまゐり未来悪世の中において
よくの衆生をみちびきたまはんといのりを
なせしかば。天竺めぐく三百余歳をへてうまれ給ひく
月氏よりこなたに漢朝百済国へうつりたまひ月
蓋の後身はふかくこれそのゆかりにて。聖明王と
そのまへる此の如来王宮にあつかりたまひて
あるはわれ先世の先生は月蓋なりとかや
にきさけく仏法をまもれといのるもしくは

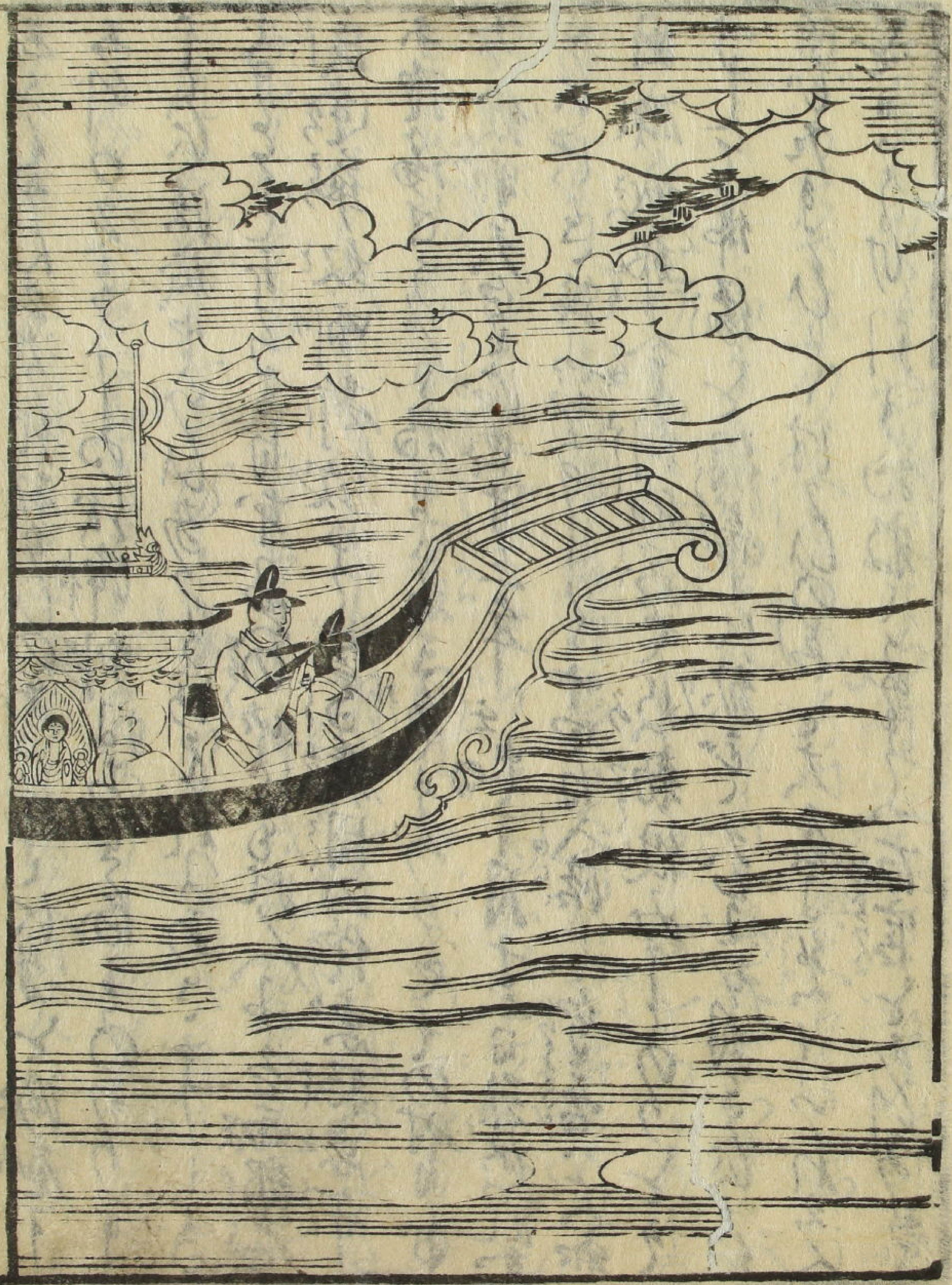

まれいまにきたれりそもそも佳菩のりんゑんとかう
し給ふ太子らんぎ乃すゝぐ絵かくし安置し
給ふ衡山にましまして国にして一千余年のあひだ
衆生を済度ましまし後に百済国聖明王の治世
のときに東大寺につきくれくまゐらく我東海より
ゆきて吾国にありとてやくせんもくやくてとく
まゐらせんやしのまゝにこそ太子かしきのはけとうけ
てらるしこれをみてとかくしおかしこたてまつる
とよへども佛勅もはにならなくりぬれどもなく
けあしとりきとものもとにくしたてまつる海会
まゝしも太子宮とをしかれ奥の前後とうなんでと
られしてまゐる上一人より下一万民まで

さうらんなりにおのひのあまつるとに身と海底す
さげめなまりしお後浄剃よちとさはとみのおりま
こしに法滅せりひあがりほそれよあさすうしき
るのともしなるとも日本国への法ともれんまる西部姫
氏達率奴唎斯致契といふ高麗国の僧恵聡恵弁
お說論せうしく持来らうさてまつりしやその時日本
は欽明天皇治世十三年壬申○十月十三日難波より
きにたうき給ふかのしく十四日入洛し皇居は大和
国磯城郡金刺の宮也勅使みしのりとそ
うして仏像と朝帝に献じ天皇お明をほし給
ひたまふひとくはつひの居とす。庭上ゑんしられえん
とすけ引手和泉しのまふ百官とおけめう

治してのちまの百済国よりたてまつりし仏の御像
はいがめたてまつるべしといふ○この時尾輿大臣かうやう
おそうしや我が天朝のそれがしみかど当代へいまれい
たりまでわが国の風俗として神祇をあがめま
つるなり他国の仏像経論は異国の習俗なれど
極縁はそむくなるべし元来我国已亡人の法也
そのうへ新羅百済高麗の三韓はわが国の古敵なり
みやうれとのどもは後日朝敵となりて国家をうばふ
がきんありなり弓削守屋大連とし
これ異論はとすびくく蒙つまくさらじこまのしくじ
あの給ふへも一義やともがなるし　我尾輿大臣
うそうさとんに同してまそてく遠へきにさしごめを

りんねもつに。蘇我稲目大臣ましくハ天下おさまう
きやうのるはやしにそよがんめでたかりしにとて
とられもそまじしや諸く崇敬しそとてま
ほくびやかしやすかりられどさも盛りりとも
んめこの。稲目の大臣の鎮空大和國曲河乃川ともと
おもるも彼鎮ならにひそくばられとおぼめたてま
つり。當時もその所を若丸が塚しやらん。又一説には善
光、中流の川の稲目れもしりれ江とおもひ出して
これ所ありるみをさとるずしれとちすし華らひ善
光がほりかし異名は付るまこともあや。ちく稲目大
臣十九年はあひびて見敷ともぬるしとちすし敏達
天皇の御字に守屋これ又あるとる息馬子あるさげけあまふ

欽明天皇にいつく。まちえけくすがめけ云なりけ
それとおもしろ佛は見れぬ人ぞちれと續や馬子
ちの佛をつて人二心なく尊重しおそてまるると
平守屋前尾以上卅三年なり。其子十三年敏
達天皇十三年より難波堀江よ寺とあんじまう
し佛を開しく十四年し巳卯二月よ彼佛像を
にへ一年へはからもましまほび堀江にするけへ濁れ
むこの寺れ食堂をほんぢしそてまうりまにしげ
よるひめく彼佛をさしとゆめをしあそくしまいざる次
弟也。蘇我馬子の臣なく其のびらく江の川
とうをたのぞみく礼拝とあんの時に見る像の面
まひかりとおもうし佛とも應ん溜れのそえにし給

ちかくえいじ給ふなり
○かゝりけれバこれよりしてくだらの人みな
仏乃よろこびひろまりぬれどもいまだ
本朝仏法の繁栄出来守屋を降伏して信心の信を
以上を化導しのち人王卅一代推古天皇十年壬戌
四月八日大和国高市郡小墾田村やそのとき信濃国麻
績東人善光字ハ東太夫都に上せり日数積
りバ大和国にいたりて難波の浦を通りけるとき
池の中より善光善光と呼声あり不思議や誰人が呼ぞと
思ひたち池の中を見るに又ゑ物なし○又池より光明赫奕として
善光善光とよばれけれバ後をかへり見るにあたりをみまはし
て如来善光が肩に飛うつりたまひしとかたじけなくの御事

○若君これは何としたりけるぞや我身に僻(ひが)るゝ
かたじけなく物ぐさ公事(くじ)れためにして京上りをはじめて
飛(たまの)を希しとそれどのときある時に○佛像(ぶつざう)法海(かいう)を
うくべきんぢやうあらくことなるまじと思われ
めし三つの宝にありひとく師(し)匠(ぜん)のちぶりおりゆく天竺(てんぢく)
ゆく月蓋長者(ぐわつがいちやうじや)唐土(たうど)にそて栄華(さうさん)を日本にてな
だ若君は仕なり家をさすんぢがなふなりまでして
なぶれ東方のあるじやうと利益(りやく)せんとおほせて
まさある時に○若君をそ天魔(き)の不為(ぎい)に行らぞ
波旬(もおん)乃繋縛(けばく)ふくそるす寄生(きせい)れ結縁(けちえん)ましを
正如来のとをされ此にしそ世を思ひて足(あし)のさき
こさておぼしいでんのはかりをとりかけつゝたでさでり

とひきそてまつるあおげましく下向せんとはたされ
しゆ○如来此おはせ玉ひは大和の國より信濃國までの
ち侍りおはせじけらる事と輝し白らむる家なとへ
らせ給ふるすんぢたるうんやのあるに若君の
けるをみるわ汚穢(ゑ)不浄(じやう)の所しきうちと黒魔(ま)
苦空(くうぜん)地獄(ぢごく)にとされさまよへるかりひとも
ゆらばと身ぶざとあつけるも○その時すんぢ天竺(ぢく)
ゆくれけいあくらるれどしまちてあるに声さびしく
ながねの池なるぞこそ日本ゆくれひらうし
さわる時に尾輿(びよ)大臣(だいじん)の強訴(がうそ)よりけて蘇我(そが)の稲目(いなめ)
ゆくされ何ふひき守屋がやうんよりうつそて難
波なり江にいかめら捨て参らせてけるぞ○其年

年。稲目乃時十九年。馬子がときに十五年。堀江の中
に十八年ありけるとあんぢにあひもうしさに年
ご縁のふかきことをやまとにれさかがや。このとき
おもひだすことは恵久道とをして推古天皇乃十
方にをて所を安養世界より来迎せしめんとの力
とおもしろのありいやしきものが行やれかたふ
もあんじよのみとなきひとしくへとしん
めぐらしやさんぢうさへ所もすなられゆく
。南無阿弥陀仏と申しひかれぬ縁ぞおもひつ
之仏がひくひとえれのくぞもとゐ
あくに善光寺をんざんもとをかんら行への中此
にごゑんぴんにみち。おもんふんとをいふそでまつり

。推古乃御よとられ七日めぐらふで信濃国伊奈郡
を麻績の里宇治村にてぶさとつきあさましげなる
いほりの内にすゑたてまつり如来をとこへをときてつゝぐ
きたなうしおもひ乃あまりに臼のうへ
どんちそてまつり錦の綱をいてあしくさたに
どそれしおういんもおぼえげくに如来も法むかう
く光明して家十方に輝かして娑婆
の衆生をふきすくしきちえし
せしめんがためなりとぞ
。されば仏ぐありあらだましまし乃おれ
ちりの女かうをもらしめもかぐと
おもはふこれ善光がをぞがくんをめんが

麻績ハ東ミ
里ハ本田ハ
善光ハ
乃名で

たゞあまりあらまほしくぞおもはれけるとぞ
然るに欽明天皇の御宇壬辰歳善光が子なりし本田
善佐急病をうけて頓死せり二親のなげきいふばかり
なし善光あまりのかなしさに佛に向ひ我此業縁
ごとくに皇極が女子の病患をなをしたまへとふかく
代児となりてよさりと祈りけれバ善佐ハよみがへりを
なしけるとなりあはれ此かなしみはまことにめでたきかな
皇極ハびやうしの患をうけくこの時善光ハ乞息
のやう紙にとぞ書て[illegible]たまへと念じ奉りしに
乃たちまちに平愈して[illegible]の[illegible]のひとしく
善佐よみがへりし時に申しけるはえんまに[illegible]
くわうごうもとの身に[illegible]ぞ[illegible]

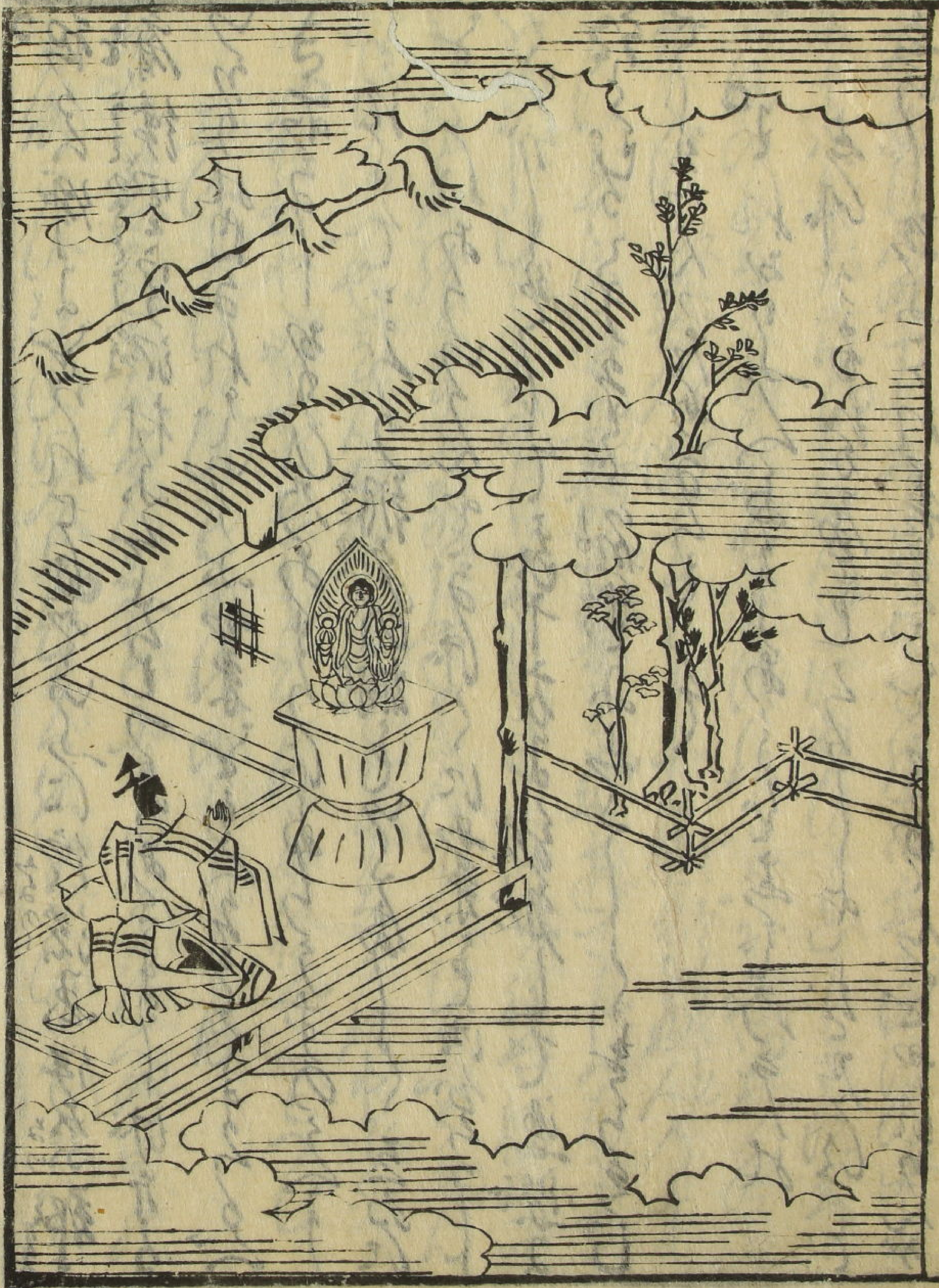

そやにう給ふ志ろ也ハ〳〵どもとさまに法花
て為給をひらくおぼしめすとりし。如来の法会を
令行にさうらふとの處を發して後もびく尼に
やおに命のくさりをたばさせ給ふれども我がかり
むたにひとつも不浄闍浮のまとめてこそ極今に
うちとやしてかなしき辺りなるひくんやいへば法
をおしが名佐に心さしびとくおくとも御げく
若しく如来の法花経をくばりてたてまつる
まよふべきなとてつ。まことにたのもしきうす
前ろたに如来ハ衆生人生界にして名佐とと
ひとへしめすもので閻浮をはかりめのめに
治ふ。獄卒どもとものしひとたれ衆生を一人も

たてり前ろにいうする人ぞ也を尊ぶおれども我が王の
宮との都宮也をまふ。これ天宮極天宮とて女御
のみどれにはうすたまふ。○名佐これをかんじてましましも
てあまりにいてうれしくまふ。宮妃の仏令
ふかうさそてまつりんおも思ひけりせんぜん大戒
十善のちからや余の罪人とるにてまつりは来
饒くらうて海つりてまつしもつられ雪は法
へふら緑ぐ也れおとを持てあをちずらて。
るすしまかるすや花のふかぜせみは志をとれわる
ざ所とたろにし積あ升乃血ながれあさけ
たそれ牛頭馬頭の万衆の天皇をしおそれる
てまつりぞ生じてらえそ冥途黄壌十万億の

皇妃をころしたまふべし。○吉佐ハ如来我命をこ
ひそかに送りしかども我ハ天皇をうらみたてま
つらんやとおのゝ皇と妃と目ぢかに殺しまいらせ
ける吉佐ハ冥途にておもむきまよふべし。○如来が
しめしたまひけるは吉佐がのぞみにて
て天皇の命をうしなひまゐらする吉佐夫婦が
げさといふは又二親のうらみとおもひける吉佐が
天皇とうまれしを后ともにうらみをいたさん。○
衛士の太夫親元が娘を王に渡して后
としてまゐらせんとて大和の蘆垣とよばれしかり。○
ていひけるに子細ありて二人ともに死して極楽
ねがふものか。○その時に炎王申しけるは

ごとく申させ給ひき。佛も驚衆生ニ善悪報應を
罪人ニ殺生ニ善報心とも参へ給ひけるとぞ申しける。善
光も悦びてそのみぎと参じ中ニおはしまして天皇
のおとゞも帰らせ。其の後皇極天皇ハ大和国
ニ遷坐したまふべし。善光ハ信濃国へ遷坐し
奉りて如来ハ天皇ニ遷坐ましませしかバ百官万
民のよろこびあへず、かんじあへることかぎりなし。これ誠のご
とくしてはしらに一宇をとゝのへまゐらせたてまつりし
本尊は荒木とぞ云し。信濃国伊奈郡麻績里
宇沼村なりし善光寺を建立し奉りて如来を移しき
らんむとられけれバ善光ノ名をとりて善光寺と号す
郷ニ安置す。能郷とはこれをめでたくいひ中よ

里に屋をつくりたまへる善光がもとへびんぎ有て善光もなく
ふしぎ何も天皇ましましけれバ此の如来を仰ぎたてまつり
なりけるもしかるに冥途にて善光よみがへり
まゐりびんぎあれバその情をうけてはまいらんや
其後とおもひしが、にはかにわつらひて諸人
みな後をおそれて心をいたましめのさ
此くは初劫をさるべきものなれども家にもたへず位
をもさめよ申すらべきとのりければ中
されしかれバ天皇の御ためにましまして中宮にそなへて
なかなかにかの如来を本尊にしてけり
こいりんまうの其相にとられて業の
ことむせんなる善光がおん事をまつるるとおもんし

やうおもふにおもさずかへしせよ宮下し給ふ附ふ郷上
やむ建立は評議まよ佛閣こんりうのため同こちるに
ところの信濃なるを善光に附まへらるべしやうく
彼国司にめされけるところ息の善佐は甲斐国をた
まひり父子あまのかしこと叙まうるところまひり
さう称名善光より飢居る寺に
あさうよくうに向ひて花乃はちへけく
くふのうみまうえろ光を出めゆもにきろ
はくくまそ空極天宮は御宮の王力厳このあとれ
内郷芹井郷にまうしまてまつり精舎とみ
うさし佛檀と荘厳し善光とあんちしてま
はるゑうれどもしむ象より佛宮とをえいとくびさつり

本宅より御うつし給ひける毎年家あまり善光此年より
ふ出しきたる所あひさし出来に志さりとらひそ
てまつれ我志富ドやうれたる所を奉り
年久しく毎七日わうちやうぜんのうそすとてて
八苦まよまんのさうひを申しくるす毎々称念
のりおもはちかんあそりしまんちふに
まうまふ見ゑんへとて届そもそれそ宅のうへり
御うそやおかけせ給ふれに善光の息とふつくひて
まへまそてまつる又出家あんちぐいの息のめしあり
まうそ一家のめしたまうゆへに母屋に居
あらし家とも居乃ぎは次あんちまでへしと
のはふそれ附善光あんおの我あまりしかぞ和宅

とあつらへて佛前やうのしるしはかにかん
ぬとさるとしき内とてもしかひかれをも吉光
未来のためにも仏の光りをとこしなへにまもる
んとして常灯とかゝげさせ給ふ貴賤の男女ちかひて
つくりて新之参詣のかたの光明にそひたまふ灯
明しあかしも無縁の人も行参して礼拝しけるにみつ
いやしきもの灯をとゝやさいどれためしや灯明の光
あのやしきりてあきらかにおかしなしへゆる此時
此のかたあるもの又ところにすかたを一見常燈明永
離三悪道　何況持香油　決定生極楽とけそハ
ましく吉光寺にかゝりせんふかくいひて灯火とも
かゝいいとなんまもつそまつりちやうし

三悪道をまぬかれしとはいはれしとにいつら
まことにこの灯きゆることなしまことに佛光の
光あることやまちに大和の国三輪の時丸と云ものあ
りしが三月しやうきれいそのころにかの國あり
て吉光寺に参詣しあかしをもたてまつる大和
國三輪の時丸てうとそをすてゝ成長して
そのゝち時丸うんめいつきてあり死し地獄
に到るしかるに炭戸王男女のものの炭戸王かんち
さいわくのことれそもそも紺のしに時丸あつま
これを見むのをもれみて行かやにかんちぎに
き國に出るやうとかけられくいかなる所は地、
かゝる所當戸の善林寺八三寸とかあるを掘したちけま

をほとあそまつるとなるらんこれを法華の浄土と
て阿弥陀の三尊化現して極楽の依報正報を
織顕したまへる曼荼羅なりと一家結縁せしむ
るゝ三あくたうにおちもしくはうたがひんくと法
をうけあれは時九下品をのぞむるしきれはま
いりさおもてのりをいわしさ被しせひとやしにとよそれは
さうく一代教主悲母の徳恩のために忉利天の雲を
ふのかきも九旬の轉法輪ありし時に大衆悲慕の
心ふかくして悲愛のあまりひろせいるる像をつくり
塡のそおいりなんして貝首羯摩天をはくせ
し栴檀の像の画自分にゆりしまふはむとく
かたきかれとくかならはかの釈迦まいうりやかれ

をたまふくと徳くいりつきおもひもよらくへや
との霊験よくぬかもきいしに露の一言因をあ
円陀羅の札文浄波梨鏡のうけ一としてうれ
あらへくしけるはくごられをまかんずるゆへに罪
縄衆合地獄よおもほりし水のこの時まくそ
いともいつるをとめしもでに鑊湯の中にあけ
つきんけもあそのこれこくうにきえぬありむう
の中にて忽ありくる神も善光寺に参詣のこ
ともうたんもいうてくあくまもにおとさるへからと
て因りの文をとるへ録す　日本大衆東太郎
如来所　一歩清浄地当往安養国　その時ぬ八十年
なんぢ母のこうにきまりて三月よ

若えもんだにかやうのあまたくるしみをうけんにいかゞ
ふ悪趣にかへりべうくもてゆるされから南閻浮
きよみきされければよろこびてかへりきたり
居りて年んこの道心をおこし出家しける若
光寺にさんけいし神宮寺のんかうしこれが
とに霊験あらたなる如来を守屋が堂塔あき
けれどもかりにかへり先んたてまつりける
十八年の聖霊をとふらひなるほさましけるも
すもしかりいと深くあるまし

太子十五歳之御時

丙午ノ歳 敏達天皇
崩御ありせ給ふ御あとの年の秋九月に儲君たる
子の御父用明天皇御即位し給ひまうしけるも
内裏は大和の国十市郡池辺列槻村に宮居日宮
扨中天皇の御名は橘豊日尊とぞ申し又用明
天皇と申し奉るも人皇卅二代のみかどにてまします
此天照太神乃御代よりさも人皇には当宝をはさ
みことしての神璽宝剣内侍所等の三種の神
器をうけつぎ給ひつる万機のまつりごとをきこし
めんくの秋万歳金輪聖王の御位安穏とのたまひ大
てまします給ひけれども一天風なぎわたりて四海
なみしづかにして天下の御即位もなされしかども

あはれたふとき天皇とぞ申したてまつりけるみかど
とおぼし給ふ御即位の後天子の御祈と経見ん
しさせてまつり給ふに毎としに千和とさまへ
四海のおさまりし事も日本とさせてまします
御寿命もまさに久しかるべきぞのぞみけるに二年
の内にみこさせ給ひまさるもましとに御位安穏
にして御寿命長命なりける阿兒のよろこび
をおぼしめされとももむなしきよしかへらせ給ふ
てはとちう登霞し給ひけんとさらに哀なく
まつりけるおひきれて天下しかんとかくまつり
法華大郷上宮太子のくやしめ給ふを天下乃
まろびとまし給ひけるはかなきありさまなりたまの

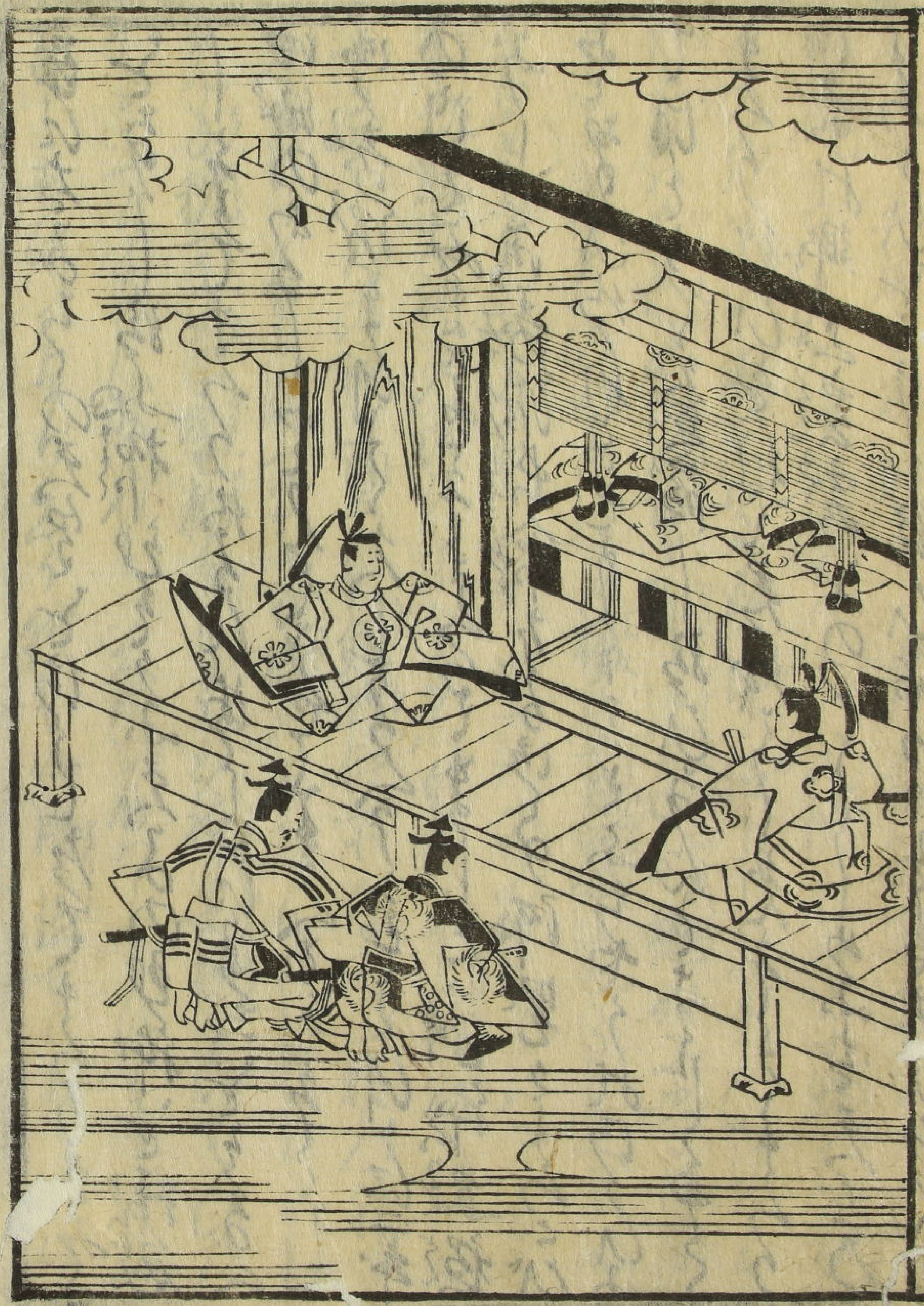

多かりしおしみ給ひけるもその時天王勅してこの
ことのよしや勝鬘夫人にたまへるとおほせらるゝをあけき
給ひし法位を授けたてまつり法のさとり給ふ
の遺恨なりしと勅し給へとも承さんとし給
ふかうらんかんほとにとくしけるによりて法位と授
けらるさとの法おけもつゆなく法のあらし
もたけしめ給ふこの阿閦仏は先帝にて天竺震
旦にして国王太后のみことにはみなかくのごとく
く種を給ひさなさせ給ひてぞ小国所々の王位また
いそのさまおもしんや阿閦を先りけるこの王に
久しくまもりて何のちからそ王位よりたちと
ともなりしんかへ立ひそれは天と号せられ給

なげきれなかくり給ふとに涙をとまめし給ひ
けりとさる程にふ又あくる天下にてくるやうなしける
るすとさながら兄給ふ太子の伯父完太部ぬすど○完
給ふとて二人ましめくげ兵をいそぐ東宮よ
もたち給ひくるみなかに弓削守屋中臣勝
海ども法同心めして天帝の皇后と呪咀し
たてまつる太子の御しるしに蘇我大臣と魔魅を除
し数多ぬけて不見にれるはし心ざして不吉
の瑞あらはぞやせけるやこれ蘇我大臣の用明天
皇と太子をと呪咀したてまつるにくるまなく
かし天皇も病の床にふし給ふとき

太子傳巻三終

聖徳太子傳巻四

十六歳

一 引豊国法師令参内之事

一 用明天皇崩御之事

一 守屋對治之事

一 用明天皇御葬送之事

十七

一 崇峻天皇御即位之事

百済國僧三人并諸工匠來朝之事

遣使国の境を定め給ふ事

十八歳

太子十六歳御時

夏四月の比より用明天皇は悩給ひて御氣色もいとくるしげにみえさせ給ふ也太子日夜御かんびやうまします療治をもはしめとして[illegible]仏家衆僧にとゞめて御命の福をは法華經を讀誦せしめ給へども験なくまで天皇の命[illegible]終に崩し給ふ太子のことを給へは天皇命[illegible]太子の事を命し[illegible]に一天の万民悲しみ海のごとく人皆泣きうらみける○守屋の臣は仏法を嫌ふ家とうたへ申橘豊日と[illegible]悲歎の涙をながしつゝ神明仏陀に[illegible]ましまし此術これ也○孝養太子十六歳の御影是なりこれごとく父天皇の御悩をとゞめんとたまひし[illegible]

孝心の至誠をかんじて給ふ。○孝養の法義と説法の門
をさづけまゐらせしを太子これ法門を稽古ましまして
とに他念なくおはしけれども宮業の法義をよくのが
れたまはぬ法なりければ四大月日のおこなひみなおや
親につかへさせ給ひて一万三千一生かくの如くなせさせ給ひしが
○太子法悦の露かたじけなくさればこそ後の法
三帝の教化をもつて給へるにもそてまゐらせ給ふ○師君乃法
あらためられ他念なく祈誓ましませども世のこと
は宮業の法義をよく勝利をあらはしとおぼしめし
かくてなんじやうほとけのこれ世乃のちの事ともさてこそおもひ
て唯一心に後生浄土の法をねがはせ給ふとぞ御心のくさき
○さて君の一天乃あるじとなり給ふべきなかれ

十六歳
孝養ノ御影

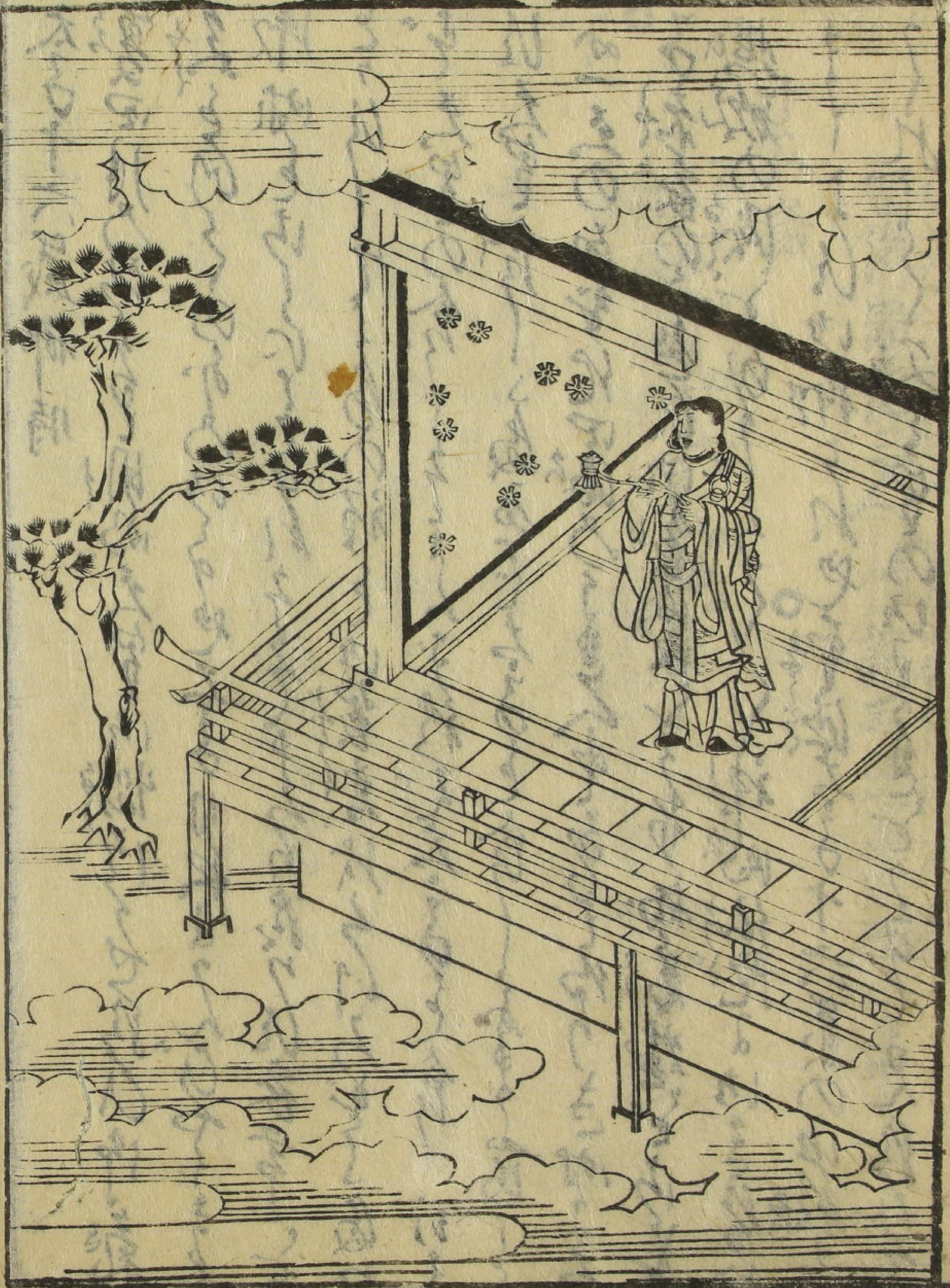

ぜんせの十ぜん戒の薫修するによつて天子の家に生
乃位よそなはり給ひぬ其後善光寺如来の[illegible]
のみ[illegible]の一さいおく[illegible]一人よ御して[illegible]一人の
ざいごのめでたき[illegible]作るもの也[illegible]衆生
悪趣の苦果をまぬかれ給ふ[illegible]不深生のためよ[illegible]
三宝値遇れ大乗をおこし給ふ人[illegible]御法[illegible]
き[illegible]何世に非人[illegible]この法[illegible]
しく善根のちからによつて[illegible]悪[illegible]
[illegible]給ふべし[illegible]祖父先帝れ法[illegible]百済
国[illegible]一[illegible]の業よ[illegible]惠聰惠
弁とそ二人の傳[illegible]二代[illegible]
そし還俗の罪よ[illegible]傳[illegible]

あし[illegible]れ善知識と法[illegible]あり[illegible]
きれ[illegible]その数[illegible]の中に悪逆の守屋大臣
この[illegible]
[illegible]して異縁[illegible]の百済[illegible]
[illegible]の仏像[illegible]不吉の[illegible]
欽明敏達二代お[illegible]してくんく流罪[illegible]
きう[illegible]の傳[illegible]法[illegible]
[illegible]王宮に[illegible]の[illegible]
[illegible]て[illegible]
[illegible]天魔の[illegible]
[illegible]
我大臣守屋が異儀を破して[illegible]

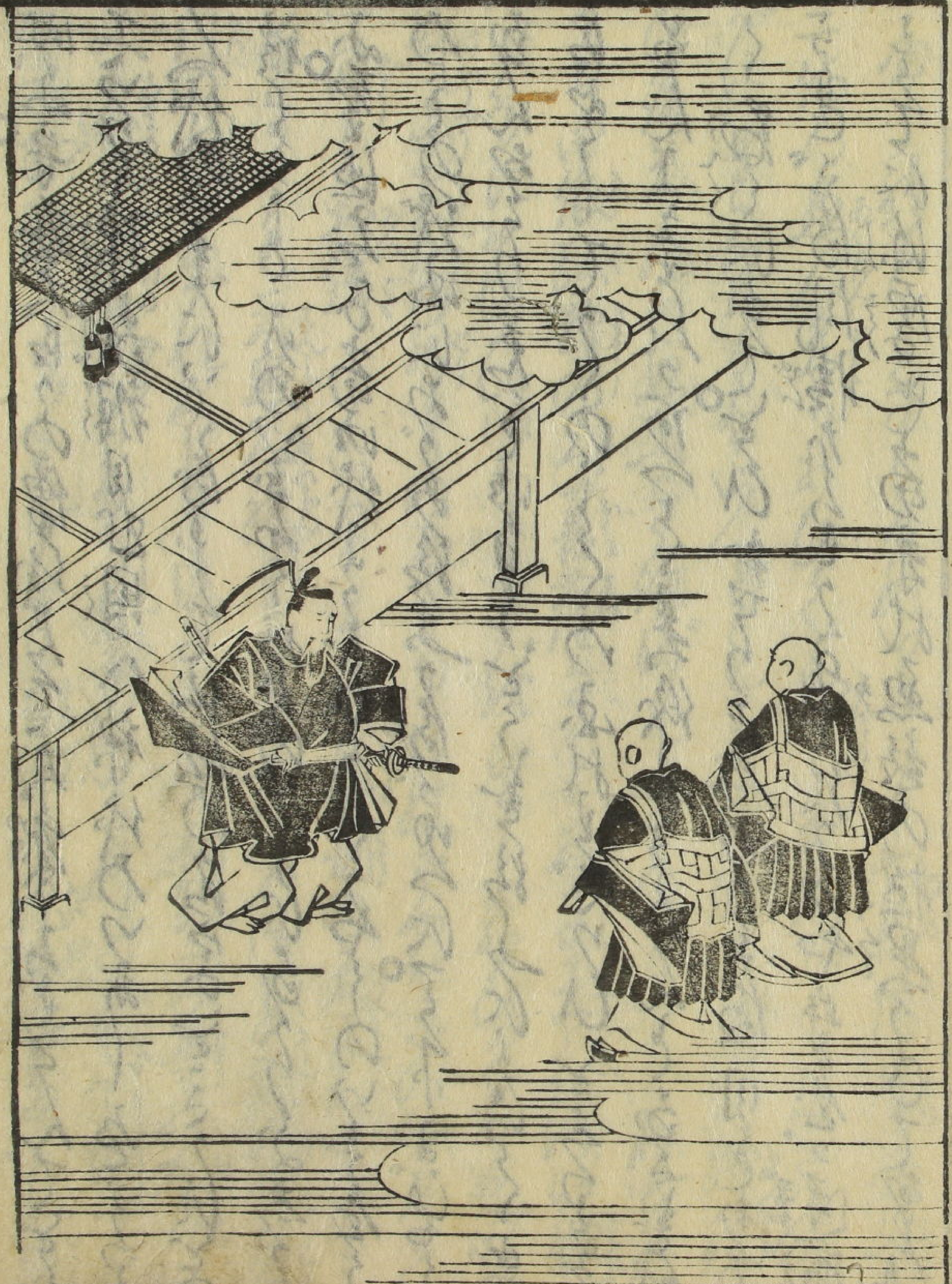

穆王のこれ法家後の勅定なり臥して
流人へのかへしをするくもえさるなんきんとし
うべきや大臣れやさ程やうまことにとひ[illegible]
きのとしうちの僧を内裏に参人法の人しへ[illegible]
蘭国の恵聡恵弁を参内せしめ[illegible]

○はたして守屋大臣の傍從みなんで大家ともほろんでしまひ
ていつく神武綏靖目出国ハ神代乃つぎめしあまつかみ
人代のはじめにいたりまして仏法乃名字ときくことも
なかりしにこの方のいたりけるのちにあかしふるのり
○聖德太子の御法代よりつぎたてまつるやまとのつぎ座ら
なりとの我国におひて始めよ事ゆゑに天下こぞって
ありがたく思ひけるとてたふとく忠
臣なりしてかくのごとき乃臣下にぞ住ひとえらみをぞ
ありよすまされてかく忠臣にしてをよんとおなじきなれ
くぐわんにいてそ○とひおぼせられ乃ありさま聞ておわて
らましきなり風情なるとぞいへりもや守屋の逆罪
まことに深重也ほのほ未代悪趣の極果にてありし

座ましくおはしまししかりしや○物部守屋父子
二代乃悪人ありあひて所々寺院を仏像を
ぐにとまでほろぼしけれどもこの聖人仏世界に佛法を
ひろめんと思ひしたまひてこれをとどめこれを
うち四依弘通の大菩薩なりと○太子を乃法難を
法門にあひはかりて終ひにあひ守屋の地に
卿上雲客ものあやしとこれをぞいと見て
一同に随喜してそれより○天子のおんかく
あなくも天照太神より七代の孫伊弉諾
川の本よりしきはるの地卿上雲客等おほく臣を
天児屋根の命より臣等にいたるまで代十七
代の苗裔にして君臣の礼儀とあり

君南面 臣北面○

守屋方同志者一同ニ退散ス

守屋

家のまつりごとをうけたまはりたてまつるものなりそれより君ハ南面し○臣ハ北面して君臣の礼儀を存しるきハ仏法のちから也○されバ上宮太子の御事卿上雲客のともがらまでみなかうべをかたぶけ乱逆をしづめ給ひしことハでんまやの御ちからとぞ申ける是ひとへに修羅のとうにとゞまりいかでか仏法をほろぼすべきと守屋が大勢一同の縁よりすぐに引退し因果の道理を思ひしりて退散すといふ○こゝにおいて守屋ハ年来の恨をはらさんと一同に仏法をほろぼさんとはかる○合戦弓削の連等に先だちて朝敵となりしかど

合戦ヲ全ル

河内中尾○

ぞ乃ほとりまで絶えざるうちに安堵すべき事なしといへども先陣の勢おもくして進めば後陣はおくれ又ハうちとらるゝことおほくして大和國の兵ども年来の數多の軍兵をひきゐて敵をほろぼさんと欲し大和國八田の城にたてこもりけれども守屋ハいくさの勝負をあらそひ寺を建てんと願ひ同じく守屋の軍勢世間のさわぎとなりしかど蘇我の大臣崩御ありて守屋ハ河内の中尾の城へ引こもりて遂にその還御のほどをまちたてまつる

長雲生田
河内

赤木トシ弓削

七月上旬
稲村城

神明の大逆敵なる聖徳太子といふをどうもうそむきしまゝ
多くしも内證をもけふ守屋を初めとして一族ことごとくほろびも
けとしもよく見しまうにくるとうろぐ
ひきこもる人しをまたにはかに法華経のうりとどうろぐ
宿禰の河内守なりしが生うまれ○親父尾輿大臣の
とらしまり神をあやしみ河内の守志紀郡にいたり来く
て木の村弓削といふ城をおひうまへし
とて日本の人を家に河内をおき越てうらをひ
かまへ弓削をきたり彼城のていあまりく田園
乃中一村の里あるを東西南北とくわれさりとろ
○八七月上旬乃ことありまもくそ橘と称し
あまりめて山岳のことく法をあらためてと○稲村城と

十丈余榎木
高矢倉

三千余騎

守都大明神

あらそひてたけりとはいへども六千にあまる兵をあひ
ともなひ八方に太郎矢尾と攻入るべく門をみて防ぐ
の構をして居りしを八雲霞のごとく軍兵みちみちて
そうして東西南北八ヶ所に城郭とかまへ城の内に
立てこもる○十丈あまりの榎木あるを高矢倉とあひ
さまにたて大和山城和泉河内等の諸国の軍兵に
仰せ付けまかせらるその勢三千余騎とこそ聞えし懐
のうし給ふは守屋が先祖の氏神○物部守部大明
神といひ其かくれなき霊験あらたなる神といのりた
てまつり霊験まさる沖宮ハ…
霊神の利生をたのみ…

仲臣勝海 一千余騎

さやうに榆榆の儀おこなはるゝ事ありて神明の宮
ぢんぢうて金銀七宝をちりばめ内外の宮居をたてゝ
数々のおみて官人等五色の花を以てまつると詣で
まづ紀所の随太子と共にしてまゐりうつり御りこさまる
つゐにいへとし神明ハ忝くもあらはれ太子の仰に
なびあはさらに造ましきけるに守屋大臣撰乃内中の
けてらの物怪かなひてはぎ様との物怪ひさしともすり
つまりて柳ける守屋大臣の方へしきりに撰りかゝりやう
中に一中に○摘子の弓削田大臣湯男其の杵太臣○三野
遠江大臣とつしるくしてその形○行野小連○小野一の辺
大臣お(?)しるし○舎資物部弓削小連おしひよ三嶋
連大伴大臣等あまり守屋同心のよしゆく志ん○仲臣揚

太子

用明御遺言

太子出家ノ

海大臣そのせい○一千余騎なりしがそれにじて守屋が城
のうち乃勢○三千余騎とそこそこしうかとまうちり
○太子守屋が合戦をとゝのへ給ふとききてしきんたとい
へどもしまよおどろき給ハずして身のはかう
一万死一生なりしてどうぞうもしおぼしめし給ひあうゑ
ふくはかげきおさうらむと思しさらへり○大臣を除は
はうらんまうちしくおほせたまひしかれど○蘇我大臣小
野大臣等とは御ちやうの旅まかりしてうけおこされけれ
くして○太子とは前へちくよそせあまりひてはて宮
後のは後いごんしかまの○ちんが病ハ世のつしれども
にかくは絶家をこけと力んこうかとそく給○太子のハ常に
まゆいきのはのぞみ力んとそ存つるとおもふまへてちん

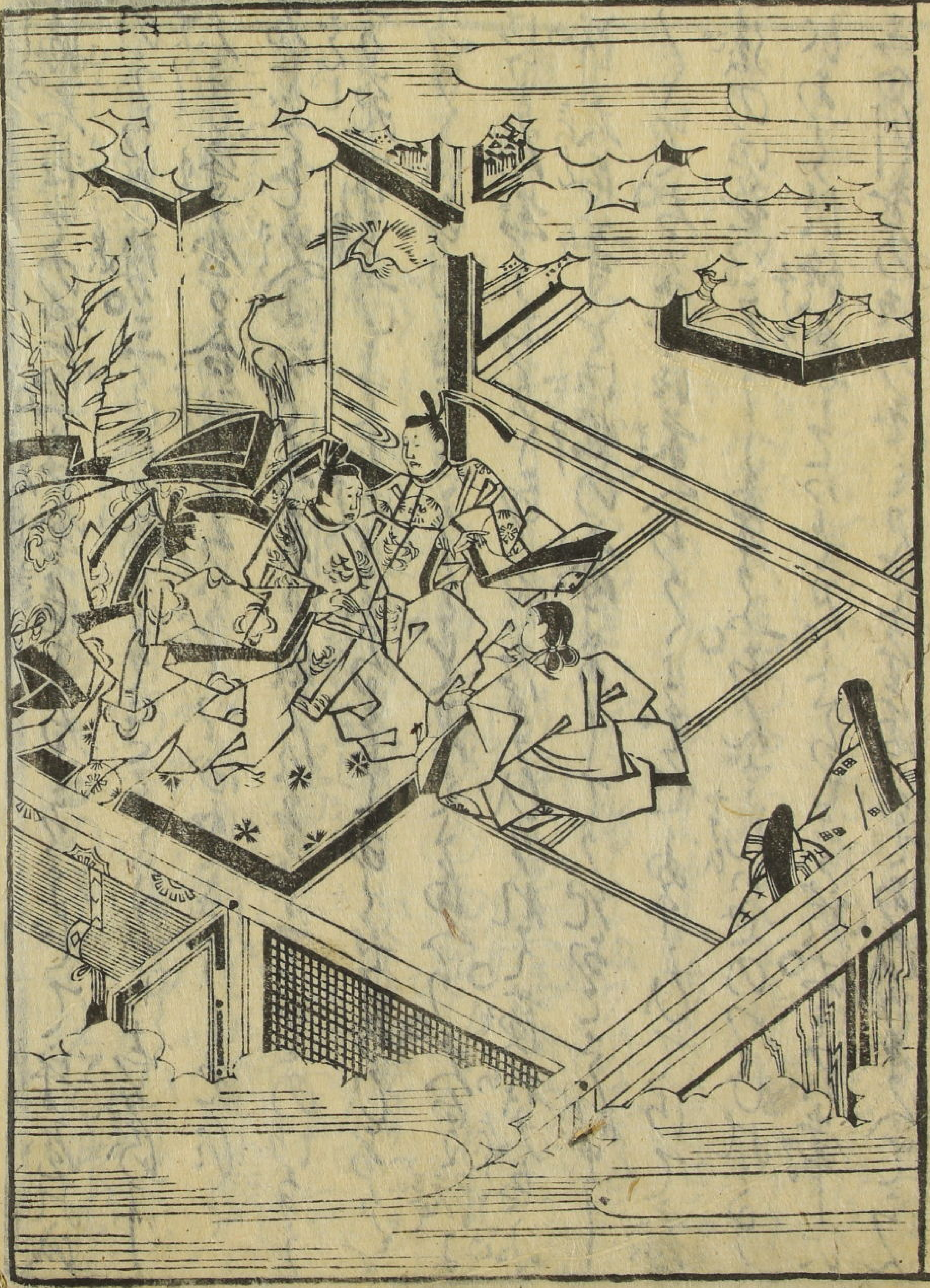

用明天皇ニ守屋佛法王法ヲ怨敵ト○

軍配 いかが大臣

政所 ヨン大臣

西ニ向ヒ玉フ

がほうこさよのおもけきたよりく御教あるべからずと
○てんわう年十七歳のそのかみいまだ元服をしたまはず
ふそひとつのちへさせ思ひめぐらされにおもふところ
お遠慮してくまれたもうそうろふのことそん
じやうの心のくらゐのさわりともなるとおもひ
○守屋ハ仏法王法のかたきで候へどもさ
めでたくいさぎよくまゐらしむる事もしかるべし
めでたく○軍れありけることハ蘇我大臣と内談あり
○しせいきの法をたて小野の大臣と評議した
まふべしとおもひたまひて殿よりいく太子
御同心したまひて大臣へとられまで御んご
後に法会おこなひて○こにむかひて流事をおほせ

善知五
称名ト
紫雲ト
異香ト
用明四十二
六月廿八日
太子十八公ト
御上宮容

て座し給へり○善知識の傳の変化よりいくらく天皇と
申す御孫後の名号とともに合へり十念いまぐさを
りとゞめにけ紫雲たなびきにみちくて異香室中に
くんじ端座して遷化し給へり○御年四十二とや
六月廿八日まで法あたに必滅乃理をしめしたまふ給
ふらに十善の王位乃法かせいたさしれいありともん
なと云前の法のひとく知らんばれ蕭風藤君
一説の中申まで志ふたんのしるのを東宮太郎
にさるそうらちく去年れ杉の給ふ那位まし／＼て
きそ年の頻乃ものがたり又登麗し給へり君子
般若のりるのしをおもんれば修法のちなり○太子の母后
間人皇后と申ししめたてまつり侍女宗女乃郷

○
上宮王家のりんくにまうたんのちんぢまつりたゆし
まうむ太子とも○前後をわかちくろ給ひぬひまえゝ
そこし八法歎させ給ひますと云ふ人昌の八苦乃中に
にしのびくて死を愛別離苦れうのしかんずるを様
志宮密君とともにこれをかなしめるもいりん在流精進
情在下の凡夫愛別離苦をとられるいふ積
とうきさん太子の御おもしまを死ざいまの大権薩
埵されとい人とこもりん娘よ同し給ひ當る日ゆかく
のらく盛縁をもつてもれ前後不覚に父太皇の別
とうのしこそさ恋りさしれども法のあらねれ月日か
見ては梧桐一葉おちて夜乃露の身ぢさひくて七月十七日
秋になるとおりよつしその孝養をとのまゝ紙に御出ま

給ひ〇十市郡の櫛笠日宮より朱の花楼に入給ひ
てしくしきまつりをのへ志つるとに〇たいし蘇我大臣妹子大
臣坂本神手連遠見赤檮秦川勝佐伯連大伴咋
子連等に詔してのたまはく〇それおもんみれば守
削大連忽ちに天命をそむいて志かも仏像を亡
さ僧尼をとめしこれ皆ことごとくあやまりなり御筆の
またにきんやなほまた天皇のめぐみにあるを仏心ながし云
まうす大かたのさだうといふはあへてくせいかくしがた
いんやしかも卿ら等ながく群臣らめに軍兵を率
して守屋等を誅せんとせん事にしたまふ
〇そのときに蘇我妹子等同じくしかやかましいんかう群君
天皇をいのりきよましくしてはやく法華道にとぶ

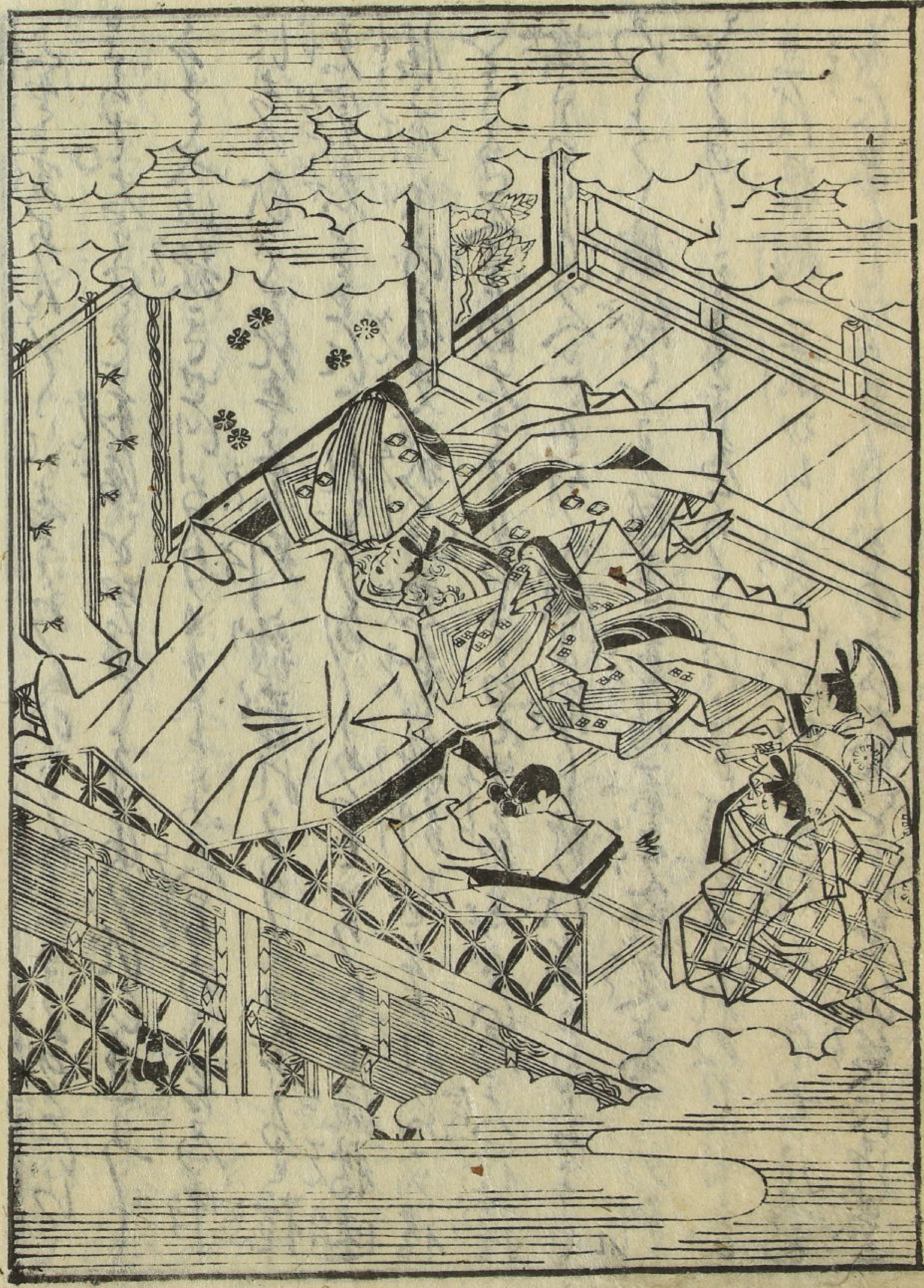

太子御答

菩薩ノ行ニ一殺多生ト

延引スレバ守屋カ伴党多命ト

むまやとし法隆寺のうちにとゞめ。太子はせんにさや
うかれさたに抹香ふまことにもり屋を誅し
給ふ事かもはじめて無世の命をうけむとのつと
めて法をまもる事へき。ただ子よろへてのりふかく守と
とたてけしやうのはるかしけれかゑしまとりふ
やまりとと又ことも。菩薩の行は一殺多生と云処
ありけるまれ悪人とよろしてうか人をもたすくるを仏
法を建立もこれ菩薩の行なり。その上法をまうる屋
うの法いとるぞにようて合戦とまてせで周畢大川
無れとことかしはじめて守屋が伴党ぞくくん中づく
法仲座乃打ふて城とて守屋ゆかんせん不日に
〇とししせ年来れ申ことをものうんもあゆます

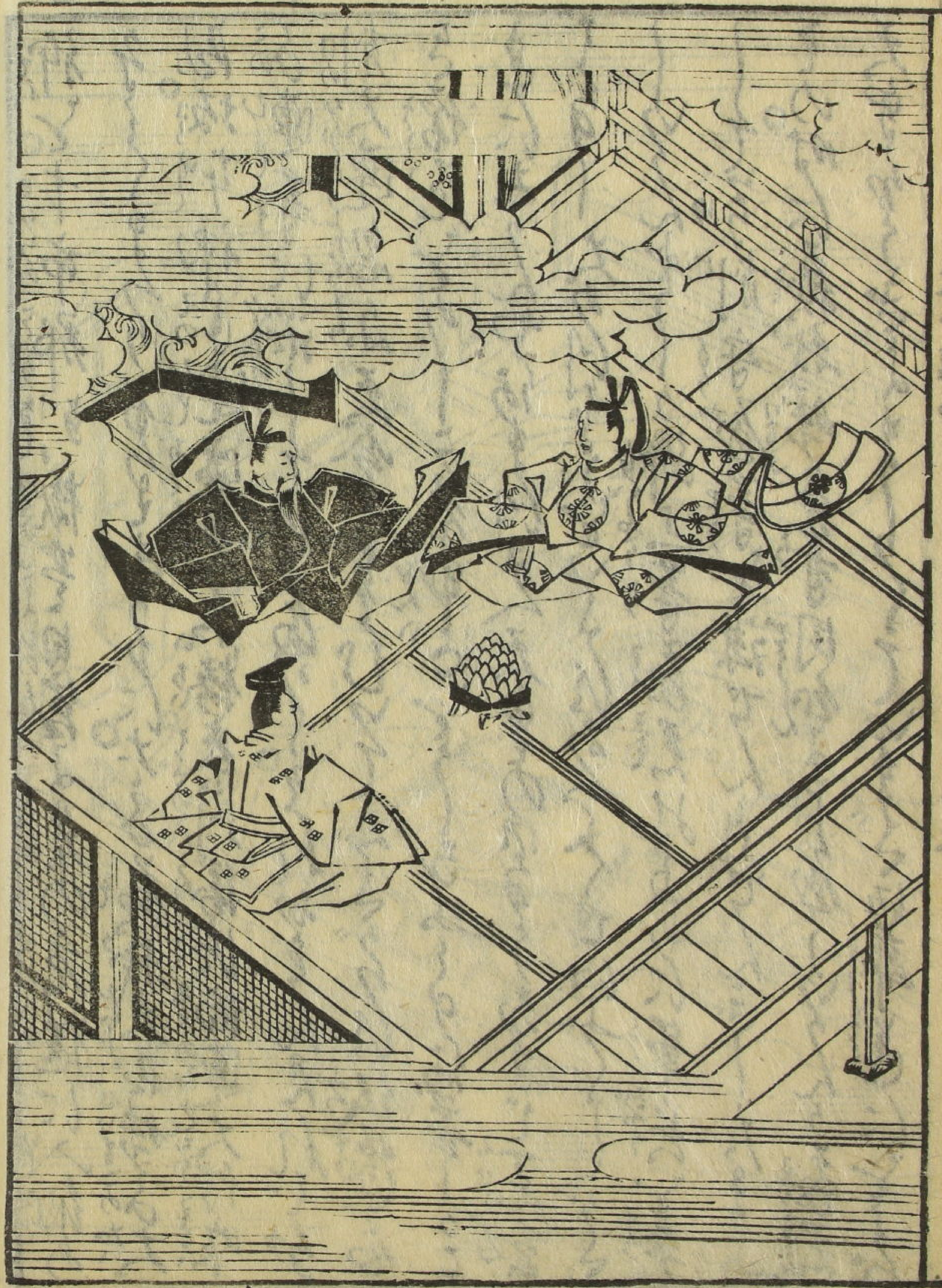

そもそも阿兒ハせいしやうの羅よりて太宰府にまゐりしをもつてとも利益乃法はおもくおんぞ辨せん○急てくらべし時にたちまち宿禰をのくたれ草等をか同志しそそうもつて人にてあらま彼の軍兵とゑんしおそてたまふて鶴宮よりうちあ給へり御同じしたてまつる○後乃男子の系○せん一かれ武山王子○八嶋部まろ子○是山王子○摩呂州王子○磯嶋王子○前部○久間王子○子林王子○池邊王子○押坂大兄王子○殿中王子○石見王子○清見王子○高君王子○古吉王子立明王子○椿市麻呂古親王○小椋王子○忍坂部○くぼ○大猪飼大臣王子○宥禰連そのほか入奈良湯の倉

○神連吉勢大臣○繕目部大臣○境部連○小野大臣○妹子大臣その子○小野田連○高向大臣○伊利大臣○鴻角大史 日野大臣○猪那大臣○近江臣清和臣ハ下六十二騎ハ先陣なり次ハ大伴嚙連○伊臣大臣○波女馬手連○曾我臣大伴村主○高林太能君完人臣○小鳥野臣○積河臣以下廿二騎うちわけるし○次ハ阿倍境部臣○境屋連○葛木小楯臣穂積中臣呈野○車本大臣○吉備連以上廿四騎居中の家とうちかかり次○秦河勝その子息勝田河木連勝野○舎人川濃連安川の臣以下すせいサ五騎うちむけ手うれ車門もすかりて七月一日に班鳩宮をうちたちすすむ河内国渋川乃城よ付たまへ○中川守屋が城へ秦川勝跡見

謀快了

○承播ともいはく勝快とはいへるはその詞にいはく
我朝日本國八天神七代地神五代よりはじまりし継体さ
だいよりもそうじ先祖このかた○みかどの御ゆづりうくる子孫乃
法脈するもあるかたにあんぢ朝敵より帝をあざむきり
ねまうくさんり天下をほしいまゝにせんとす中にも守屋鶏王世
ま○守屋とのかたきむかしむかしにゆへに西天の仏法とあがめ
て東土の群臣とひきんゆへおぼしめしのとくしめす
御ひくぜんじといいてのしかまりさん堂舎仏閣とやき
うちほろぼし仏像経巻とそめいもし○あらへんまて王法の
朝敵仏法のあんでひとを安道臣とおほろぼすびなまた
下の群臣をさしまどはしがし○済ゝにて皇太子あひた
つゝしんがためにかおかさらまびはな法臣あくに執命せ

つまるわざぜんひとくゝひ後悔せずし城郭をたうまで
ごゞゆく仏ながあんくまこくさきしあんぢく仏法乃
深理をあまつむずへんぶかのならゝ理ふあまへるこのゆへに
神明とあがむることなきにゆへしてとんぢやうめなくゆき
とふ仏法をもめいしてして○後生れおくぶやくしとあ
ま○これみな我慢也偏執也偏計なすまじき執心の邪見
にくゝも○かりにくゝ仏と神わ名別るもとなりにたる
是非をろんぜん○仏とらひ神とらひつともゆうにく不二なる
つきぬきと人ぞ水とらすりとのごとし○さむざき時ふみそみ
むもんで水となるりはくらうやある時は氷ときえても水
やたまる雨もなるも○時に仏とあれゝ神ともあらはる
それ志??○ものじやうさと時は神ともならうち仏ともあらはる

神ハ仏乃神乃本地神ハ仏乃いたはしなくあり仏
の利益ともなへんじおんずるゆへに和光同塵の○ゆり
れまども仏生まれて安楽じやうどいへど志らず志る也
し○仏神ともにありがたく○神ともほとけとも
とこもあがむべきなり○もしくれどもおやまきんと
あしくためらへ三宝に背し偏執をなし仏を信心を
なさゞるわ朝敵なるして我らのみくじに三宝と真言なし
てどこにもよほぶ国をたうとぞせんとの事も○その時守屋
乃逆臣等国にもあひくせうらんまでは○守屋まろ
仏の教くわりくわやかうの抑蘇我をたて神国なりと神
の代あがめ神祇をまつらふするわれ往古よりあがめ
まつる法なり当の家に○人皇十代崇神天皇乃御

代々天照大神とあがめしよりこのかた帝王卅二
代まではかみまでおんくぞくぞいでてんかをしろしめしぞ
太子乃時代よりなりてわが仏法を信じまうてまつり
先蹤とぞなりにけり○本朝の法神ならへまて
とかくし○国家あれはてゝ人民が病死そこ
のこへれば国の風俗ままよせ神の一道ありとやうかまはぬ
ひ仏法といふものが○なしうかひ給ひで家来も同心し
て天下をそむきまでもまつりごと国務ととりすまを
うそまつらんとむほんのへだてをしひろめてまゐらんに
ならもそあな○我後代まであがひおこし新儀の仏法を
崇敬して居るがあなんといふじたる○てこそへ中けりうち二人乃
大臣あらそひこれさせ○と太子にそうしたてまつりける也○この

ソカノ住処
高橋宮

○

うしとききこしめし義なりかれこれ獲羅悪かく
みあることのみびんさうとおぼしめしつくろうしき
行ひけるなり○守屋が弟勝海連大将軍として
このおひざ天皇の御座のあけなくいるまゝ住ひ
て万事をいとなみたまふあるのちのいてたいを
と義我大臣乃催をまねくおもむかんとう
ち出けるがそゞ其夜太子猶向しまつりたまひしそれ
もしまされがち○志紀○渋河○出地などに人をしておさ
つかはくこのうしろぎられバ守屋が兵ども三千余
たてまつるとえやつゞとくりくいよいよやくかくしまうら
とらへ守屋の大臣乃舎弟勝海臣ゆかひをあくさがし
兵者ハ巨勢臣大徳臣人臣風丸臣

守屋
軍九万三千
二百八十九人
二度目ノ
戦に少なう
太子二百五十
余騎に

紀見連佐伯連河部連等ハ上三千不足におよびけるが
ところの兵を引合そのせい廿九万三千二百八十九人なり
かまへいましてよせかけるとたびたびとていよいよやくと
まうけありしも○太子ハされども守屋の大連しややを
むかひてかげんし両陣に向ひるやとこゝまで謀略を
ほどかりし行人ともに守屋ほうへせうりんせふにこのうへ
たちまちくとよげんそて○太子ハ二百五十余騎とこ
まんとられいそぎしまた一度にいりかゝせてしと之
れこなとあぐる将ふ○太子の陣引念ある将がひくれて
おもふりぶけしらる乃ほど法勢は周遍して将兵
をなりきくさし戦ぬき勝みなしく突折
なもんやそのまゝの三度のたえ乃ましむ○どうらし

そも〳〵守屋が城のうちにはほこをぬきつれ錣しころを
そなへければこゝろをさへかけしば毒気むしやうの大弩
とうち逆悪不善の輩をつかはし太邪見の臭をも
吹き輪廻落堕とおもはしむるとぞもしけるを
よく〳〵やらしかれ○くりかへし〳〵ごとく〳〵のびらの
頭をさしとそうろう一度にこれをかけて三ヶ所の方城
のうへされ共さしかかるさけびおひあがり上天下界
まひゞきうごくらんばかりなりそのしも罪悪のかれ
ぬそれとは持ちあれさらなれども三度まで矢合そ
かれも敵かたへうつむかうところもやかまんとて惣がゝり
御しかればとうまつかゝるところありてこえんでけう
かと当けはいまいるかたへ人々をのおもてあひそ

さても〳〵とらびはてんとしてやともしき○まづらにあらず銘々ぶ勢
勢かゝりしは太子の御いくさに三度まけてしりぞひ
てかくを敵しつしくいひ大勢れけれどもはいこゝを
後を大將と云小勢にてこれを敵しあるとも少勢を
ひとくいひてでそれはどの三族とこゝに守屋の逆
軍いよ〳〵へいのりをいくもこ入出して一人をもあまさ
おほくはなみとて一子金縁の矢を二つとに法をいる
すみうてをいたるをそてさこる○太子宮沈淵治卿
といふとの三ゐる名ぶ第一乃人なり太子につきそ
まつてもいりたに自眼三縁にそてひとへ頼みまし守屋が
軍兵をうれはさるに謀をおもい太子造等に志あり
てものへ度をくあんじをうる河内がむかへいるべし

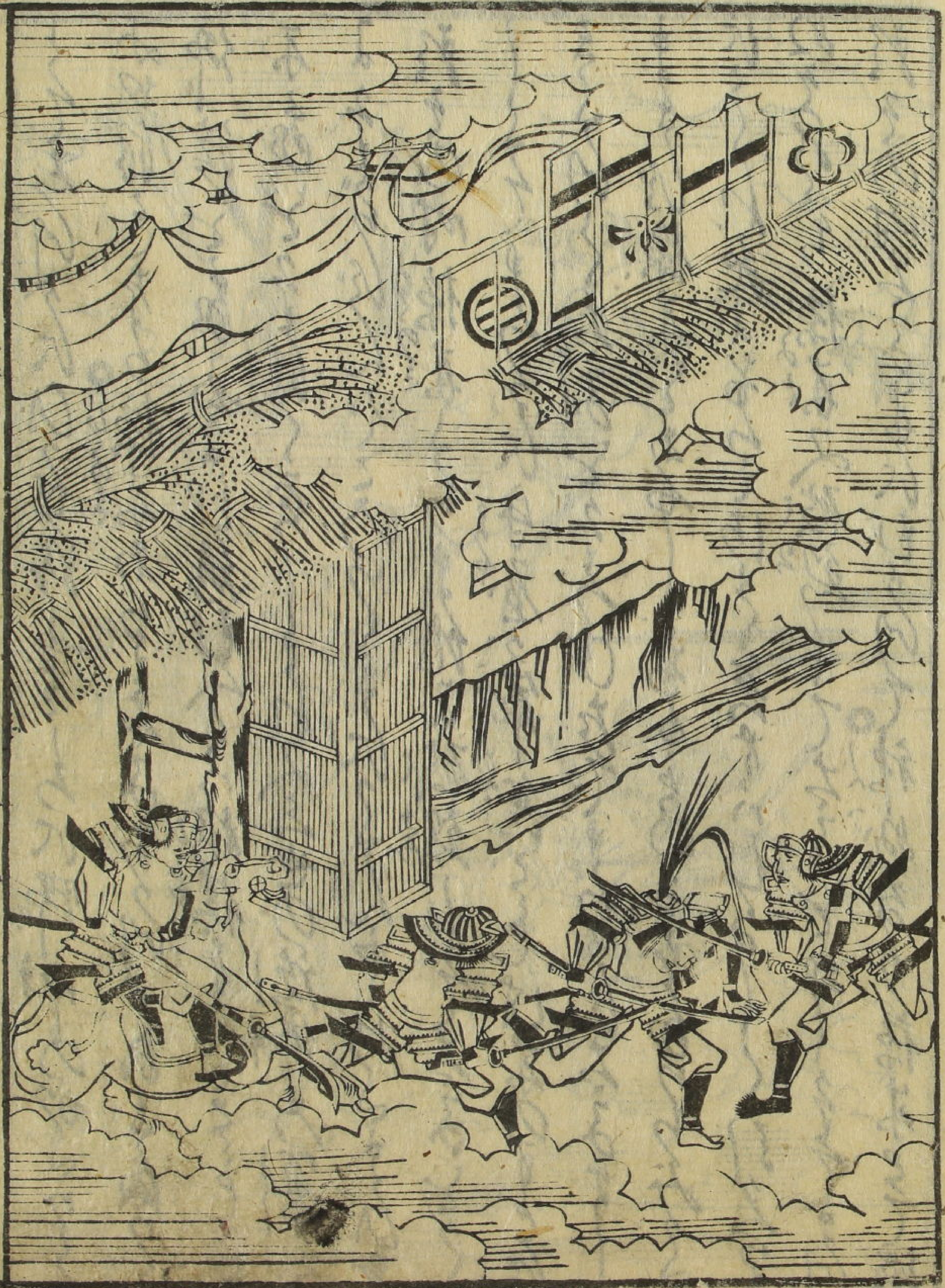

野中ニ椋木アリ分ノ

とてまいりけれバひろせ郡をとをられし野中のかたはらに
おほきなる○椋木あるを太子ちかくよりてのたまハく
佛法を我まもるを誓むべくハ非情なりとも椋
木我をまもりくだしかれ又三世の諸佛乃冥感
ましまさバこのしるしをあらはしたまふべし
其時椋木たちまち地ヨリ破裂して太子をかく
しまいらせバ守屋が軍兵どもは木のまへを
とをりて太子をたづぬれども太子はみえたまはず
ましけれバ椋木をあやしみてまさかりをもちてきる
にもし死ぬ事あらばとて斧かけるハむなしく引かへし
ぬそのゝち椋木又破裂して太子出たまひそこにて
其時太子おほせけるハ神妙なり椋木とて渡

野中寺。大聖勝軍寺に太子堂を本尊は十六才の像也。

河乃瀬より行きまぎれ給へる法事をし後世の御代
まで神妙椋木とてこれあり又大聖乃化佛にて
この法をまもりの為に此所にとどまりて給ひけるゆゑ
野中寺と名づけし也。又野中寺といふ又大
聖勝軍寺ともいふ太子御墓ともいふ太子十六歳の
御影とおさめたり何の御時の事も御前時の事は
あへてしらず侍るなり。太子又守屋が此所のもとに
引こもりて数万にあまる勢をそろへの軍勢とお
つよく一騎に[illegible]一人をもうたれぞくとれ
もし守屋の軍兵勝てみつる事ならし
あまりかは皇子遊びの法后おそくしま
太子さて仏法をおこしてとの悲願にてありけれ

しかして守屋ひそかに太子をふせんとしてくし
はかりごとして御入ありけるのちに[illegible]一
くの郷に雲宮をかまへてあるに[illegible]
給へる也。太子のさまざまに不浄の濁乱場のありし
て仏法の興隆のためにはあらゆるよりぞかんつまに
にあくまでしうりすとえぞ守の軍にて天王寺
乃像をほりてかくまつるべしとく法を安置せられ
をたて椋木の山中にとむる。白膠木をとりもちき
これまた太子のお[illegible]にて[illegible]の木は
あんじたりやいかにや。天王寺なくは白膠とは[illegible]
いふ云[illegible]なくは白膠木の文字軍[illegible]
いくさの時木をもてつくりて[illegible]門かたち

阿多迦峯（アタカ）○ 二百五十余 一人山人 武蔵門天 阿多迦臣伝

こて汲すらんひおりあるところのまとこのふたにて妖節
天木やいつすりとくうすれなら呪主乳衛と悦
てとのく大将軍のうぢてろうへあいかしひに楯のれ
りて将兵にあんちして阿多迦峯へうちむかひ
て軍兵と待そ給へ行へどつぶりつふ二百五十余騎
あまりの兵なりければ太子懸歌し給ふところ
給ふ○一人の山人薪と荷てまちとあゆみ来るの云
物ありけるしと歌給ふとこゆくうき海をわらく
とひあるそぞとあげをて申させ給ふのしとくい
座しふよ方みそ仰れとも仏法をろんぐて澤通臣か
うづくしてたらしとうを給り悪癡乃仇をうかと
行されよそへりくありひそてまつるそりて陶田丈

まりまとも見えしがしばらくありて。この初め弓削や
は物部大臣守屋がおごりを太子あやぶまれ。下
公卿等でもおほうへ給ひてあひぐして。ゆ
ゆひ年あまたをすぎて、その勇力さ
ま勇してまさりうるやうにくろ人ハはじめて
そのとうこれありさ。一丈あまりなるを見て。そぞろ
なりし心のごとくこれ仏法にあらしは権化なるもの
なる。蘇我大臣のをば八尺人ぞよくあり
てひとつのところひとまとめてうちにさらして向
毛をあるきひそかにとし見て初枝は流れ上主
ならざれども穢太子これはとらしして邪見の臣とは
後ハわかして寂然ねふく成ぐ

人さくしまさとた眼あめのとしくそうじてしよく
家ともにとしまてもてみなるよう太子。河内国守護
臣が城内とりんで籠れば軍兵とともに雲霞のごとく
分り部に充満して河内和泉摂津の山下に軍兵
だうと海上みたし。みたさかけし陸地にて小弓よむ
ちぞうけてやぜにたゆみつり麻府乃てしと本のも
しや鷲のをとゐてさのかけいて家るる身を高と
ありしたきまひけかと。揚海連阿部内河家にくを
城りたきまくるみそでのまもまきして。太子の軍兵
と二人ともおまはあかりをとれとて下知して廿万余
の勢とぞ知していまやくまちまちてうあぐくに
太臣太子方こんこのは合戦さうるくせちさうへか

こしまのるまいでやまたらとのしくすおゐりまたてまつさ
ゆかだにうくりくのる海りくもう雑愚庸の身なりと
やうへりうとてうじぎるみくを。饒舌として二仏のみ
なじのれそよようにあびくつ、御法と息隠せん
かとも云う所に守屋れ逆臣仏法の一るすにおひく
みなもとりく天命をとそしなまかよますかそく
三寶とそるまひ旧縁がにぞともへにされ恩賜の縁
源羅葉深園さらて。のそちひろいりせんうそれお
おしくもそて氷朝乃ご崇りざいしやうれおるくし
て解脱のとんでれそうげをんべきるすりてたゆ家
つとしりんやらしてり逆臣と降伏して仏法と息隠
せんとそてそる無逐次流しぬとしろに。又こに

先翁一人
文殊廿七。

一人の老翁ありくるの有りしに翁とうち作りごこ
の。老翁うきらる海りりと経りまん丸にやや依くあの
給とう事なさりゆくくゆうたりん薬へ光のびかとし
ありる翁と常に家形もくゆらをは経かなすりまと
そとも東の江とあとはりますりくもしうちだれし
さ旅物すくそ東生れ結縁ともなるべし又詭計
と思ひりく清涼の殿に御りなだしと生れ宗花
なりへし云う縁ともら翁と常せにあく獅子の
と所かなれどいりんが作るべきそてうらごとうげ
字中り。会へ丸こまほうそて其子にりくれどもくそう
しやしとありら忱く免して体そたりひお所その
こうれなき礼ちお親さに法しぬ縁をびましくて

これハ是たれ人ぞとあやしびて其子の体を見るに其男
いさましくある壮盛の鎧白星の甲をきせ大
中黒の矢をおひしかくとて法師綱をとりめ
まはりて大きなる室のまへに出て行き居る弓の者と
臨くゆへして何かの氣色またとに物をめのを
しくみしある六十餘れ白髪まじりその如けるが
目さう猿たく眼もきまりその眉のうちに金光を
ふく面長さ七尺その手にまつ光をするとし
が甲冑を着し弓をも取まほろばを引つる
ものしたる手ありある者をみれども法衣あるくもの
世にあらぬふしぎなるゆめの國とも思ひつれこの
ふこけの光明きらとおもしまるるされたてやうく。坂

守屋是を見て又河勝逃るをさいはひとおもひしとて
○かたは河勝ハ陣中をしりぞひ帝のおもひの二人乃家軍
甲冑をとらぬ也りくしく官位よの分限ありての時さへ
しりと志つけるる数兵どもさくこそつかねしてける
さしき陣なるをとるの見てしる河ならすと仰らるぞ
○そこで官宴ハまだやさすりせしやけるおもひハ又川勝
ハおもらしにめてつしとそて終こそふきとのも仰り○太子
あきお陣さにめきうひあいくれ神妙ならをとぞ見えん
しげうれら様ぐでうしとなく見ゆるにや終かも
きそうじて後二陣乃家軍ゆうに人家来物より
くうきてしきとかきうら合へしとともみえて一人ハ
してとも強了強とば志てさ人一矢をおさく死

エッキ
榎本ノ矢
倉ノ○

守屋ガ矢
太子ノ御矢ニ
アタリタゾ
太子ノ御矢

うまれ來ころにみぎ陣も敵もめ刀をりて佩とまなくしく
物のめのとくして太子すみの合戦ハさしうときを家
人まのとして名ばかりして軍勢をとそいつしく
よしよせてういせんありまさくに守屋城より打あり
あかせたるかくて守屋が用ささるを○榎本内藏に矢や
義をあけ○のかぎり八目のかぶら矢をとうち渡りてハ
ありていとくこ乃矢ハ物部府都太明神れをあつし節
小矢なりせそしあやせたる志たるれてされ下知しく
ましやはちよの法おつくにあらけて矢ハむかの
く地よおちぬ太子跡見給ひに命じて定乃弓をかし
て東の矢を瞻めして弓を引矢をとなる川時まいり矢
よしみてた眼をとうそこ獵文せしよ次みぬ大地よりいり

七度鳴り
守屋○タイ治
鐘ムナ板ヲ通リウシロノアゲテキ下ヨミ通ル

て右眼をとぢて御数珠をよくよくくりて他阿弥陀仏と唱
へしそのちからにや矢をはなちければこの矢かならずほと
ら弥陀の矢ふおかねどもかへすがへすも仏法護持の四天
まれたちもしるすへとしるの依自在の法矢より
かむとまかしとうどゝろざとひくきうつすとうらゝとし
よりけりてそのすくなきの雷のごとし天より絶
おち下総村城ぞとまをすてきゝ先んぜ城の内の軍
勢めんらくしてさやうてんとこまをじてのち天地
四方らいぜんし。○守屋大臣のようひのむかいてん
あまりくう。○娘のおふがまれ下に十余字いとを
されき所まことにさきさん武勇のめいよ名将なり
なかしいへらくふやぶ矢むなしのはるうらぶれぞまふそく

丙毛槐林
秦川勝
守屋四ニ最後ノ言
川勝カ首
首錦直垂ニ包上ル

して屋ぐらのうへよりおちけるを川勝はしりよつて首をかきおとす
その時太子丙毛槐林とゆふ所にまします。○川勝御頸と秦の河
勝よろこんでこれ守屋が頸をさゝげしめ給へば。○守屋さ
いごにいふやう。○如我昔所殺。今者已満足。化
一切衆生。皆令入仏道と云ひき大守屋は年十二歳より
この時河勝にいふやう。○我殺既満衆望亦足と
云て頸をのべてきらせけるとぞその頸を錦に包密(ひそか)にまゐり
流ことを。○太子は猪をとをそてまつりたる子細
をしてみそれなりて逆悪八万四千の所ともとこの
るわか因果の道へとまうぢしてこゝろむとしられざ
ゆくぎいのむくひよ流ろにその身命を滅ぼしがしと
りんねお子法眼よ感涙きそのひくきうして哀の彼

太子傳 下

守屋ガ兄弟并子息共十五人斬ル　生ケどり二百七十三人　其外端武者ヲ討ツ殺ス

とよばはりけるひやうしくにて孝哀をんしやうして○宅
池辺治部丸よりおぼゑをあらはし守屋が子息○兄弟
十五人およその余の鑑武者の数をしるさず阿多
也坂部が為ひとり智恵の利剣(りけん)あうひは初とする
てりかゞやきうらなけさうさみにせ川わく
うの死(し)をまぬかれ数(かず)をしるさず○いきどりは二百七十三人
たる守屋誅(ちう)せられ其の逆軍(ぎやくぐん)たちまちに
落ちて四方へ引さりて三ケ所の城郭(じやうくわく)一ツにて落さる
せぬ者は官兵おいをとるも二百七拾三人なり　臭
してくらゐいれとほくいくさにて久しく河内の城
なりしかし一天四海の内四生九類有情
よろこびなしたまふことかぎりなし

ほとりにほろびし縁の宮軍兵○一人も残らず悪逆の天○一人も
大和と文殊(もんじゆ)のくもりしやうにして仏法(ぶつほふ)の怨敵(おんてき)となり
かくしてみな太子に帰入たまひとりとりんれ○太子詔(みことのり)し
てのたまはくこれ二人の逆軍(ぎやくぐん)河内の伝をとめ
神そをおのおの力(りき)にて○あまた兵法と諸じ終ゆく
逆軍(ぎやくぐん)を降伏(がうぶく)して城へ帰り給ふなり
まふ太臣公卿(こうけい)雲客(うんかく)うちかこれとうけ
そのおのひとゝもに合掌(がつしやう)して
かくそのあく○守屋(もりや)が領海等が所領(しよりやう)田園(でんゑん)
御配分あらたまりて十八万六千八百九十代没収(もつしゆ)し
て寺領(じりやう)によせて河内国弓削(ゆげ)鞍作(くらつくり)等の散地(さんち)
十二万八千六百四十代なりしは摂津の国鵄田(とびた)など

の散地(さんち)五万八千弐百五十代とく分ち給ひし
て寺家(じげ)に施(ほどこ)さしめ給ふ○又田園(でんゑん)十二万八千余町(よちやう)あまり
びよ須宅(うぢ)以下(いげ)八ケ所乃散地(さんち)おほくを左右大臣(さゆうのだいじん)四人
乃大将軍(たいしやうぐん)へもくびれ官兵等(くわんびやうとう)に配分(はいぶん)し給ふ也あまりし
く○七月十日に大和国(やまとのくに)へ還御(くわんぎよ)なりぬとぞ○弐百
七十三人の男女(なんによ)を免(めん)し御(ぎよ)して太子(たいし)の自(みづから)のまうけあり
て出家(しゆつけ)入道(にうだう)せしめて○四千六百所(しよ)乃伽藍(がらん)にわかち給ふ
りし奴婢(ぬひ)散仕(ぜうじ)とす○紀分を○又守屋(もりや)の大臣(だいじん)中臣(なかとみ)
の勝海(かつみ)以下(いげ)八人のくびをたゞ○法隆寺(ほうりうじ)の廻廊(くわいらう)戌亥(いぬゐ)の方(かた)
三間(げん)のをくし頭(かしら)を下(した)にうつみ給ひけせ孝養(けうやう)をこし給ひ
常に又あり乃けど余(のこ)りし給の六千余人(よにん)の中(うち)に
大連(おほむらじ)が妻(つま)あるじびよ女なる女房(にようばう)以下(げ)弐十余人(よにん)ハそれ給(きふ)令(れい)

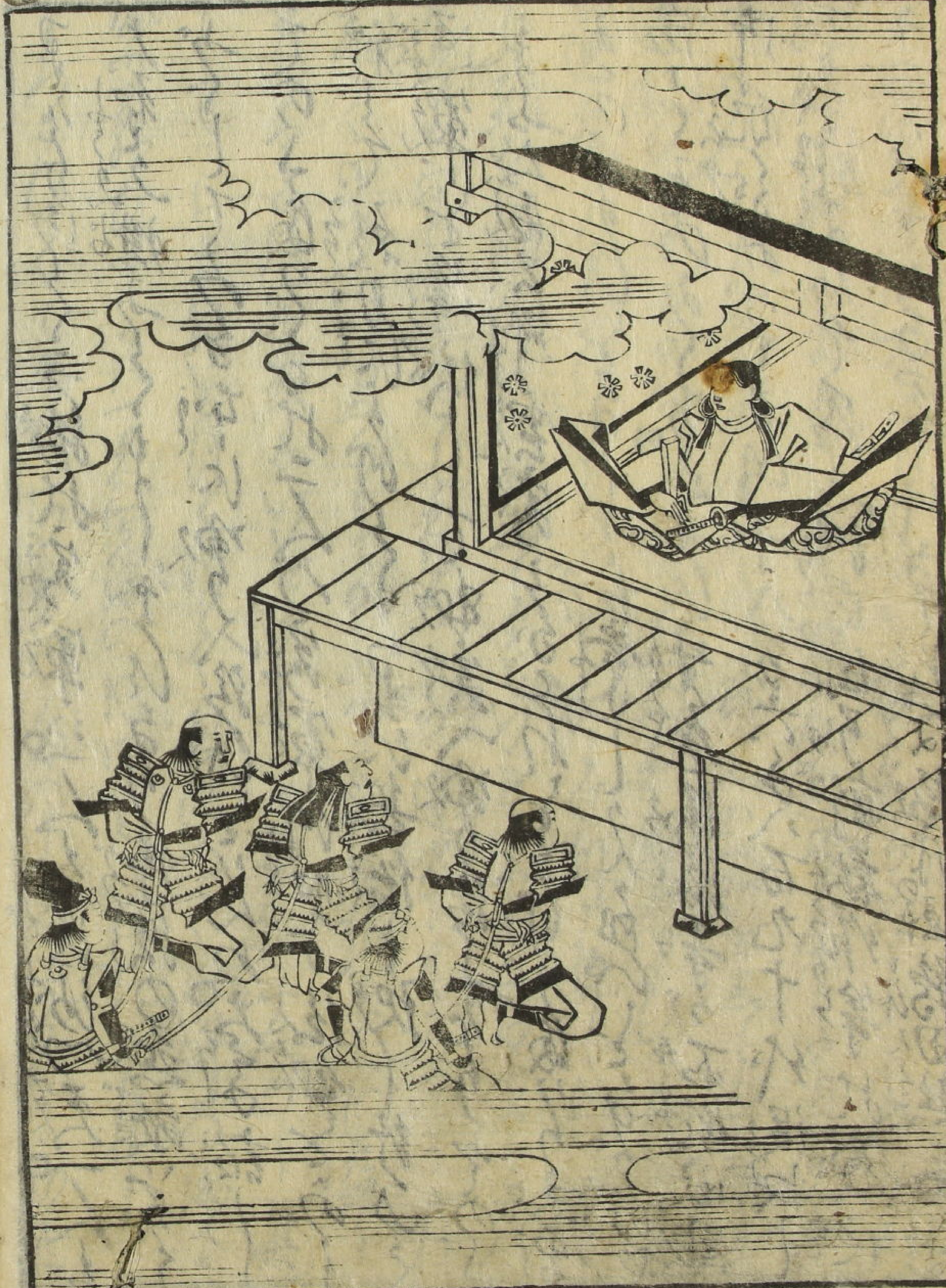

乃ためにほろびまつとおほくらへて甲斐守物
部信濃守は安曇更級へながしはなちけりことに
中にも又日照姫は太子の別れを深く歎き給ひは候
ことにあさましきことをかなしみけれどもきこえけるにぞ中臣
勝海連が妻なりそのうへ蘇我大臣にあやまられ
讒言せられ給ふは勝海連なりひそかにして上野国
へ送られ給ふ○守屋が次男竹野田連同男辰狐
連等を筑紫筑前国鞍手肥前国松浦へ遣はさる
この外鳥屋連大伴臣以下八人を筑後国山本の
井手肥前国大野海部等へ流され紀伊
しば大伴がいへるそのすゑ葉也それ乃外石川田宅狐
賊等と称くの總将軍等にあててことなりあり

守屋力
本記

いまは逆臣等ことごとく配流せられしかば天下のかうろもただ
やすらかなり守屋が姪と弓削もと物部氏ともいふなり父
○尾輿大臣は欽明天皇の御宇にそむき給ひて○甲
斐国物部といふ所へながされしに配所にて摂母
に契りをむすび守屋をまうけしは河内国弓
削といふ所なればかの尾輿大臣知行の所なれどもこれ
あひぐしてきたりて出家したまひて○母はこれ物部ちく
らにて弓削といひし所なり○太子はこれ救世
観音慈悲利生の権化たり○守屋はそのまへ地蔵
菩薩の変化なり十輪経に云あしき衆生は忿怒を
もつてかたむる所菩薩の忿怒は慈悲よりおこる
ところなれやとおもはせ給ふものあんたるさ

しかるにいまやうさんを仏法かへつてぎれの威力とかく
もはんかそはんなりとえく太子と守屋とは合
戦は無明法性のいくさや一さいしゆじやうの断惑
證理して成仏をとぐべきその理をあらはし給ひ
あるは軍たゞ三毒ゆへにさせてましく一切衆生
やら乃貪瞋癡の三毒煩悩の大将軍をぐうふくし
ごく／＼成仏せんとならバいまだ成佛せざるゆゑと表
示しぐく三毒ゆへそのけたまのひあるらせ志ゆるものを
以てまた自他他力の強縁よりはかくも人をしれ
みゆは極楽に往生して常楽我浄の四徳波羅
蜜ことを證得すべきその旨を表示して おもへん
せりおもよりあひはからひて守屋と誅せし給ひ

○七月十日御葬式 石川郡中尾といふ所にありき 太子十六言上 ○

あらやしかれどもいまだおはしまさねば守屋をば
誅して大和の宮にかへらんとするにあらせ給ふ同七
○月十日に用明天皇の御葬礼をとりおこなはせ給
ふ太子みづからも喪服を召し給ひてぞおはしまさ
る人々もみな家ごとに心中にいたみをなして
のち爾○守屋の逆臣とともにほろぼし給ふに誅
せしめん為にぬるにはみな後の一念まことにうらみ
あらんはかなきや○されば守屋が仏法へ悪逆の積をと
らへ御葬礼のせんに誅せしめんとせんね心中ことの
せに一念の妄執ととゞめ給ひ往生浄土のむねにそ
むきし物ぞ○わこ阿児を真実佛法の帰依をやく
成就しせんと考へてせん聖霊をまもりじめさせまつりけり 六

頭陀生の舊親とさそひ給ひし再三と
一佛浄土に詣ずしとそ申ければ弥々しく
その後うまへみこまで給ひ御目はきそゝさてん
じやうれなげき又聖徳の郷より家居光宗
女とかく雲上雲下におしまうびなげく房
めしあつめ給ひけるに中にもあまた給よいさ
ましく給りしにハ太子孝行の深く給げしと
あらし給ひて給うしれあげにとうも法花(?)
ひなく○大和国河内中尾乃御陵へ送らく
にぬ里の道よりそゞしみくも給ぐと御出を
なしたてまつるみまもひたれども左右に従
ふなき御出させ葬の夜とあけまでめ給ひ

されば天下の貴賤上下おしなべて袖をしぼ
り悲しみ給ひけるとかや。○天竺乃恵達太
子大聖釈迦如来も又浄飯大王ぞよみり時
釈尊みまかり黄金の棺に入れ給ひ八葬
礼の儀式とは是へましく有りし○つまゝ蘇朔の聖
皇太子又くろぐろくちて用明天皇の御葬しとみ
すひなくまうされ給ひざし○とあくる葬
礼の儀式ととのへさせ給ひて給ひ乃后
もてぐら哀なる事侍りけるに○大和国下津道の南
とうまき下津椎宮とやらん用明天皇は内裏より離り
山宮と名づけ給へり○葬礼は時候吉日の門外と
寿まり給ひあまりに太子給ふ絶よ後沒のあひぞん

ひきつゞきての後なり御顔色かはらせ給はず御気色もそのまゝにて
時刻久しくましましけれど御いたはりの人々
歎き又あけくれとかなしみ御葬礼の御輿をしつらひ
見えそてまつりぶやうてんしたてまつらんとせし時柩一
○奇特とおぼえて天よりかうばしき香ふり
のはなかれたんにそくたちまちに御蘇生ありけり次
第に推古天皇近従の人々にはむかしのごとくの御
くこの宮は又天皇御在世の時一月よ両度まうで
を御行あそばし宮なるに○朕又ありがたく勅をありて
よそにおりしにとこそはまことにあはれにて後の御
のこそそとしかれ御座ありし南殿のいかなるを
見るにいよいよまのはなの推古天皇の御なげき

ら朕もあかりこゝ地して魂さへそへて去たまへ
ども次第に寿のつきさせ給ひて御前ちかくうちをさめ
ることのく涙を袖をしぼりあふ禅僧ありしかり
じてのちふ山城越○河内国石川郡中尾の御陵り
法制あしめそてまつり行列儀式を調へ給へ
を六屋の内よりおさめたてまつりぬれ近従の郷
よ雲客あまたなく清河玄場の太子に供奉ひた
てまつる人々にたてまつりちりすてひきれども世の事
の道のぶりしさは御葬礼の儀式をあわれたと
がくあくし大和の都より御かけまことに○御陵の
戸の前に入まかし入御別をとゞめまつるひけ
まは様々に人々あひそれを悲しみてまつる還御の

下津稜宮(しもつかさのみや)是へ離山宮(りさんきう)に

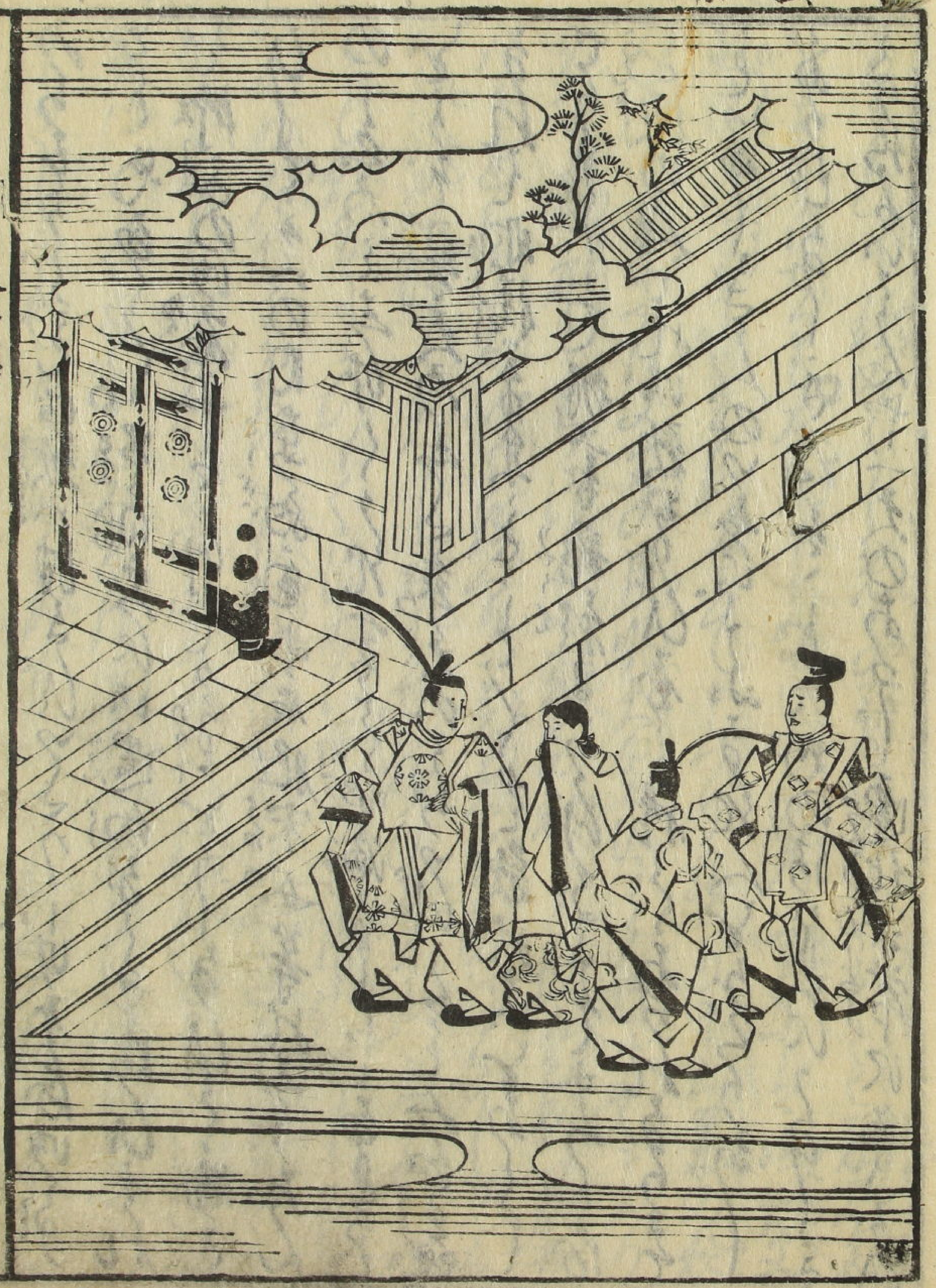

みちをびらをし此歌ハはきびしくかりしけれバ給ハざりし
をしやなく ○ 豊日宮にに還御ありしせ給ひされ
ぜしに太子の御座ハかりしくかひぬとうりのかく物さ
びしく父の御ありし御面小右肥宋女等れありたん
のこゑ乃こゑげくれ御哀く四海のとまものまと
どうそ番天乃悲しき奉るのたぐびくもしみあり天地
されし悲情の本ことごとく此歌れ文をおもくて
せりありして那言純教よちかぶおそれすみく候
を深のれこれ此歌おりし風く雅くありれありきて
とひゆきさんのいふにぞふかくれんとなりおし
ありかりすくらしき給ふことに物の行ひ通にふうすしき
うち御かいきんや一夫のありて遷化無常にさるぞハ

あゆかりし 秋のたしだかんおちみなあきれ給ひぬすくをと歌乃文
とおかりにせるも ○ 太子十五歳の秋乃哀ふりて此御文
敏達天皇ふみとまれそろてまかり給へり ○ 十六歳の秋
のちし先帝は父の用明天皇にかよ給さずれてまかり
給ひり文年うちはげなの末代杜でとに見御部 雅名
乃うまひよまさけるなり去在定離れうすりてある
ほ目前ありばしりつまくせ給ひおかめ夜ましけれ
どをし経かよりくはかに逆臣を降伏しめと
うんぬ ○ だちまぢら宿願をとくしてくきたまふるもかふ
かりめしてかりまもの山にめして拙寺をとそしくしむ
寺はしくおもんみまぢ漢ちにありし聞ゆと庭台
まうしさゆとおぼしめし法のありきんのためありたる

ことゝもせしめんと帰られ大臣めしぐして
高橋の川乃辺まで行啓してこれを見給ふ
ましかれは河小東の山乃ふもとまでも御てらし給ふ其所
て来乃後とゞ人て御らんありて宦へ能素返るとぞ
松の枝よりおちて絶え子死して後くるこれを
つゞめの深山に入く松山あるとしる宮へ送り
らせ給ふ枝を抽子と名付とて御時に一人の男
馬よ騎りあるとを東山より西へ行あがりし
しくしくと云々
○あくる日夜乃やましあちこち居給ひ
難波のうらにかのやまくらん
左衛のことそこしゝして左右に法きくのる

まいりし是仏神乃勧勅なりけんち志ましまさんや。おゝ
見よとて弓削守屋臣どもの志やなりあんなりしとその
妄執をとかるはらされ也もし立像とは諸経
仏法をたびたび立像て三宝を興隆すべき年紀
なるゝや去尚も仏法をと宗風よみそとてあるや
さるゝ逆臣をもつてためにこれなれ也。他国の大工瓦師
鑪盤博士等来りて百済国あるを蒼海の波を志の
ぎ。翌年春乃難波のうらにきたるべしと。夫
材木などもそこばくよりも他国の大工等をもひきつれて
堂塔を造立すべしと云ものはやはやく。難波乃う
らにあやしろを建てもて弘誓の船よりあがりきやう
さいしの宿縁熟すべき瑞相也ともいふべきにぞ彼山

に入らしてしばらくのを経てに刀今によめる宮乃中
ふかくづくしてかの出れかうちへ入路也。その所の宇
治橋等もあるゝされど花いくだとまりて大河となりし
あら高野よりへ入路也とそれ杣山のもとにとし。山城の愛宕
郡桂乃田郷古車野とも云。桂田村とも云田史
野人のなりまゝにて野らなりて村々在家もなくに
なりき。東西乃三方は深山そびへ向もはるかにおほ
ほひ東西にありてあうどうれありて南へ打出れ南
宇治川東かも西へながれける。その地乃形をたとへみれば
に四神相応乃霊地なり。未来の帝都とし給べき所
あへしものやよひかける杣山へゆきてひらき大内
そのになきとおもととかりき材木をとりのけれどもたい

是とさるとてんとそ救世觀音の佛像として多田の
木よ打給ひく自斧をとらせて大木とさるを
給ふその殿乃吾山給ひとうし地とうごく殿の梢
木いとこさらえく梢しけるまとよびかれど動かんと
あかりしめして菩薩とならせ給へば法いにとけるくも
あれ々ゐりてその時たちまち右にわけしかま
く○是入滅のゝち二百余年余歳となってこれより南
太子御とけおへゝして帝皇ならぬ代をしろしめさ
れん佛法せいりに給ひ万民來集して利益萬丈
あしらん寺にはつるこの菩薩の佛像末代の利益と思召て
給ひとしこゝに安置せしめ給ふまりそ乃御本尊しぞ故
御よせむ弘法一宇造立せんとてあかしあに乃り給ふ○

くこのもんに人やおほくしたがひ奉りしにあらずや
むとして。さて太子一人まゐり給ふ事なかりしかばあん
ちこの寺るの像をつくらせたまひてほとけのごとくにおも
ごとくしおぼされけるより[illegible]いつくしみたてまつりき
まつりさや聖徳太子と御名をなづけならびに仏舎と
はらりそてまつらんといひあまた法蔵ありける
もとかの山にまゐりぬべし。○寺の名はくのみやに
摺のまれなりき[illegible]の[illegible]に寺に[illegible]そへ
それより[illegible]のうちあらはれしされども時
の人は[illegible]と[illegible]摺しまつりしよりこのかた
[illegible]これをとらはれかたく[illegible]ありしかれども
[illegible]出[illegible]とも

○御まもりはひとつもろこしの𦾔き本にみえたり
阿耨菩提のため卯(?)なくさうれ(?)にいたる
と云文字をかうむり給ひ飛檐垂木悉皆成佛
のむねあり○このみぎり摺とさきつめたまへりけり
あるとなし枝にかゝりおちけるとなりにゆびにたて
御守袋をそのまゝひめの太多羅の截様にあそばし
堂とぞなくまもりをうり此木の根六角にむすびたまへば
あらじとてしらずとされしとかのひがら六角堂なり
○この寺を本寺とし先生御山にはじめてみなさるゝ
六角のおひ(?)なされたる二臂如意輪觀音金人の像也
もろこしの人まできこしめし或は御守をおくりひとこへす
ともしび人の果報のみにてかくの昔也○六生

めでたく○衡岳の念禅法師なりし遷化の時弟子にのたまはく
われ遷化の後にかならず東海日本の
王家に生れん遷化ののち四十六年をへて彼国の仏
法をひろめて相続せるをもつてなるべしゆゑに○さるほどに
法弟子の徳巌法師にも申おかれしに法巌法師
おりひとつ秘八世の音常をかぞへ四十六年を
それより先師の法をとらん為時をうかゞひて
てまつらんとてちいさき衣裡にをさめたてまつり
日本へ来臨ありといへどこのたびのうへにさづかりたてまつる
うたさといひつたへけり○正覚如意輪觀音像
一体日本國王家へ衡山光明寺住僧徳巌等謹白
と云太子十三歳敏達天皇十三甲辰七月八日に於

を殺して大海に投る同年此十月に淡路の国巌屋
の海乃すみ〳〵に浮てながれてよりけるを（日本紀ニハ推古三年ニ見タリ）浦
人とりあくるにこれ香木なりしかば太子にたてまつる附
佛とをりて見せしめ給へとてこれより義久あるも
くれど先引不持の観音をきざみそこに伽藍を搆し玉
つるとゑまのひける六角堂の本尊これなり。○ろ
まいつくはちる錢安林院と云たる人ハ南ハ附を内供
の法厨子にも捧をとりくはりかされ○長寶寺とも云
こゝもしりしものゝ○桓武天皇の
御宇延暦年中にもの京を平安城の都と
うつされしゆふこの寺町中になりにしかは一他所へ
つもへきうしのちまりしに一夜のうちにうし御へおよ

立ん退ありき不思議なりしと云太子は波本なるとて度山
にとゝめおきしかを給ふとしく自ら彼をはしうなる給ふとに
もし刀にてきざみ○軀橋寺とそいふまた一軀ハ法隆寺乃
金堂に一軀ハ天王寺のものその時乃小刀十二本いまハ橘寺乃
の聖霊院によこれありはふさに六角堂の縁起にのこ
さあり。○明星天神をあゆみと化してこの六角堂を
守護し給ふなり緋の堂乃うし海にましますの寺
明星天神とこれなるを行て部類にて杖をとゞまく
所ひく前をよまかせて○造営なりきちかなり
四天王寺のむかしよ元興寺の建立したまひときも
んのまくに守屋の逆臣等が亡魂ども鯨となり
蝶蝎と化してその塔をやとるがたる身をとめ

し寺を建立せられし○百済国の博士覚哿申けるは
龍鬼魔魅縁乃あつまるところ也此地はりうかいのくちなり
やかてそれまうりをうかゝはらんと太子御年廿二
歳のとき御縁ちなみ給ふ故を建立ありて荒陵の地に建立
し給ふ此寺もんつまりれんかうしうるに太子五十二歳
乃時四天王寺乃縁起をかき給ふ

一太子五十七歳之御時　崇峻天王元年戊申歳
三月廿七日御伯父崇峻天皇即位し給ふ内裏大
和国十市郡倉橋の宮也欽明天皇十二乃皇子
みくら大和国宇多郡狗瀬山の奥に佰あまりひしと
寺をたて物しさそまうりて位を遁ぐれそまいりし
欽明乃第六十七歳にして即位人皇卅二代乃みかど崇
峻天皇也御わたりむうし○天照大神此法代にも皇祖の
の宝蔵にまつり宝として神璽宝剣内侍所乃
三種乃神器を法利義にかくる秘万歳と祈り給
つまゐ万機のまつりごとを太子にゆつり給ひ太子は
法印位せり天皇と太子とやくしそく
て勅し給ふやう称太子へゆるやされ蒙るところを

おし給ふにぞまかさう給ひとさとりごとく南無かほとけの
はくすや也賢げまし即位し給ふと天子の一乃家の寶位と
おさむるより衆生をしたかをたんやとのたまふ
時に太子見んなれど此正釈とさうしそそきまつり菩薩し
給ふ處に○ひそかにて其の正釈と釈尊浄飯王
まし給るにつしまするとも十善乃法位とそそのかし
四海のあるじしやとなしませ給ふまさしくに負ひぬ
幸也ゑめじしるんまで一の悪おもと法服にしてにまへ六
まつりと此命のさうするにかな剣まつりくは家
とうしおふ悪おしやを給りしまでまつり給ひをかれ
是をと悲しむきをおろそかにし何をとろうへやうにさう
しあすまやとはまう○あ番給てたま子のましまして下

給ふやうそれは何かもちろはしますこととの給ひつく
ちかほどく給ふときも傷害乃悪おこなりとて是の左
乃法服のうちにあたまり十文字にと給ひそき侍
まよこれおもとまふかの人へ貴賤上下ことにらかう
むる剣よりさき命をとうしあつふ悪ねがふくなり給りや○しは
うんにもしまさば罪の積とて叡覧あるべし
ゆるくみてとれはまへに罪の積をとめてら感法流
にうつてみすがらつかうんおかきまれてしますとに
おろ筋は眼乃うちにすみ字にとまるとめくその時
みとたまおもてうよわかりしめしてゝ其の非令下乃歌
つらんやしてゝ縁せんやと勅し給ひまれは太子
養し給ふやうとまそこれまで廻向の法ぞあるくだう

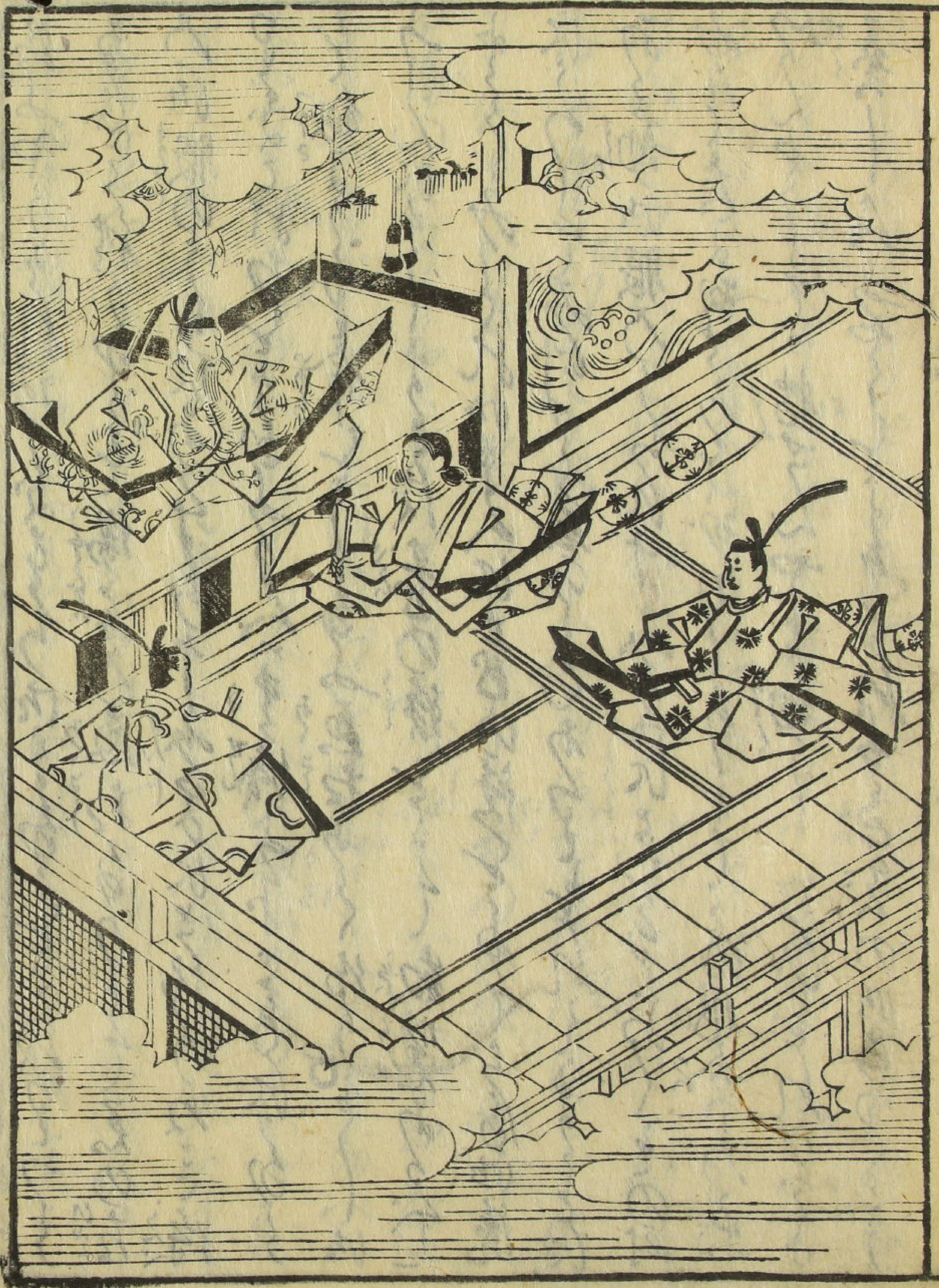

あそばしけり〇三寳とあがめて魂と殺者に施し
給へとてまうで一万が一もやまとの川へしまぬかれさせ給へ
んばしにてんじんが悪ねがひ給へくおしくあて
まいり給ふ〇みかどいよ〳〵守屋が法をやぶりける
してぶ龍をはずかしめそひ物をしよしよ是非と
ゆうさひ悪くしく申しもゆへ法もくの欽明天
皇に〇國をとしこしあたてまつり給ひけり後用明
天皇崩御の時群臣討議して謀反しつてさん
つと天子の位とさずきまいらせてさうけ敏達長七年ん文
す法眼ハ日九て弥々としおはらしにひろまりあめて
天照のみてと御門の法眼ハ日本ハんおほせありてきぬ
法く。まあり申とまうにたまこれ法眼のあし

きさきとおなじくそてをつらね給ふ○推古の御寿限をみ
秋一万歳とおさめて御称安穏にましましけるに
ゐひ給ふといへども彼法眼乃画まようしく沖
丸でそこをりに法寿限をてつ給ふ
○三十年此内のめしぞ崩御なりたまふべし有為無
常のならひ〳〵ある界の寿限は長短さだめなく
して必滅のことはりをまぬかれざる物なりと法家
ことにかなしみをいたせれども天祝に光をそむけ
つとめ法界の人すとめく歎乃涙をながし給ふ
たゞみの文用明天皇御法師佐せをにたのひおもひく
法寿限をさうしきをとくきうり給ひしに短命下す
べけれども御年二十年此内十ヶ年八の中をおしへそ

まいり給ふなり○一万歳とこそちかひまいらせしに又この法門を
きゝしめしまいらせ給ひつる短命にして法寿限を
十年乃内に奏し給へるはじさめてうらぐひあり
○太子廿一歳乃法附よあらはれてこのひ○きこし給ふ人
し○又云百済國の威徳王れ云く日本国よ生まれ給ふ
の釈尊人称をとなへ聖徳太子となづく
まうじめて堂塔を建立し仏法をひろめ給ふ
うしあがむ助成人して釈尊乃法舎利數
十粒をわりつげよへとうたてまつり給ふ
給ふ舎利光明をとゝろかし録し給ふ
し唐人日本人天下とのく作し
つとむるや経論をとなへて又附八

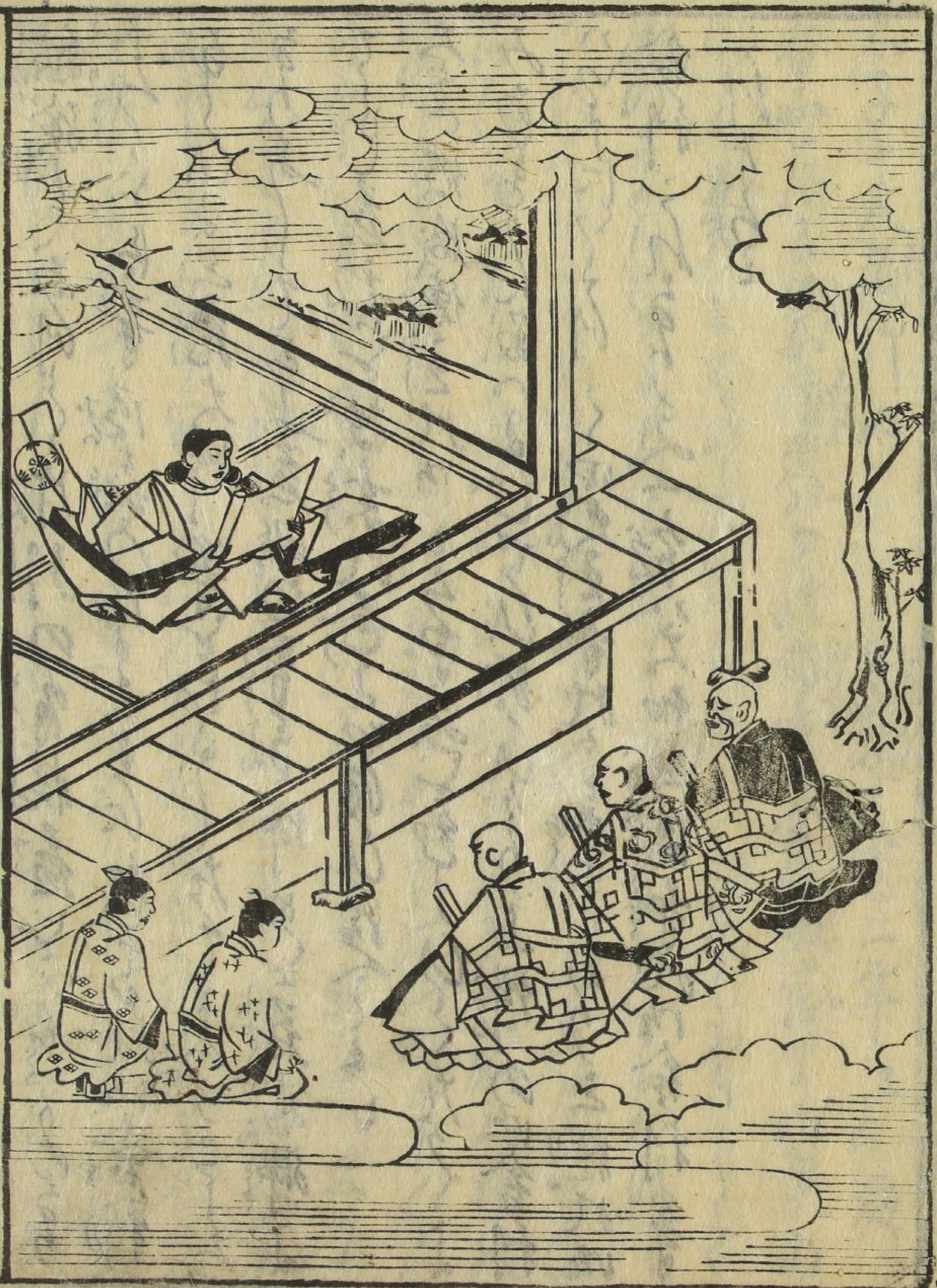

發まをみちびける三蔵大師等あまた侍る三人あまた
しくらまてしありつゝその名ともし惠聡大師令欣
大師惠慈大徳をはじめとしてその外諸道の工を
乃長者をくらべたまへるも〇番匠近き千人鍛冶廿
人造瓦師廿人〇漆師十五人〇絵師十五人〇仏師十
人くれしく諸道の長者いもしかの大工そうして
〇一百五余人をとりわきされたまひしを給ふまて數百僧
亚乃盛徳王は御送使にて〇謹て奏達を
東海乃聖王と贈はしき人さくは慧慈乃大聖賢
なれは機縁つききて化を自域にうつし衰のかれ漢
帝の流の菩乃長と思念されたる懐舊の感涙
難なしいつくし貴かるや法王西來のいかし色

獻瑜しあらく所列の有情益とこ縁りのあり
もろ〳〵白等原藏乃あまるに釈尊の法舎利
およびに三蔵大師等とわたしたてまつるところ
なりふして太ふ慈恩の聖寺に卿見を若木郷に
てらし慈恩をと投葉の邑に都りゐ給へとなと
太子彼威徳王の法とるをとむるにかたくに
みあぎりん尊はよむせび所ひかりと縁の法舎利
ハいさにいて〳〵けく四天王寺の金堂にあり三輕の法
舎利これあり又一分八大和国橘寺の法舎利等
これなるを

太子十八歳御時 崇峻天皇二年己酉歳
春正月に崇峻天皇の内裏倉橋宮において法楽あ
りく議してのたまはく国乃おさまらしむく
国のさかひをさだめ給へし民のさとをもさだめ
めたまへしとて国のさかひ経らるゝとときすひ
給ひ当るたまはく○地神五代のはじめ天照大神の
御代より人皇十二代景行天皇の御時まではくに八
百余州を定まりて給ひしをそのころ一国ありまさ
に人皇十三代成務天皇の御時にいたりて六十六ヶ
国と定め給ふ人皇三十三代崇峻天皇の御時まで六
を六十六ヶ国なり給ふ太子十八歳乃御時法
口へあはれくしきしぬかくのことく六十六ヶ国に分ち給ふ

なりこれより發してのち南にて南閻浮提の
ち海上にさしわたされんとき十万余里は西に天竺の
地なり九億一万八千六百九ケ国とかさねて十六乃大
国とあつまる已上仁王經説也次ぎに又三万九千六千余ケ国とかさ
なる又十千の小国やとあつまるものやあれども
あらゆる天竺の国の数の際限あるべくもなし
しと天竺の国よりもまた万余里に海上とさりてかの国
ありこれを震旦国百済国任那国新羅国高
国となりにこの又ケ国よ三万又千六百三十余ケ
国をおさめるを修し天竺震旦のおほくの国々に次て
又なりせくせにし国王となりもしまれて猿男
女のすがたを現して仏乗乃妙法とひろめ前生の縁利

蓋し佛よりも震旦の霊山六寸れこそんばしきて
いまは閻浮提の南東の国に東海せりとあるに我朝日本
国の名を粟散辺国の中に秋津洲也とあるべく
まことにちいさき島なれども五十余ケ国を
おさめて日本国となりけり東海の中にいさゝかなる小国と
いへども神明のはじめし給ふ国なれば新羅と
くらべては東西北悉戎のおそれをなしいへども
の威光のいつくしきによりて来降ませとも乃
ありとあらゆるもしくはらちのものもたのもしからずなし
うへ尊きをもってあらゆる天照大神の御孫也しく
継ぎ給ふ和光の天下をおさめ給ふに至る迄も一天四海をおさめ
給ふや海内にも乃川ひとつもなく神武天皇まで

叡帝にいたり給ひてまづくにをたてゝ此三代の政道に
て、ましくは賢王也中八一子とおりまさじらんに
の慈悲と万民に恵ほどこされしと国々のつかさとよくをさ
めて日本国中の人民百姓を安穏ならしめんを
もつぱらに政務をうけ給はりし臣下と諸方に流されし
此余の事と歟て六十余国よりおほし給ひてはふ
諸方の人民百姓等国の貢物献物とおもひ給ひて
めぐらし山河と広くして四方の横旅の路にうるとおも
とふらはせ力をはげみはそのあまりをおりまさしや
諸国よりきこしやえもくに届候と附し御末代ま
てとも万民のよろこびをうけし様の法まうりしとある
べししとや給ひなれと天皇おほとにさうらへきは

るよりあるひとて三人の臣下と[illegible]のはたらきある給へり
その交名と○大伴の大臣竺紫大臣○阿倍大臣とのく
諸国より下向せし所を以大臣ハ東海方へ下向を阿
倍大臣ハ西国より下向せ完人大臣ハ北国より下向
そのくあきらかなる所をひとくそれて名字と付諸方
より七道と付るまで人民百姓乃のおもてとうくを
とる事とこらひゆりまりて上奏せしまと革る
やうの掃勅為にまうせもせでに諸国乃さうひは
さめ諸方よりまじ士臣を付給ひぬまつ伊勢の国せしをそ
伊賀の国と尾張の国とをのぞきて志摩の国かくし之
河内近江の山しろの一国ありとをもてにもて安房と
なし待上のその外 ○駿河伊豆甲斐相模国武

蔵安房上総下総常陸国なりしハ八ケ国也今
分て十五ケ国となし給りぬ世の人これを東
海道と名つけ給りし又○近江国美濃国飛騨信濃上
野下野出羽陸奥国なりし八ケ国なるをもつて八
ケ国となれバ是を東山道と号けり次に北国ハ若
狭越前加賀能登越中越後佐渡国有りけり
に七ケ国也これもそれなりて七ケ国也をなして是と
北陸道と名付給りき次に中国ハ丹波丹後但馬
因幡伯耆出雲石見隠岐国むかし八ケ国なりしを
分けて八ケ国とし山陰道と名付又○播磨美作備前
備中備後安芸周防長門むかし八ケ国なり今ハ
八ケ国なりしを山陽道と名付給ふと申ハ○紀伊国

淡路阿波讃岐伊予土佐むかしハ六ケ国なりしを今六
ケ国と成り南海道と名付給ふ○西国ハ筑前筑
後肥前肥後豊前豊後日向大隅薩摩此九ケ国なるハ
九ケ国なるを九ケ国となし西海道と号けり○大和山
城摂津和泉河内の五ケ国を又畿内と号けり惣
じて六十六ケ国なりと壱岐対馬ハ加ハれ嶋なり
日本の東西ハ二千八百七十余里南北ハ五百卅六
里なりとかや大小の諸神の社の数とさふらふまま
諸神社の数ハ三千百三十二社なりと書きよれそ
氏子の人○人皇十代崇神天皇の御代に諸国に
宮社とは今大小の諸神をあがめたてまつり
給ふなりそ皇のはじめとぞ崇神天皇也とあし

おそれ多くも欽明天皇と申奉るは
あまつひつぎ廿四代の御ひつぎ代々の帝みかどとく
く神明の法を縁とする御ひさしかりしからく
に法国よりひさしき山の龍澤の谷の塵にも太子
れ法神とあがめ給ふ社乃数ハ○三千五百四十一社也
人皇廿四代推古天皇と申せし末代より下りて第
三十七代乃帝法代々にしてあがめたてまつりし
三宝の太子乃法神寺社末社法神家の数也
して○一万三千七百余社よりそひまた彼三人乃
勅諚の太子とみかどとも思召かそへまして後
ともありける御ゆへに日本に出家する男女の数
また有しくもがな[illegible]○男子の数十九

億九万四千八人也○又女人の数ハ廿九億九万四千八
百三千四人なり男子のかずと女人乃数ハ二億四千
七百八拾三人なりし此三人の外にとのく法をれ
まつりごと継体天皇の御ひきまれも欽明天皇とお
かるに法感ありて詔してかゝまつりてそれより代
とたえずして天下をしそむく○人皇十代崇神天皇
の御宇に天下に神事をはしめる家を寺院建立し
本を法くる事わし法国よ社を作り太子の法神と
あがめ奉り十三にきさらぎ人皇十二代景行天皇
此時武民太臣として大和にて景行御宇家等
の群臣とけびとてんしげ給ふとそしいちごう瞬乃
法路をあがめるも朕が代よりまでも国を出中余

かゝるよしを法身なる王さ道とよ娑婆へ付てしに
渡来の家そのまゝにひろく人民安穏なる事
まうしあげゝる聖徳太子九利益衆生の法方修行
つねに御心をたてゝ給ふとびのあはれみなるのべくもしを
ならびに上宮太子八年地中身観音の垂迹として
て仏法の一道を弘通なされまことあらはれ
在家と称して国の政とし人を結末作と
うさまつらしくとりをもとりひとつとなりて救世
大悲の教のかたりけるくもあり それぞれなりとも
なりつも